

# 国内債券・株式バランスファンド (確定拠出年金向け)

追加型投信

国内

資産複合

インデックス型

## 【投資信託説明書（請求目論見書）】

(2024年1月31日)

この目論見書により行なう国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2023年7月27日に関東財務局長に提出しており、2023年7月28日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	: 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	: CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	: 東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	: 該当事項はありません。

**NOMURA 野村アセットマネジメント**

## 目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	4
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	12
3【投資リスク】	22
4【手数料等及び税金】	25
5【運用状況】	27
第2【管理及び運営】	37
1【申込（販売）手続等】	37
2【換金（解約）手続等】	38
3【資産管理等の概要】	39
4【受益者の権利等】	41
第3【ファンドの経理状況】	42
1【財務諸表】	45
【中間財務諸表】	141
2【ファンドの現況】	151
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	152
第三部【委託会社等の情報】	153
第1【委託会社等の概況】	153
1【委託会社等の概況】	153
2【事業の内容及び営業の概況】	155
3【委託会社等の経理状況】	156
4【利害関係人との取引制限】	207
5【その他】	207
約款	208

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

国内債券・株式バランスファンド(確定拠出年金向け)  
(以下「ファンド」といいます。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)  
なお、当初元本は1口当り1円です。

#### ■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額<sup>※</sup>とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

なし

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位（当初元本1口=1円）

(7) 【申込期間】

2023年7月28日から2024年7月30日まで

\* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込日の翌営業日までに申込金額を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

**株式会社証券保管振替機構**

(12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

◆「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

※受益権の申込みを行なう投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

わが国の公社債および株式を実質的な主要投資対象<sup>※</sup>とし、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

※ ファンドは、「国内債券マザーファンド」および「国内株式マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

##### ■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、2,000 億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。  
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(国内債券・株式バランスファンド(確定拠出年金向け))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ( )	
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回	日本		日経225
中小型株	年4回		ファミリーファンド	
債券		北米		
一般	年6回	欧州		
公債	(隔月)			
社債		アジア		TOPIX
その他債券	年12回	オセアニア		
クレジット属性 ( )	(毎月)			
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券) 資産配分固定型))	その他 ( )	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	その他 (合成指数)
資産複合 ( )		中近東 (中東)		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

#### <商品分類表定義>

##### [単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### [投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

##### [補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分表定義>

##### [投資対象資産による属性区分]

###### 株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### 債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。



(5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### [決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

#### [投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### [インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

#### [特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標と

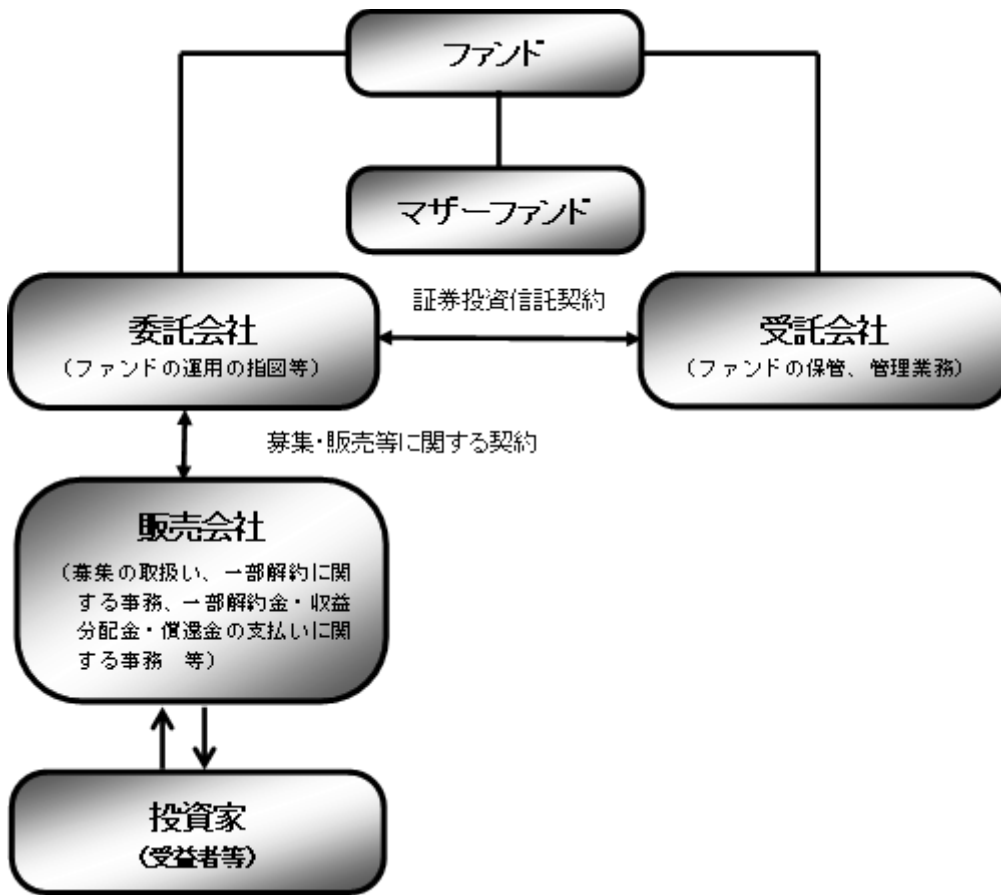
する投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

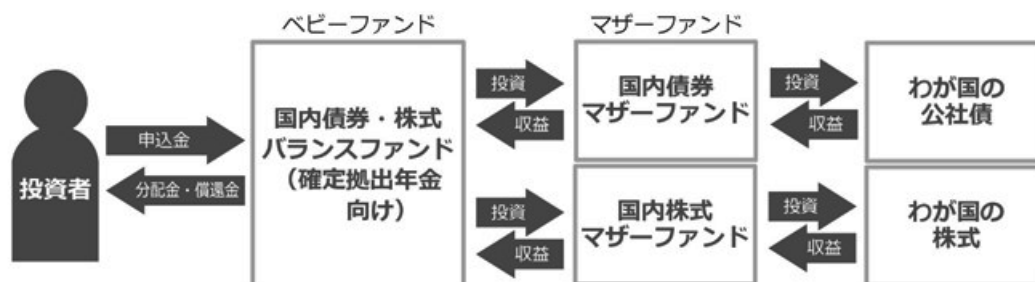
2002年4月12日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	国内債券・株式バランスファンド (確定拠出年金向け)
マザーファンド (親投資信託)	国内債券マザーファンド 国内株式マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2023年12月末現在)■

- ・名称

野村アセットマネジメント株式会社

- ・資本金の額

17,180百万円

- ・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

- ・大株主の状況

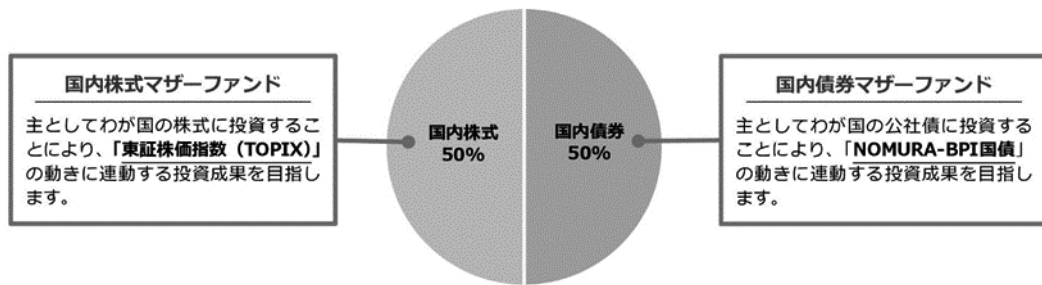
名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693株	100%

## 2 【投資方針】

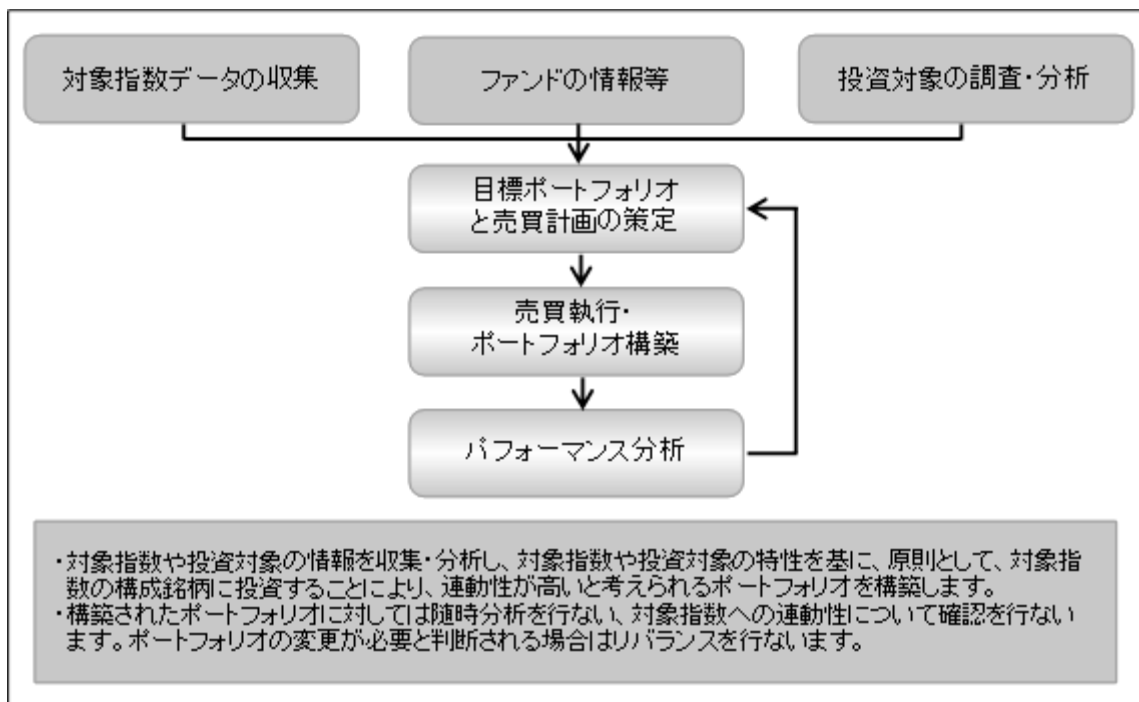
### (1) 【投資方針】

わが国の公社債および株式を実質的な主要投資対象とし、これらに分散投資するバランス運用を行なうことで、キャピタルゲインとインカムゲインを総合したトータルリターンを獲得を目指します。

- ◆運用にあたっては、「国内債券マザーファンド」および「国内株式マザーファンド」の各受益証券に投資を行ないます。
- ◆各マザーファンドへの投資比率は50%：50%を基本とし、原則として3ヵ月毎にリバランスを行ないます。



### ■投資プロセス■



\* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■各マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等について■

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

東証株価指数 (TOPIX)

- ① 東証株価指数 (TOPIX) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ② J P X は、東証株価指数 (TOPIX) の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数 (TOPIX) の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数 (TOPIX) に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ J P X は、東証株価指数 (TOPIX) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数 (TOPIX) の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ J P X は、東証株価指数 (TOPIX) の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、東証株価指数 (TOPIX) の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤ 本件商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P X は、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ J P X は、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数 (TOPIX) の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧ 以上の項目に限らず、J P X は本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

(2) 【投資対象】

わが国の公社債および株式を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、「国内債券マザーファンド」および「国内株式マザーファンド」の各受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債および株式に直接投資する場合があります。

■各マザーファンドの主要投資対象■

[1] 国内債券マザーファンド

わが国の公社債を主要投資対象とします。

[2] 国内株式マザーファンド

わが国の株式を主要投資対象とします。

なお、デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

① 投資の対象とする資産の種類(約款第 17 条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ 有価証券

ロ デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限⑤および⑥」に定めるものに限り)に係る権利

ハ 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

② 有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内債券マザーファンド受益証券(以下「国内債券マザーファンド」といいます。 )および国内株式マザーファンド受益証券(以下「国内株式マザーファンド」といいます。 )のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限り)に投資することを指図します。

1 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2 国債証券

3 地方債証券

4 特別の法律により法人の発行する債券

5 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債\*に限り)。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

6 コマーシャル・ペーパー

7 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第2号から第6号までの証券または証書の性質を有するもの

8 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

9 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

10 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り)。

11 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書を「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを「公社債」といいます。

③ 金融商品の指図範囲(約款第18条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1 預金

2 指定金銭信託(上記「(2)投資対象②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)

3 コール・ローン

- 4 手形割引市場において売買される手形
  - 5 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ④ その他の投資対象
- 1 先物取引等
  - 2 スワップ取引

(参考)各マザーファンドの概要

(国内債券マザーファンド)

## 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

① 主としてわが国の国債に投資することにより、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 外貨建資産への投資は行ないません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(国内株式マザーファンド)

## 運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第 16 条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第 17 条の範囲で行ないます。

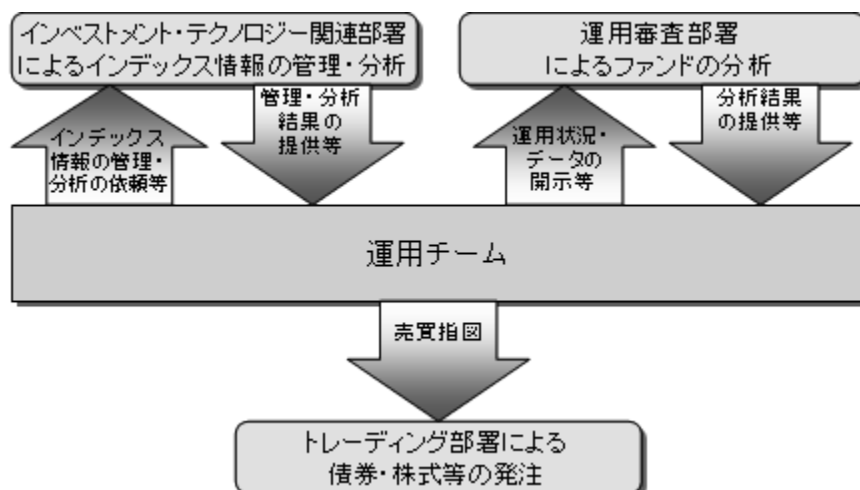
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。



### (3) 【運用体制】

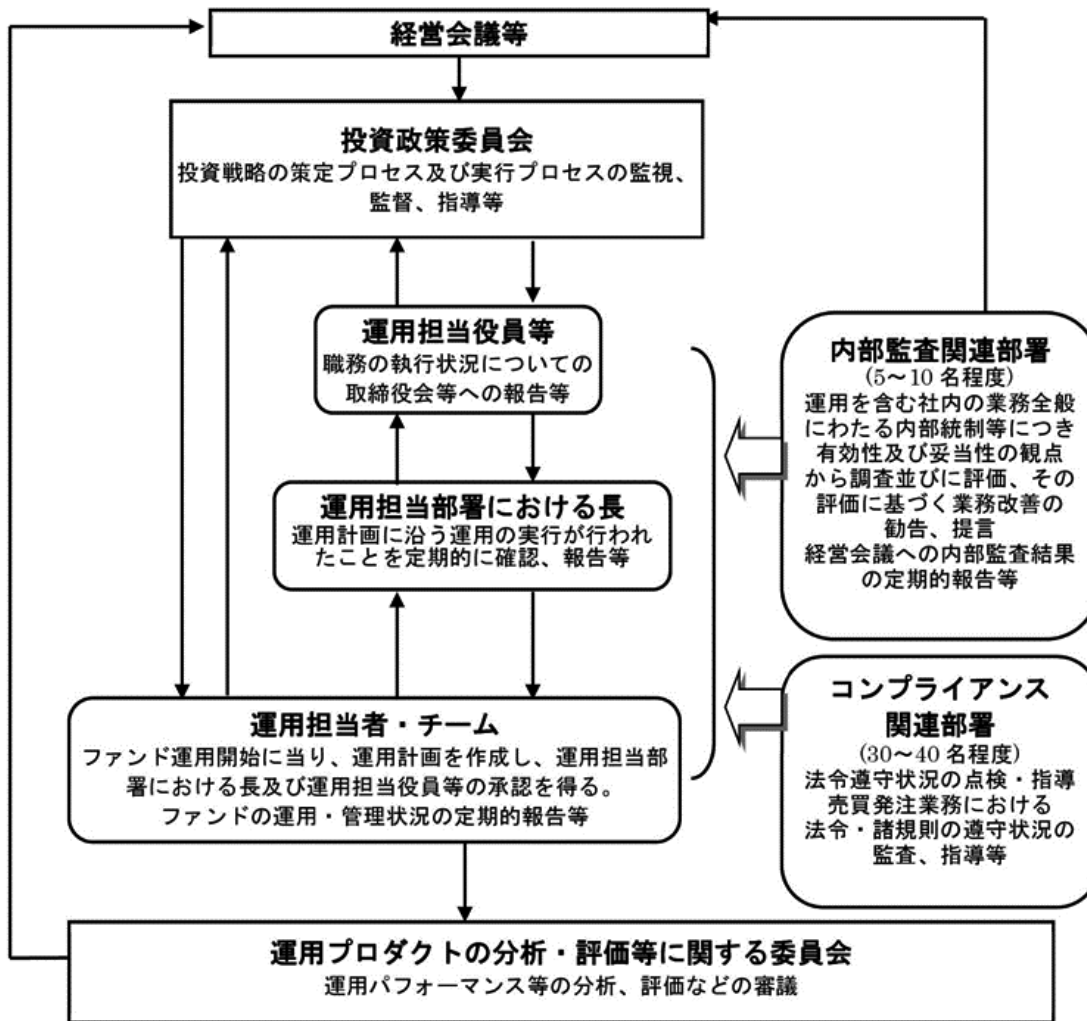
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - ② 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
  - ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。
- ※ 利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除し

た額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※ 売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

\* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### ◆ファンドの決算日

原則として毎年5月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

#### ◆分配金のお支払い

分配金は無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (5) 【投資制限】

#### ① 株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

#### ② 外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

#### ③ デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。（運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限）

#### ④ 投資信託証券への投資割合

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資は行ないません。

#### ⑤ 先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

(i) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに上記「(2) 投資対象 ③ 金融

商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ii) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 ③ 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 ③ 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### ⑥ スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第24条)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

(ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(iv) 上記(iii)において各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(v) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(vi) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑦ 投資する株式の範囲(約款第20条)

委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

⑧ 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 信用取引の指図範囲(約款第22条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2 株式分割により取得する株券
- 3 有償増資により取得する株券
- 4 売り出しにより取得する株券
- 5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券

⑪ 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第26条)

(i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii)上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑫ 資金の借入れ(約款第34条)

(i)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑬ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

⑭ 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

### 3 【投資リスク】

#### ≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### [株価変動リスク]

◆ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

#### [債券価格変動リスク]

◆債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### ≪その他の留意点≫

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。

◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて

分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

## 《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

### リスク管理関連の委員会

#### ◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

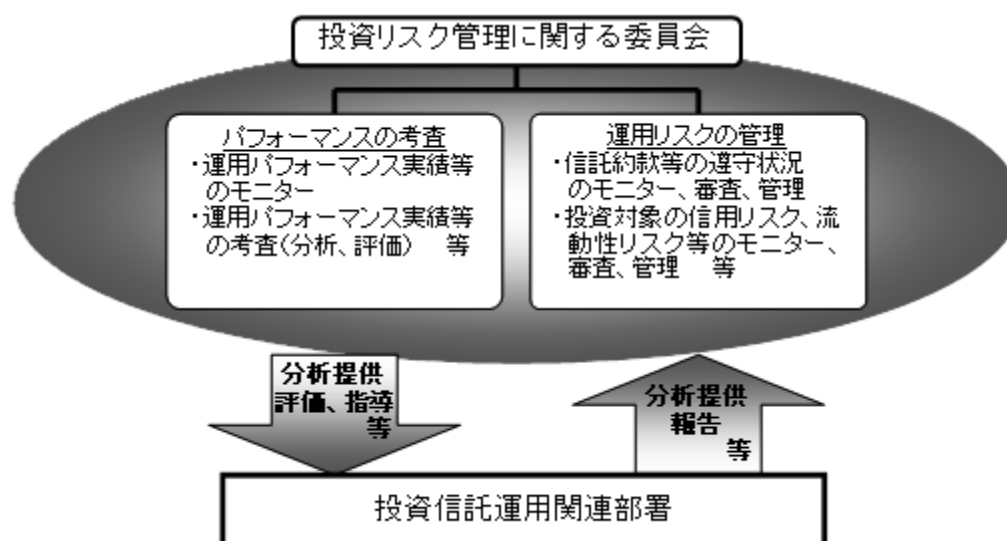
#### ◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

#### ※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

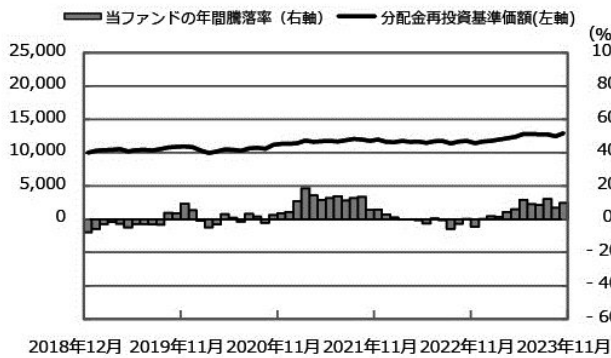
### リスク管理体制図



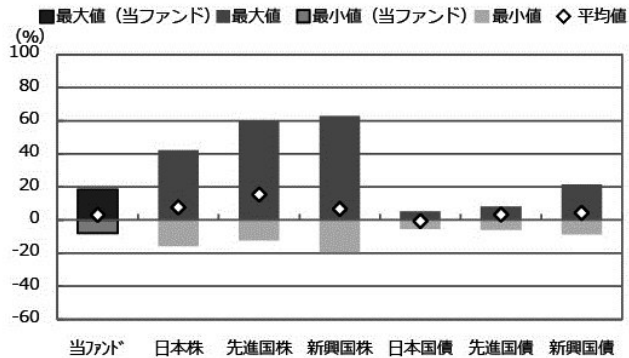
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

# リスクの定量的比較 (2018年12月末～2023年11月末：月次)

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



## ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国国債	新興国国債
最大値 (%)	18.6	42.1	59.8	62.7	5.4	8.0	21.5
最小値 (%)	△ 7.9	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	3.0	7.6	15.4	6.6	△ 0.6	3.3	4.3

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年12月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### <代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

### ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPXI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

##### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.572%（税抜年 0.52%）の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年 0.22%	年 0.25%	年 0.05%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

##### 《支払先の役務の内容》

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	口座内でのファンドの管理および事務手続き、購入後の情報提供、各種書類の送付等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

##### (4) 【その他の手数料等】

- ① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ④ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

\*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

##### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所

得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いは下記の通りです。

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%)の税率で源泉徴収<sup>\*</sup>が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ■個別元本について■

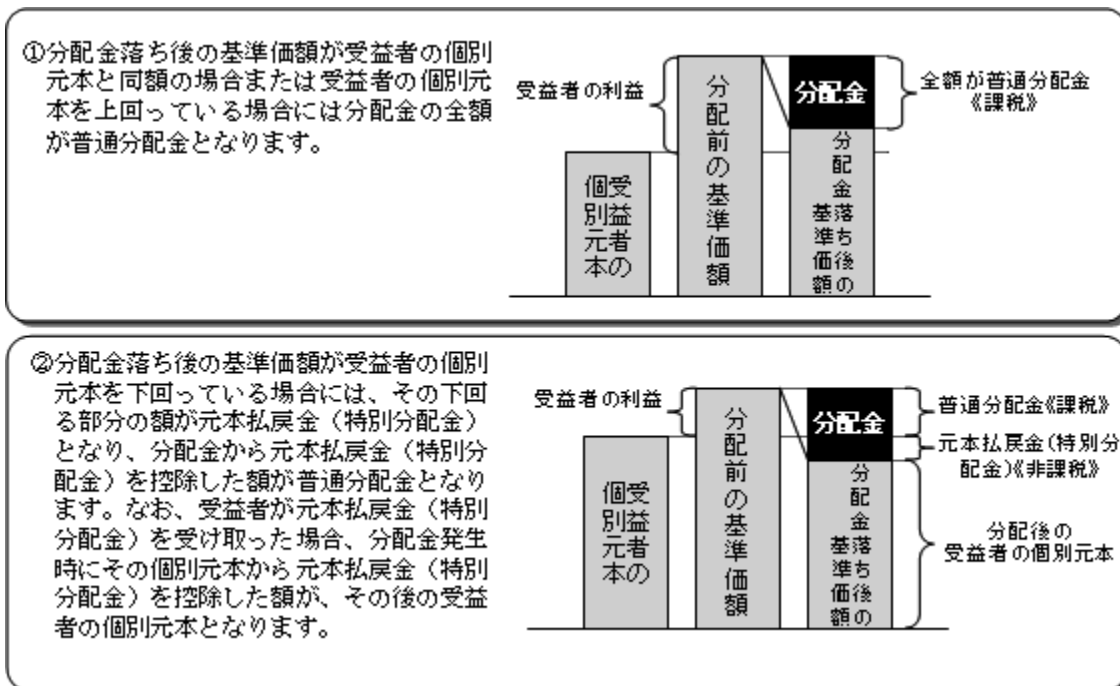
- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

## ■換金(解約)時および償還時の課税について■

- ◆換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。  
なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ■分配金の課税について■

- ◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※上記は2023年11月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合

があります。

## 5【運用状況】

以下は2023年11月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)【投資状況】

#### 国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	520,161,650	99.96
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	207,777	0.03
合計（純資産総額）		520,369,427	100.00

#### (参考) 国内債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	18,935,890,450	99.49
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	95,632,550	0.50
合計（純資産総額）		19,031,523,000	100.00

#### (参考) 国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	601,153,865,080	98.89
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	6,698,909,571	1.10
合計（純資産総額）		607,852,774,651	100.00

#### その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	6,676,560,000	1.09

### (2)【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

#### 国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	99,124,129	2.2974	227,727,774	2.6423	261,915,686	50.33
2	日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド	200,221,712	1.3195	264,198,787	1.2898	258,245,964	49.62

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.96
合計	99.96

(参考) 国内債券マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年) 第44 7回	340,000,000	100.15	340,510,000	100.03	340,112,200	0.005	2025/4/1	1.78
2	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年) 第45 2回	300,000,000	99.94	299,847,000	100.00	300,000,000	0.005	2025/9/1	1.57
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第14 5回	270,000,000	100.36	270,988,200	100.17	270,461,700	0.1	2025/9/20	1.42
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 40回	260,000,000	101.07	262,795,000	100.71	261,851,200	0.4	2025/9/20	1.37
5	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 42回	230,000,000	100.41	230,952,200	100.13	230,315,100	0.1	2026/3/20	1.21
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 41回	200,000,000	100.91	201,830,000	100.56	201,128,000	0.3	2025/12/20	1.05
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 43回	200,000,000	100.42	200,840,000	100.11	200,228,000	0.1	2026/6/20	1.05
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 45回	200,000,000	100.39	200,780,000	100.04	200,090,000	0.1	2026/12/20	1.05
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 8回	200,000,000	100.10	200,216,500	99.59	199,190,000	0.1	2028/3/20	1.04
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 51回	190,000,000	99.87	189,754,400	99.45	188,972,100	0.1	2028/6/20	0.99
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 66回	190,000,000	98.38	186,937,100	97.18	184,647,700	0.2	2032/3/20	0.97
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 46回	180,000,000	100.36	180,648,000	99.98	179,969,400	0.1	2027/3/20	0.94
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 47回	180,000,000	100.28	180,504,000	99.91	179,839,800	0.1	2027/6/20	0.94
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第14 9回	180,000,000	100.10	180,180,000	99.83	179,697,600	0.005	2026/9/20	0.94
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 50回	180,000,000	99.96	179,928,000	99.59	179,271,000	0.1	2028/3/20	0.94
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 63回	180,000,000	98.45	177,210,000	97.16	174,888,000	0.1	2031/6/20	0.91
17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 64回	180,000,000	98.00	176,402,000	96.85	174,330,000	0.1	2031/9/20	0.91
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 68回	180,000,000	98.68	177,624,000	96.65	173,979,000	0.2	2032/9/20	0.91

19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 52回	170,000,000	99.81	169,682,100	99.28	168,789,600	0.1	2028/9/20	0.88
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 70回	170,000,000	100.87	171,479,000	98.81	167,983,800	0.5	2033/3/20	0.88
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 71回	170,000,000	97.56	165,856,300	97.70	166,101,900	0.4	2033/6/20	0.87
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 62回	170,000,000	98.63	167,671,000	97.42	165,619,100	0.1	2031/3/20	0.87
23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 67回	170,000,000	98.55	167,535,000	96.94	164,803,100	0.2	2032/6/20	0.86
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 44回	160,000,000	100.42	160,672,000	100.09	160,155,200	0.1	2026/9/20	0.84
25	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第14 8回	160,000,000	100.12	160,198,400	99.87	159,795,200	0.005	2026/6/20	0.83
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 48回	160,000,000	100.19	160,312,000	99.82	159,726,400	0.1	2027/9/20	0.83
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 0回	160,000,000	100.05	160,086,400	99.75	159,609,600	0.005	2026/12/20	0.83
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 65回	165,000,000	98.15	161,947,500	96.60	159,396,600	0.1	2031/12/20	0.83
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 69回	160,000,000	101.20	161,920,000	99.01	158,420,800	0.5	2032/12/20	0.83
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 61回	160,000,000	98.78	158,048,000	97.67	156,278,400	0.1	2030/12/20	0.82

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	99.49
合計	99.49

(参考) 国内株式マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	9,784,000	1,975.14	19,324,851,360	2,794.50	27,341,388,000	4.49
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,260,400	12,552.83	15,821,594,372	12,820.00	16,158,328,000	2.65
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	10,990,400	886.58	9,743,900,580	1,255.00	13,792,952,000	2.26
4	日本	株式	キーエンス	電気機器	178,300	63,974.82	11,406,710,750	63,350.00	11,295,305,000	1.85
5	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	53,157,300	167.34	8,895,486,788	173.10	9,201,528,630	1.51
6	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	377,100	16,095.75	6,069,709,123	24,025.00	9,059,827,500	1.49
7	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,247,700	5,755.04	7,180,575,692	7,258.00	9,055,806,600	1.48
8	日本	株式	日立製作所	電気機器	864,900	7,913.50	6,844,387,232	10,285.00	8,895,496,500	1.46
9	日本	株式	三菱商事	卸売業	1,245,200	5,582.82	6,951,730,466	6,886.00	8,574,447,200	1.41

10	日本	株式	信越化学工業	化学	1,618,500	4,068.77	6,585,312,088	5,212.00	8,435,622,000	1.38
11	日本	株式	任天堂	その他製品	1,125,000	5,779.41	6,501,843,186	6,912.00	7,776,000,000	1.27
12	日本	株式	三井物産	卸売業	1,420,400	4,466.71	6,344,515,629	5,392.00	7,658,796,800	1.25
13	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,356,100	3,916.12	5,310,651,395	5,505.00	7,465,330,500	1.22
14	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,267,300	4,792.82	6,073,946,065	5,738.00	7,271,767,400	1.19
15	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,581,600	4,555.84	7,205,517,367	4,165.00	6,587,364,000	1.08
16	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,345,200	1,240.63	5,390,790,776	1,509.00	6,556,906,800	1.07
17	日本	株式	KDDI	情報・通信業	1,380,900	4,228.64	5,839,336,130	4,625.00	6,386,662,500	1.05
18	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,734,600	2,794.09	4,846,640,708	3,648.00	6,327,820,800	1.04
19	日本	株式	第一三共	医薬品	1,556,800	4,412.05	6,868,689,752	4,000.00	6,227,200,000	1.02
20	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,368,700	2,045.01	4,844,019,629	2,512.00	5,950,174,400	0.97
21	日本	株式	HOYA	精密機器	353,900	15,049.66	5,326,075,400	16,665.00	5,897,743,500	0.97
22	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	881,500	5,295.67	4,668,136,044	6,020.00	5,306,630,000	0.87
23	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	2,875,300	1,540.46	4,429,301,900	1,798.50	5,171,227,050	0.85
24	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	969,300	4,882.78	4,732,883,470	5,025.00	4,870,732,500	0.80
25	日本	株式	ダイキン工業	機械	214,800	25,591.95	5,497,151,240	22,155.00	4,758,894,000	0.78
26	日本	株式	村田製作所	電気機器	1,621,100	2,587.03	4,193,841,182	2,883.50	4,674,441,850	0.76
27	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	1,066,100	3,009.22	3,208,130,980	3,801.00	4,052,246,100	0.66
28	日本	株式	三菱電機	電気機器	2,003,000	1,749.98	3,505,215,126	2,009.00	4,024,027,000	0.66
29	日本	株式	SMC	機械	53,900	69,957.59	3,770,714,589	74,450.00	4,012,855,000	0.66
30	日本	株式	丸紅	卸売業	1,571,800	1,983.82	3,118,180,689	2,307.00	3,626,142,600	0.59

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.36
		建設業	2.05
		食料品	3.39
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.16
		化学	5.91
		医薬品	4.70
		石油・石炭製品	0.47
		ゴム製品	0.71
		ガラス・土石製品	0.67
		鉄鋼	0.96
		非鉄金属	0.67
		金属製品	0.52
		機械	5.15

	電気機器	17.11
	輸送用機器	8.57
	精密機器	2.30
	その他製品	2.27
	電気・ガス業	1.36
	陸運業	2.74
	海運業	0.74
	空運業	0.44
	倉庫・運輸関連業	0.14
	情報・通信業	7.59
	卸売業	6.94
	小売業	4.23
	銀行業	7.10
	証券、商品先物取引業	0.78
	保険業	2.41
	その他金融業	1.13
	不動産業	1.93
	サービス業	4.75
合 計		98.89

## ②【投資不動産物件】

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

該当事項はありません。

（参考）国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

## ③【その他投資資産の主要なもの】

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

該当事項はありません。

（参考）国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2023年12月限)	買建	281	日本円	6,514,142,147	6,676,560,000	1.09

### (3) 【運用実績】

#### ① 【純資産の推移】

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第13計算期間 (2014年5月12日)	191	191	1.2771	1.2776
第14計算期間 (2015年5月11日)	238	238	1.5315	1.5320
第15計算期間 (2016年5月10日)	243	243	1.4691	1.4696
第16計算期間 (2017年5月10日)	289	289	1.5949	1.5954
第17計算期間 (2018年5月10日)	350	350	1.7066	1.7071
第18計算期間 (2019年5月10日)	373	373	1.6248	1.6253
第19計算期間 (2020年5月11日)	391	391	1.6116	1.6121
第20計算期間 (2021年5月10日)	480	480	1.8627	1.8632
第21計算期間 (2022年5月10日)	470	470	1.8130	1.8135
第22計算期間 (2023年5月10日)	500	500	1.9263	1.9268
2022年11月末日	491	—	1.8599	—
12月末日	477	—	1.8039	—
2023年1月末日	487	—	1.8397	—
2月末日	485	—	1.8592	—
3月末日	494	—	1.8881	—
4月末日	498	—	1.9156	—
5月末日	495	—	1.9475	—
6月末日	517	—	2.0220	—
7月末日	517	—	2.0196	—
8月末日	515	—	2.0152	—
9月末日	513	—	2.0124	—
10月末日	503	—	1.9646	—
11月末日	520	—	2.0385	—

#### ② 【分配の推移】



国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

	計算期間	1口当たりの分配金
第13計算期間	2013年5月11日～2014年5月12日	0.0005円
第14計算期間	2014年5月13日～2015年5月11日	0.0005円
第15計算期間	2015年5月12日～2016年5月10日	0.0005円
第16計算期間	2016年5月11日～2017年5月10日	0.0005円
第17計算期間	2017年5月11日～2018年5月10日	0.0005円
第18計算期間	2018年5月11日～2019年5月10日	0.0005円
第19計算期間	2019年5月11日～2020年5月11日	0.0005円
第20計算期間	2020年5月12日～2021年5月10日	0.0005円
第21計算期間	2021年5月11日～2022年5月10日	0.0005円
第22計算期間	2022年5月11日～2023年5月10日	0.0005円

③【収益率の推移】

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

	計算期間	収益率
第13計算期間	2013年5月11日～2014年5月12日	△0.3%
第14計算期間	2014年5月13日～2015年5月11日	20.0%
第15計算期間	2015年5月12日～2016年5月10日	△4.0%
第16計算期間	2016年5月11日～2017年5月10日	8.6%
第17計算期間	2017年5月11日～2018年5月10日	7.0%
第18計算期間	2018年5月11日～2019年5月10日	△4.8%
第19計算期間	2019年5月11日～2020年5月11日	△0.8%
第20計算期間	2020年5月12日～2021年5月10日	15.6%
第21計算期間	2021年5月11日～2022年5月10日	△2.6%
第22計算期間	2022年5月11日～2023年5月10日	6.3%
第23期（中間期）	2023年5月11日～2023年11月10日	4.4%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第13計算期間	2013年5月11日～2014年5月12日	41,250,065	31,004,888	149,577,447
第14計算期間	2014年5月13日～2015年5月11日	30,439,217	24,076,918	155,939,746
第15計算期間	2015年5月12日～2016年5月10日	29,413,290	19,933,186	165,419,850
第16計算期間	2016年5月11日～2017年5月10日	26,093,201	9,928,912	181,584,139
第17計算期間	2017年5月11日～2018年5月10日	41,202,901	17,234,351	205,552,689

第 18 計算期間	2018 年 5 月 11 日～2019 年 5 月 10 日	41,397,324	17,197,548	229,752,465
第 19 計算期間	2019 年 5 月 11 日～2020 年 5 月 11 日	38,974,950	26,046,834	242,680,581
第 20 計算期間	2020 年 5 月 12 日～2021 年 5 月 10 日	52,535,022	37,140,438	258,075,165
第 21 計算期間	2021 年 5 月 11 日～2022 年 5 月 10 日	37,242,989	35,906,809	259,411,345
第 22 計算期間	2022 年 5 月 11 日～2023 年 5 月 10 日	21,446,896	21,060,706	259,797,535
第 23 期 (中間期)	2023 年 5 月 11 日～2023 年 11 月 10 日	12,337,513	16,751,016	255,384,032

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



## 運用実績 (2023年11月30日現在)

### ■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



### ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2023年5月	5 円
2022年5月	5 円
2021年5月	5 円
2020年5月	5 円
2019年5月	5 円
設定来累計	115 円

### ■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

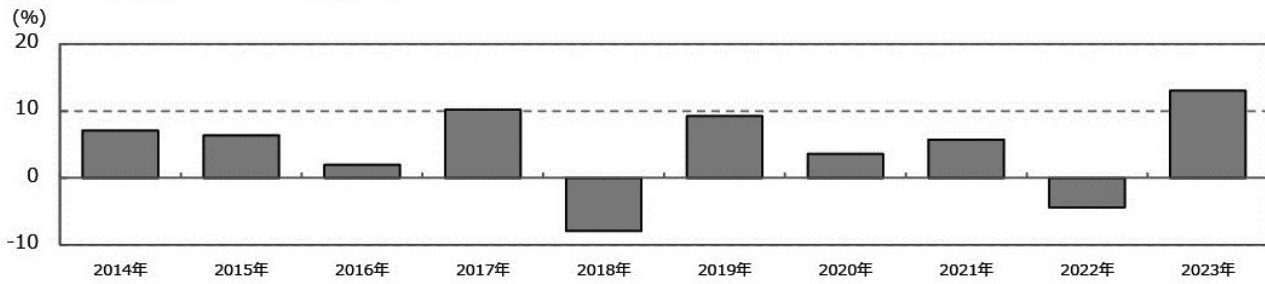
・「国内債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	国庫債券 利付 (2年) 第447回	国債証券	0.9
2	国庫債券 利付 (2年) 第452回	国債証券	0.8
3	国庫債券 利付 (5年) 第145回	国債証券	0.7
4	国庫債券 利付 (10年) 第340回	国債証券	0.7
5	国庫債券 利付 (10年) 第342回	国債証券	0.6
6	国庫債券 利付 (10年) 第341回	国債証券	0.5
7	国庫債券 利付 (10年) 第343回	国債証券	0.5
8	国庫債券 利付 (10年) 第345回	国債証券	0.5
9	国庫債券 利付 (5年) 第158回	国債証券	0.5
10	国庫債券 利付 (10年) 第351回	国債証券	0.5

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	2.3
2	ソニーグループ	電気機器	1.3
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.1
4	キーエンス	電気機器	0.9
5	日本電信電話	情報・通信業	0.8
6	東京エレクトロン	電気機器	0.7
7	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	0.7
8	日立製作所	電気機器	0.7
9	三菱商事	卸売業	0.7
10	信越化学工業	化学	0.7

## ■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

#### (2) 申込締切時間

午後 3 時まで取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

#### (3) 販売単位

1 円以上 1 円単位（当初元本 1 口=1 円）とします。

#### (4) 販売価額

取得申込日の基準価額とします。

#### (5) 申込代金の支払い

取得申込日の翌営業日までに申込金額を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

#### (6) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

#### (7) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 2 【換金（解約）手続等】

### (1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

### (2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後 3 時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

### (3) 換金単位

1 口単位で一部解約の実行を請求することができます。

### (4) 換金価額

解約申込みの受付日の基準価額となります。

### (5) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

### (6) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して 5 営業日目から販売会社において支払います。

### (7) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けを中止した場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

### (8) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### <基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法\*により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します*。 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

※ 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

#### (2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

無期限とします(2002年4月12日設定)。

#### (4) 【計算期間】

原則として毎年5月11日から翌年5月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

(iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

(i) 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えると



きは、上記(i)の信託約款の変更をしません。

(v)委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(d)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、「自動けいぞく投資契約」に基づいて自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手續等」をご参照下さい。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間(2022年5月11日から2023年5月10日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年7月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

## EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）の2022年5月11日から2023年5月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）の2023年5月10日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 21 期 (2022 年 5 月 10 日現在)	第 22 期 (2023 年 5 月 10 日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,826,287	1,527,723
親投資信託受益証券	469,966,323	500,241,115
未収入金	182,594	1,420,572
流動資産合計	471,975,204	503,189,410
資産合計	471,975,204	503,189,410
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	129,705	129,898
未払解約金	170,020	1,227,322
未払受託者報酬	130,648	132,940
未払委託者報酬	1,228,037	1,249,605
未払利息	-	2
その他未払費用	7,776	7,915
流動負債合計	1,666,186	2,747,682
負債合計	1,666,186	2,747,682
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	259,411,345	259,797,535
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	210,897,673	240,644,193
（分配準備積立金）	87,157,025	93,002,430
元本等合計	470,309,018	500,441,728
純資産合計	470,309,018	500,441,728
負債純資産合計	471,975,204	503,189,410

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 21 期 自 2021 年 5 月 11 日 至 2022 年 5 月 10 日	第 22 期 自 2022 年 5 月 11 日 至 2023 年 5 月 10 日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	△9,899,730	32,599,919
営業収益合計	△9,899,730	32,599,919
<b>営業費用</b>		
支払利息	80	151
受託者報酬	265,528	266,546
委託者報酬	2,495,861	2,505,481

その他費用	15,795	15,866
営業費用合計	2,777,264	2,788,044
営業利益又は営業損失(△)	△12,676,994	29,811,875
経常利益又は経常損失(△)	△12,676,994	29,811,875
当期純利益又は当期純損失(△)	△12,676,994	29,811,875
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	212,197	738,033
期首剰余金又は期首欠損金(△)	222,636,840	210,897,673
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,268,195	17,942,605
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	32,268,195	17,942,605
剰余金減少額又は欠損金増加額	30,988,466	17,140,029
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	30,988,466	17,140,029
分配金	129,705	129,898
期末剰余金又は期末欠損金(△)	210,897,673	240,644,193

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年5月11日から2023年5月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第21期 2022年5月10日現在	第22期 2023年5月10日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 259,411,345口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 259,797,535口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8130円 (10,000口当たり純資産額) (18,130円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9263円 (10,000口当たり純資産額) (19,263円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第21期 自2021年5月11日 至2022年5月10日	第22期 自2022年5月11日 至2023年5月10日																																																
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>4,855,107円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>208,407,315円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>82,431,623円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>295,694,045円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>259,411,345口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>11,398円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,855,107円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	208,407,315円	分配準備積立金額	D	82,431,623円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	295,694,045円	当ファンドの期末残存口数	F	259,411,345口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	11,398円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>7,797,001円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>4,901,274円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>215,630,656円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>80,434,053円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>308,762,984円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>259,797,535口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>11,884円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,797,001円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,901,274円	収益調整金額	C	215,630,656円	分配準備積立金額	D	80,434,053円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	308,762,984円	当ファンドの期末残存口数	F	259,797,535口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	11,884円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	4,855,107円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																															
収益調整金額	C	208,407,315円																																															
分配準備積立金額	D	82,431,623円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	295,694,045円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	259,411,345口																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	11,398円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	7,797,001円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,901,274円																																															
収益調整金額	C	215,630,656円																																															
分配準備積立金額	D	80,434,053円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	308,762,984円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	259,797,535口																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	11,884円																																															

10,000口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	129,705円

10,000口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	129,898円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 21 期 自 2021 年 5 月 11 日 至 2022 年 5 月 10 日	第 22 期 自 2022 年 5 月 11 日 至 2023 年 5 月 10 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 21 期 2022 年 5 月 10 日現在	第 22 期 2023 年 5 月 10 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 21 期 自 2021 年 5 月 11 日 至 2022 年 5 月 10 日	第 22 期 自 2022 年 5 月 11 日 至 2023 年 5 月 10 日
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。</p>	<p>同左</p>

(その他の注記)

## 1 元本の移動

第21期 自 2021年 5月 11日 至 2022年 5月 10日		第22期 自 2022年 5月 11日 至 2023年 5月 10日	
期首元本額	258,075,165 円	期首元本額	259,411,345 円
期中追加設定元本額	37,242,989 円	期中追加設定元本額	21,446,896 円
期中一部解約元本額	35,906,809 円	期中一部解約元本額	21,060,706 円

## 2 有価証券関係

### 売買目的有価証券

種類	第21期 自 2021年 5月 11日 至 2022年 5月 10日	第22期 自 2022年 5月 11日 至 2023年 5月 10日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△10,429,371	31,029,804
合計	△10,429,371	31,029,804

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

### (4) 【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表

##### (1) 株式(2023年5月10日現在)

該当事項はありません。

##### (2) 株式以外の有価証券(2023年5月10日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	109,558,932	251,382,969	
		国内債券マザーファンド	188,386,182	248,858,146	
	小計	銘柄数: 2 組入時価比率: 100.0%	297,945,114	500,241,115 100.0%	
合計				500,241,115	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

#### 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### (参考)

当ファンドは「国内債券マザーファンド」および「国内株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。  
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

#### 国内債券マザーファンド

#### 貸借対照表



(単位：円)

(2023年5月10日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	92,718,817
国債証券	21,985,738,140
未収利息	44,421,892
前払費用	1,754,570
流動資産合計	22,124,633,419
資産合計	22,124,633,419
負債の部	
流動負債	
未払解約金	26,632,141
未払利息	151
流動負債合計	26,632,292
負債合計	26,632,292
純資産の部	
元本等	
元本	16,728,022,987
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	5,369,978,140
元本等合計	22,098,001,127
純資産合計	22,098,001,127
負債純資産合計	22,124,633,419

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

2023年5月10日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3210円
(10,000口当たり純資産額)	(13,210円)

## (金融商品に関する注記)

## (1) 金融商品の状況に関する事項

	自2022年5月11日 至2023年5月10日
1. 金融商品に対する取組方針	

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年5月10日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年5月10日現在	
期首	2022年5月11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	14,651,064,577円
同期中における追加設定元本額	6,291,935,523円
同期中における一部解約元本額	4,214,977,113円
期末元本額	16,728,022,987円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	573,771,163円
バランスセレクト50	649,364,912円
バランスセレクト70	327,514,697円
ネクストコア	189,195,513円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	364,155,804円
野村国内外マルチアセット(6資産)オープン投信(適格機関投資家専用)	1,404,896,619円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)	26,949,291円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)	62,519,512円
バランスセレクト70(確定拠出年金向け)	24,859,856円
野村日本国債インデックスファンド(確定拠出年金向け)	4,963,689,325円
国内債券・株式バランスファンド(確定拠出年金向け)	188,386,182円
野村DC運用戦略ファンド	6,942,571,277円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	1,010,148,836円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年5月10日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年5月10日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付(2年)第438回	390,000,000	390,530,400	
		国庫債券 利付(2年)第439回	130,000,000	130,183,300	
		国庫債券 利付(5年)第140回	70,000,000	70,166,600	
		国庫債券 利付(5年)第141回	340,000,000	340,901,000	
		国庫債券 利付(5年)第142回	190,000,000	190,551,000	
		国庫債券 利付(5年)第143回	200,000,000	200,594,000	
		国庫債券 利付(5年)第144回	130,000,000	130,425,100	
		国庫債券 利付(5年)第145回	270,000,000	270,988,200	
		国庫債券 利付(5年)第146回	150,000,000	150,588,000	
		国庫債券 利付(5年)第147回	120,000,000	120,171,600	
		国庫債券 利付(5年)第148回	160,000,000	160,198,400	
		国庫債券 利付(5年)第149回	180,000,000	180,180,000	
		国庫債券 利付(5年)第150回	160,000,000	160,086,400	
		国庫債券 利付(5年)第151回	90,000,000	90,000,000	
		国庫債券 利付(5年)第152回	270,000,000	270,988,200	
		国庫債券 利付(5年)第153回	290,000,000	289,701,300	
		国庫債券 利付(5年)第154回	100,000,000	100,195,000	
		国庫債券 利付(5年)第156回	120,000,000	120,633,600	
		国庫債券 利付(40年)第1回	50,000,000	63,181,000	
		国庫債券 利付(40年)第2回	60,000,000	72,992,400	
		国庫債券 利付(40年)第3回	70,000,000	85,081,500	
		国庫債券 利付(40年)第4回	80,000,000	97,312,000	
		国庫債券 利付(40年)第5回	60,000,000	70,515,000	
		国庫債券 利付(40年)第6回	70,000,000	80,948,700	
		国庫債券 利付(40年)第7回	70,000,000	77,445,200	
		国庫債券 利付(40年)第8回	80,000,000	82,264,800	
		国庫債券 利付(40年)第9回	70,000,000	53,228,000	
		国庫債券 利付(40年)第10回	70,000,000	62,318,200	
国庫債券 利付(40年)第11回	50,000,000	42,871,500			
国庫債券 利付(40年)第12回	50,000,000	38,341,500			
国庫債券 利付(40年)第13回	80,000,000	60,795,200			

国庫債券 利付（４０年）第１４回	90,000,000	73,055,700	
国庫債券 利付（４０年）第１５回	120,000,000	106,711,200	
国庫債券 利付（１０年）第３３４回	280,000,000	282,206,400	
国庫債券 利付（１０年）第３３５回	200,000,000	201,622,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３６回	120,000,000	121,122,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３７回	100,000,000	100,612,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３８回	180,000,000	181,539,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３９回	150,000,000	151,440,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４０回	60,000,000	60,645,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４１回	200,000,000	201,830,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４２回	230,000,000	230,952,200	
国庫債券 利付（１０年）第３４３回	200,000,000	200,840,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４４回	210,000,000	210,882,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４５回	240,000,000	240,952,800	
国庫債券 利付（１０年）第３４６回	270,000,000	270,988,200	
国庫債券 利付（１０年）第３４７回	220,000,000	220,631,400	
国庫債券 利付（１０年）第３４８回	160,000,000	160,312,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４９回	180,000,000	180,163,800	
国庫債券 利付（１０年）第３５０回	220,000,000	219,892,200	
国庫債券 利付（１０年）第３５１回	180,000,000	179,771,400	
国庫債券 利付（１０年）第３５２回	170,000,000	169,682,100	
国庫債券 利付（１０年）第３５３回	80,000,000	79,799,200	
国庫債券 利付（１０年）第３５４回	80,000,000	79,744,000	
国庫債券 利付（１０年）第３５５回	100,000,000	99,606,000	
国庫債券 利付（１０年）第３５６回	90,000,000	89,575,200	

国庫債券 利付（10年）第357回	210,000,000	208,832,400
国庫債券 利付（10年）第358回	180,000,000	178,781,400
国庫債券 利付（10年）第359回	210,000,000	208,162,500
国庫債券 利付（10年）第360回	220,000,000	217,692,200
国庫債券 利付（10年）第361回	220,000,000	217,291,800
国庫債券 利付（10年）第362回	200,000,000	197,156,000
国庫債券 利付（10年）第363回	200,000,000	196,832,000
国庫債券 利付（10年）第364回	200,000,000	196,576,000
国庫債券 利付（10年）第365回	240,000,000	235,574,400
国庫債券 利付（10年）第366回	170,000,000	168,097,700
国庫債券 利付（10年）第369回	230,000,000	232,773,800
国庫債券 利付（10年）第370回	70,000,000	70,596,400
国庫債券 利付（30年）第1回	30,000,000	34,976,400
国庫債券 利付（30年）第3回	30,000,000	34,352,100
国庫債券 利付（30年）第4回	30,000,000	35,901,300
国庫債券 利付（30年）第6回	20,000,000	23,512,200
国庫債券 利付（30年）第8回	20,000,000	22,644,200
国庫債券 利付（30年）第9回	20,000,000	21,901,600
国庫債券 利付（30年）第10回	30,000,000	31,976,100
国庫債券 利付（30年）第11回	40,000,000	44,986,800
国庫債券 利付（30年）第12回	30,000,000	34,969,500
国庫債券 利付（30年）第13回	60,000,000	69,418,200
国庫債券 利付（30年）第14回	70,000,000	84,042,700
国庫債券 利付（30年）第15回	80,000,000	97,095,200
国庫債券 利付（30年）第16回	70,000,000	85,142,400
国庫債券 利付（30年）第17回	70,000,000	84,501,900
国庫債券 利付（30年）第18回	60,000,000	71,847,600
国庫債券 利付（30年）第19回	70,000,000	83,955,200
国庫債券 利付（30年）第20回	60,000,000	73,499,400
国庫債券 利付（30年）第21回	40,000,000	48,113,200

国庫債券	利付（30年）第22回	30,000,000	36,891,900
国庫債券	利付（30年）第23回	40,000,000	49,266,400
国庫債券	利付（30年）第24回	20,000,000	24,670,000
国庫債券	利付（30年）第25回	50,000,000	60,505,000
国庫債券	利付（30年）第26回	70,000,000	85,736,000
国庫債券	利付（30年）第27回	70,000,000	86,895,900
国庫債券	利付（30年）第28回	100,000,000	124,391,000
国庫債券	利付（30年）第29回	110,000,000	135,467,200
国庫債券	利付（30年）第30回	110,000,000	134,068,000
国庫債券	利付（30年）第31回	120,000,000	144,514,800
国庫債券	利付（30年）第32回	130,000,000	158,611,700
国庫債券	利付（30年）第33回	140,000,000	164,232,600
国庫債券	利付（30年）第34回	130,000,000	156,722,800
国庫債券	利付（30年）第35回	130,000,000	152,532,900
国庫債券	利付（30年）第36回	120,000,000	140,826,000
国庫債券	利付（30年）第37回	100,000,000	115,630,000
国庫債券	利付（30年）第38回	70,000,000	79,673,300
国庫債券	利付（30年）第39回	80,000,000	92,441,600
国庫債券	利付（30年）第40回	60,000,000	68,235,600
国庫債券	利付（30年）第41回	70,000,000	78,306,200
国庫債券	利付（30年）第42回	60,000,000	67,132,200
国庫債券	利付（30年）第43回	60,000,000	67,144,800
国庫債券	利付（30年）第44回	70,000,000	78,348,900
国庫債券	利付（30年）第45回	60,000,000	64,812,600
国庫債券	利付（30年）第46回	90,000,000	97,199,100
国庫債券	利付（30年）第47回	60,000,000	65,921,400
国庫債券	利付（30年）第48回	60,000,000	63,515,400
国庫債券	利付（30年）第49回	70,000,000	74,070,500
国庫債券	利付（30年）第50回	60,000,000	56,199,000
国庫債券	利付（30年）第51回	30,000,000	25,001,700
国庫債券	利付（30年）第52回	60,000,000	52,288,200
国庫債券	利付（30年）第53回	30,000,000	26,688,300
国庫債券	利付（30年）第54回	50,000,000	46,462,500
国庫債券	利付（30年）第55回	60,000,000	55,615,800
国庫債券	利付（30年）第56回	60,000,000	55,475,400

国庫債券	利付（30年）第57回	50,000,000	46,112,000
国庫債券	利付（30年）第58回	80,000,000	73,520,800
国庫債券	利付（30年）第59回	50,000,000	44,744,000
国庫債券	利付（30年）第60回	70,000,000	65,471,000
国庫債券	利付（30年）第61回	40,000,000	35,524,800
国庫債券	利付（30年）第62回	30,000,000	25,209,000
国庫債券	利付（30年）第63回	40,000,000	32,569,600
国庫債券	利付（30年）第64回	40,000,000	32,454,000
国庫債券	利付（30年）第65回	30,000,000	24,301,200
国庫債券	利付（30年）第66回	60,000,000	48,336,000
国庫債券	利付（30年）第67回	80,000,000	67,822,400
国庫債券	利付（30年）第68回	70,000,000	59,213,700
国庫債券	利付（30年）第69回	60,000,000	52,050,600
国庫債券	利付（30年）第70回	70,000,000	60,604,600
国庫債券	利付（30年）第71回	60,000,000	51,894,000
国庫債券	利付（30年）第72回	60,000,000	51,841,800
国庫債券	利付（30年）第73回	50,000,000	43,158,500
国庫債券	利付（30年）第74回	70,000,000	65,387,000
国庫債券	利付（30年）第75回	70,000,000	70,371,000
国庫債券	利付（30年）第76回	60,000,000	61,800,000
国庫債券	利付（30年）第77回	70,000,000	75,539,100
国庫債券	利付（30年）第78回	20,000,000	20,607,400
国庫債券	利付（20年）第71回	10,000,000	10,257,100
国庫債券	利付（20年）第72回	20,000,000	20,598,400
国庫債券	利付（20年）第73回	10,000,000	10,335,500
国庫債券	利付（20年）第74回	10,000,000	10,351,600
国庫債券	利付（20年）第75回	40,000,000	41,606,400
国庫債券	利付（20年）第76回	37,000,000	38,348,280
国庫債券	利付（20年）第77回	35,000,000	36,340,500
国庫債券	利付（20年）第78回	10,000,000	10,412,900
国庫債券	利付（20年）第79回	10,000,000	10,434,000
国庫債券	利付（20年）第80回	10,000,000	10,455,100
国庫債券	利付（20年）第81回	10,000,000	10,485,900
国庫債券	利付（20年）第82回	15,000,000	15,764,250
国庫債券	利付（20年）第83回	15,000,000	15,843,000

国庫債券	利付（20年）第84回	50,000,000	52,679,500
国庫債券	利付（20年）第85回	13,000,000	13,797,810
国庫債券	利付（20年）第86回	10,000,000	10,670,900
国庫債券	利付（20年）第88回	20,000,000	21,453,600
国庫債券	利付（20年）第90回	20,000,000	21,497,000
国庫債券	利付（20年）第91回	10,000,000	10,782,200
国庫債券	利付（20年）第92回	30,000,000	32,286,300
国庫債券	利付（20年）第93回	70,000,000	75,385,800
国庫債券	利付（20年）第94回	70,000,000	75,655,300
国庫債券	利付（20年）第95回	90,000,000	98,385,300
国庫債券	利付（20年）第96回	85,000,000	92,221,600
国庫債券	利付（20年）第97回	50,000,000	54,666,500
国庫債券	利付（20年）第98回	60,000,000	65,338,800
国庫債券	利付（20年）第99回	110,000,000	120,235,500
国庫債券	利付（20年）第100回	70,000,000	77,086,800
国庫債券	利付（20年）第101回	70,000,000	77,763,700
国庫債券	利付（20年）第102回	60,000,000	66,946,800
国庫債券	利付（20年）第103回	35,000,000	38,874,850
国庫債券	利付（20年）第104回	10,000,000	11,005,500
国庫債券	利付（20年）第105回	60,000,000	66,293,400
国庫債券	利付（20年）第106回	60,000,000	66,612,600
国庫債券	利付（20年）第107回	50,000,000	55,455,500
国庫債券	利付（20年）第108回	50,000,000	54,899,000
国庫債券	利付（20年）第109回	60,000,000	66,096,600
国庫債券	利付（20年）第110回	40,000,000	44,528,800
国庫債券	利付（20年）第111回	10,000,000	11,237,600
国庫債券	利付（20年）第112回	85,000,000	95,005,350
国庫債券	利付（20年）第113回	60,000,000	67,308,600
国庫債券	利付（20年）第114回	80,000,000	90,064,000



	回			
	国庫債券 利付（20年）第115 回	60,000,000	67,940,400	
	国庫債券 利付（20年）第116 回	70,000,000	79,524,200	
	国庫債券 利付（20年）第117 回	70,000,000	79,050,300	
	国庫債券 利付（20年）第118 回	40,000,000	44,999,600	
	国庫債券 利付（20年）第119 回	50,000,000	55,549,500	
	国庫債券 利付（20年）第120 回	70,000,000	76,788,600	
	国庫債券 利付（20年）第121 回	70,000,000	78,462,300	
	国庫債券 利付（20年）第122 回	40,000,000	44,546,000	
	国庫債券 利付（20年）第123 回	70,000,000	79,671,900	
	国庫債券 利付（20年）第124 回	40,000,000	45,228,000	
	国庫債券 利付（20年）第125 回	40,000,000	45,957,600	
	国庫債券 利付（20年）第126 回	30,000,000	33,993,300	
	国庫債券 利付（20年）第127 回	30,000,000	33,762,300	
	国庫債券 利付（20年）第128 回	80,000,000	90,276,000	
	国庫債券 利付（20年）第129 回	20,000,000	22,410,400	
	国庫債券 利付（20年）第130 回	50,000,000	56,163,500	
	国庫債券 利付（20年）第133 回	50,000,000	56,295,500	
	国庫債券 利付（20年）第140 回	100,000,000	112,186,000	
	国庫債券 利付（20年）第141 回	80,000,000	89,874,400	
	国庫債券 利付（20年）第143 回	70,000,000	78,003,100	
	国庫債券 利付（20年）第144 回	50,000,000	55,242,000	
	国庫債券 利付（20年）第145 回	120,000,000	134,960,400	
	国庫債券 利付（20年）第146 回	120,000,000	135,050,400	
	国庫債券 利付（20年）第147 回	130,000,000	145,065,700	

国庫債券 回	利付（20年）第148	130,000,000	143,757,900
国庫債券 回	利付（20年）第149	140,000,000	154,816,200
国庫債券 回	利付（20年）第150	150,000,000	164,248,500
国庫債券 回	利付（20年）第151	150,000,000	160,816,500
国庫債券 回	利付（20年）第152	130,000,000	139,327,500
国庫債券 回	利付（20年）第153	130,000,000	140,749,700
国庫債券 回	利付（20年）第154	110,000,000	117,730,800
国庫債券 回	利付（20年）第155	110,000,000	115,022,600
国庫債券 回	利付（20年）第156	30,000,000	29,127,300
国庫債券 回	利付（20年）第157	30,000,000	28,300,500
国庫債券 回	利付（20年）第158	50,000,000	48,927,500
国庫債券 回	利付（20年）第159	30,000,000	29,682,300
国庫債券 回	利付（20年）第160	30,000,000	30,018,900
国庫債券 回	利付（20年）第161	30,000,000	29,557,800
国庫債券 回	利付（20年）第162	40,000,000	39,298,400
国庫債券 回	利付（20年）第163	50,000,000	49,012,000
国庫債券 回	利付（20年）第164	60,000,000	57,801,600
国庫債券 回	利付（20年）第165	50,000,000	48,010,000
国庫債券 回	利付（20年）第166	50,000,000	49,315,500
国庫債券 回	利付（20年）第167	50,000,000	47,719,500
国庫債券 回	利付（20年）第168	50,000,000	46,823,000
国庫債券 回	利付（20年）第169	50,000,000	45,908,000
国庫債券 回	利付（20年）第170	50,000,000	45,721,500
国庫債券 回	利付（20年）第171	60,000,000	54,679,200

	国庫債券 利付（20年）第172回	50,000,000	46,171,500
	国庫債券 利付（20年）第173回	70,000,000	64,381,100
	国庫債券 利付（20年）第174回	70,000,000	64,166,200
	国庫債券 利付（20年）第175回	70,000,000	65,051,000
	国庫債券 利付（20年）第176回	80,000,000	74,107,200
	国庫債券 利付（20年）第177回	80,000,000	72,584,000
	国庫債券 利付（20年）第178回	60,000,000	55,302,600
	国庫債券 利付（20年）第179回	80,000,000	73,550,400
	国庫債券 利付（20年）第180回	60,000,000	58,050,000
	国庫債券 利付（20年）第181回	60,000,000	58,989,600
	国庫債券 利付（20年）第182回	60,000,000	60,973,200
	国庫債券 利付（20年）第183回	80,000,000	85,386,400
小計	銘柄数：245 組入時価比率：99.5%	21,240,000,000	21,985,738,140 100.0%
合計			21,985,738,140

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 国内株式マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(2023年5月10日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	27,587,283,429
株式	501,080,719,500
派生商品評価勘定	507,603,275
未収入金	36,769,845
未収配当金	5,657,517,494
未収利息	459,840
その他未収収益	116,768,104
流動資産合計	534,987,121,487

資産合計	534,987,121,487
負債の部	
流動負債	
前受金	187,133,400
未払解約金	931,736,047
未払利息	45,220
有価証券貸借取引受入金	22,413,934,996
流動負債合計	23,532,849,663
負債合計	23,532,849,663
純資産の部	
元本等	
元本	222,905,745,135
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	288,548,526,689
元本等合計	511,454,271,824
純資産合計	511,454,271,824
負債純資産合計	534,987,121,487

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年5月10日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.2945円
(10,000口当たり純資産額)	(22,945円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	21,376,014,220円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年5月11日 至 2023年5月10日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年5月10日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年5月10日現在	
期首	2022年5月11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	208,940,390,653円
同期中における追加設定元本額	37,638,674,028円
同期中における一部解約元本額	23,673,319,546円
期末元本額	222,905,745,135円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	120,991,056円
バランスセレクト50	281,739,399円
バランスセレクト70	427,607,350円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	2,017,742,362円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,625,616,529円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	9,204,623,811円
野村資産設計ファンド2015	31,798,424円
野村資産設計ファンド2020	34,732,409円
野村資産設計ファンド2025	57,652,602円
野村資産設計ファンド2030	91,508,820円
野村資産設計ファンド2035	87,522,392円

野村資産設計ファンド2040	153,436,118円
野村日本株インデックス（野村投資一任口座向け）	11,946,233,079円
のむラップ・ファンド（保守型）	2,254,835,897円
のむラップ・ファンド（普通型）	15,781,133,191円
のむラップ・ファンド（積極型）	6,255,535,188円
野村資産設計ファンド2045	34,344,011円
野村インデックスファンド・TOPIX	1,957,538,815円
マイ・ロード	2,829,573,923円
ネクストコア	26,927,291円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,383,036,417円
野村TOPIXインデックス（野村SMA・EW向け）	2,809,573,687円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	1,357,410,452円
野村資産設計ファンド2050	38,370,152円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	9,862,735円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	6,253,303円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	4,988,908円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	4,604,470円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	399,306,162円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	943,298,752円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	3,830,579円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	3,729,699円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	23,195,645円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	8,415,737円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	33,029,855円
野村6資産均等バランス	3,784,631,433円
世界6資産分散ファンド	84,051,863円
野村資産設計ファンド2060	30,605,496円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式	3,341,627,348円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	221,915,270円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	122,466,706円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	307,593,001円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	163,062,860円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	1,514,067円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	7,023,782円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	204,786円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	1,738,904,519円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用）	2,758,012円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	23,695,963円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	45,066,990円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	10,801,665円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	79,882,246円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	148,903,157円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	3,717,211,928円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	34,548,556円
ノムラ日本株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	205,476,240円
ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX（適格機関投資家専用）	4,195,442,043円
野村国内外マルチアセット（6資産）ファンド（適格機関投資家専用）	41,038,314円
野村国内外マルチアセット（6資産）オープン投信（適格機関投資家専用）	159,159,689円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	2,113,076円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	5,716,255円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	27,278,961円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	32,187,313円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	109,558,932円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	8,434,684,434円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	24,728,931,797円

マイバランス70 (確定拠出年金向け)	29,985,916,378 円
野村国内株式インデックスファンド・TOPIX (確定拠出年金向け)	37,737,288,450 円
マイバランスDC30	3,573,290,711 円
マイバランスDC50	6,334,251,424 円
マイバランスDC70	7,145,649,481 円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX	12,485,167,495 円
野村DC運用戦略ファンド	1,020,379,451 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	78,316,747 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	1,892,565,281 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	1,934,980,474 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	1,577,218,615 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	14,606,375 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	7,004,334 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	119,541,876 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	41,796,961 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	40,672,344 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	30,201,930 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	1,055,939,989 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	789,912,179 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	565,874,690 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	720,623,750 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	23,505,191 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	256,695,328 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	169,512,046 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	190,209,258 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	56,568,455 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年5月10日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	8,900	3,565.00	31,728,500	
		ニッセイ	235,500	596.00	140,358,000	
		マルハニチロ	34,900	2,581.00	90,076,900	
		雪国まいたけ	20,100	1,038.00	20,863,800	貸付有価証券 700株
		カネコ種苗	7,200	1,613.00	11,613,600	
		サカタのタネ	26,800	4,005.00	107,334,000	貸付有価証券 200株
		ホクト	21,000	1,861.00	39,081,000	
		ホクリヨウ	2,600	775.00	2,015,000	貸付有価証券 1,000株 (600株)
		住石ホールディングス	28,500	335.00	9,547,500	貸付有価証券 14,400株
		日鉄鉱業	9,400	3,850.00	36,190,000	貸付有価証券

				400株
三井松島ホールディングス	10,700	3,140.00	33,598,000	貸付有価証券 5,000株(1,800株)
I N P E X	870,900	1,458.00	1,269,772,200	貸付有価証券 209,800株
石油資源開発	27,300	4,525.00	123,532,500	貸付有価証券 1,000株
K&Oエナジーグループ	10,700	2,337.00	25,005,900	貸付有価証券 400株(400株)
ショーボンドホールディングス	32,100	5,820.00	186,822,000	
ミライト・ワン	77,900	1,701.00	132,507,900	
タマホーム	14,800	3,890.00	57,572,000	貸付有価証券 6,900株(100株)
サンヨーホームズ	2,200	718.00	1,579,600	貸付有価証券 600株(600株)
日本アクア	7,600	902.00	6,855,200	貸付有価証券 100株
ファーストコーポレーション	4,700	947.00	4,450,900	
ベステラ	4,000	934.00	3,736,000	貸付有価証券 2,200株
R o b o t H o m e	40,100	233.00	9,343,300	
キャンディル	3,300	580.00	1,914,000	貸付有価証券 1,600株
ダイセキ環境ソリューション	3,700	928.00	3,433,600	
第一カッター興業	6,000	1,266.00	7,596,000	
安藤・間	136,400	926.00	126,306,400	
東急建設	67,100	744.00	49,922,400	
コムシスホールディングス	79,700	2,646.00	210,886,200	貸付有価証券 1,800株
ビーアールホールディングス	37,400	387.00	14,473,800	
高松コンストラクショングループ	15,300	2,233.00	34,164,900	
東建コーポレーション	6,800	7,770.00	52,836,000	
ソネック	2,000	977.00	1,954,000	
ヤマウラ	11,900	1,220.00	14,518,000	
オリエンタル白石	84,600	333.00	28,171,800	貸付有価証券 300株
大成建設	154,100	4,780.00	736,598,000	
大林組	589,100	1,172.00	690,425,200	貸付有価証券 6,100株
清水建設	495,200	845.00	418,444,000	貸付有価証券



				23,600株
飛島建設	18,200	1,163.00	21,166,600	
長谷工コーポレーション	170,000	1,675.00	284,750,000	
松井建設	15,400	729.00	11,226,600	
銭高組	1,600	3,655.00	5,848,000	貸付有価証券 400株(400株)
鹿島建設	365,200	1,855.00	677,446,000	貸付有価証券 700株
不動テトラ	11,400	1,826.00	20,816,400	
大末建設	4,700	1,246.00	5,856,200	貸付有価証券 200株
鉄建建設	11,800	2,023.00	23,871,400	貸付有価証券 500株
西松建設	27,900	3,635.00	101,416,500	貸付有価証券 900株
三井住友建設	132,800	393.00	52,190,400	貸付有価証券 1,000株
大豊建設	6,800	3,990.00	27,132,000	貸付有価証券 700株
佐田建設	8,200	494.00	4,050,800	
ナカノフドー建設	9,100	419.00	3,812,900	貸付有価証券 600株(600株)
奥村組	26,700	3,525.00	94,117,500	
東鉄工業	22,700	2,778.00	63,060,600	
イチケン	2,900	1,948.00	5,649,200	
富士ピー・エス	5,700	444.00	2,530,800	
浅沼組	13,200	3,180.00	41,976,000	
戸田建設	202,700	830.00	168,241,000	
熊谷組	27,600	2,953.00	81,502,800	
北野建設	2,400	3,270.00	7,848,000	
植木組	3,600	1,344.00	4,838,400	
矢作建設工業	22,400	1,014.00	22,713,600	
ピーエス三菱	20,900	689.00	14,400,100	
日本ハウスホールディングス	32,700	393.00	12,851,100	貸付有価証券 600株
新日本建設	23,100	1,064.00	24,578,400	
東亜道路工業	6,600	4,615.00	30,459,000	貸付有価証券 300株(100株)
日本道路	3,300	8,140.00	26,862,000	
東亜建設工業	14,100	3,020.00	42,582,000	
日本国土開発	49,400	624.00	30,825,600	

若築建設	7,300	4,555.00	33,251,500	
東洋建設	53,300	976.00	52,020,800	貸付有価証券 1,700株
五洋建設	233,500	681.00	159,013,500	
世紀東急工業	21,200	1,260.00	26,712,000	
福田組	6,200	4,865.00	30,163,000	貸付有価証券 2,300株
住友林業	126,400	2,965.00	374,776,000	貸付有価証券 28,700株
日本基礎技術	7,700	544.00	4,188,800	貸付有価証券 3,400株
巴コーポレーション	14,300	478.00	6,835,400	
大和ハウス工業	460,300	3,483.00	1,603,224,900	
ライト工業	30,500	2,020.00	61,610,000	貸付有価証券 300株
積水ハウス	516,000	2,846.00	1,468,536,000	貸付有価証券 125,500株
日特建設	15,700	1,023.00	16,061,100	
北陸電気工事	11,300	888.00	10,034,400	
ユアテック	36,300	839.00	30,455,700	
日本リーテック	14,500	1,387.00	20,111,500	
四電工	6,900	1,956.00	13,496,400	
中電工	25,600	2,253.00	57,676,800	
関電工	90,300	1,074.00	96,982,200	
きんでん	116,000	1,866.00	216,456,000	
東京エネシス	16,400	943.00	15,465,200	
トーエネック	5,500	3,645.00	20,047,500	
住友電設	15,700	2,891.00	45,388,700	
日本電設工業	27,100	2,002.00	54,254,200	
エクシオグループ	75,900	2,563.00	194,531,700	貸付有価証券 4,000株
新日本空調	9,200	1,984.00	18,252,800	
九電工	40,100	3,585.00	143,758,500	貸付有価証券 100株
三機工業	36,500	1,530.00	55,845,000	
日揮ホールディングス	162,900	1,675.00	272,857,500	貸付有価証券 4,500株
中外炉工業	5,400	1,857.00	10,027,800	
ヤマト	10,700	992.00	10,614,400	貸付有価証券 100株
太平電業	10,200	4,270.00	43,554,000	貸付有価証券

				600株
高砂熱学工業	39,700	2,410.00	95,677,000	貸付有価証券 600株
三晃金属工業	1,600	3,965.00	6,344,000	
朝日工業社	6,800	2,560.00	17,408,000	
明星工業	28,300	908.00	25,696,400	
大気社	19,000	3,800.00	72,200,000	
ダイダン	10,800	2,523.00	27,248,400	
日比谷総合設備	14,100	2,286.00	32,232,600	
フィル・カンパニー	2,900	870.00	2,523,000	
テスホールディングス	17,800	1,198.00	21,324,400	
インフロニア・ホールディングス	172,600	1,192.00	205,739,200	
レイズネクスト	23,800	1,461.00	34,771,800	貸付有価証券 300株
ニッポン	44,600	1,781.00	79,432,600	
日清製粉グループ本社	152,900	1,652.00	252,590,800	
日東富士製粉	2,900	4,635.00	13,441,500	
昭和産業	14,400	2,655.00	38,232,000	
鳥越製粉	10,300	630.00	6,489,000	貸付有価証券 700株
中部飼料	22,900	1,093.00	25,029,700	
フィード・ワン	24,200	759.00	18,367,800	
東洋精糖	2,400	943.00	2,263,200	
日本甜菜製糖	9,600	1,700.00	16,320,000	
DM三井製糖ホールディングス	16,400	2,302.00	37,752,800	
塩水港精糖	15,400	202.00	3,110,800	
ウェルネオシュガー	8,500	1,755.00	14,917,500	
森永製菓	30,200	4,060.00	122,612,000	
中村屋	4,100	3,150.00	12,915,000	貸付有価証券 300株
江崎グリコ	47,300	3,600.00	170,280,000	貸付有価証券 17,200株
名糖産業	6,500	1,747.00	11,355,500	
井村屋グループ	9,000	2,322.00	20,898,000	
不二家	11,300	2,499.00	28,238,700	貸付有価証券 3,900株
山崎製パン	110,700	1,962.00	217,193,400	貸付有価証券 49,700株

第一屋製パン	2,400	402.00	964,800	
モロゾフ	5,300	3,735.00	19,795,500	
亀田製菓	10,500	4,400.00	46,200,000	
寿スピリッツ	17,600	9,720.00	171,072,000	貸付有価証券 100株
カルビー	75,700	2,802.00	212,111,400	
森永乳業	30,100	5,120.00	154,112,000	
六甲バター	12,100	1,419.00	17,169,900	貸付有価証券 1,700株
ヤクルト本社	118,200	10,100.00	1,193,820,000	
明治ホールディングス	205,000	3,325.00	681,625,000	貸付有価証券 400株
雪印メグミルク	40,000	1,993.00	79,720,000	
プリマハム	22,200	2,273.00	50,460,600	貸付有価証券 100株
日本ハム	64,700	3,945.00	255,241,500	貸付有価証券 300株
林兼産業	3,900	483.00	1,883,700	
丸大食品	16,600	1,521.00	25,248,600	貸付有価証券 1,200株
S F o o d s	18,200	3,075.00	55,965,000	
柿安本店	6,400	2,246.00	14,374,400	貸付有価証券 3,000株 (200株)
伊藤ハム米久ホールディングス	126,300	735.00	92,830,500	貸付有価証券 100株
サッポロホールディングス	54,400	3,760.00	204,544,000	貸付有価証券 200株
アサヒグループホールディングス	382,100	5,237.00	2,001,057,700	貸付有価証券 48,600株 (3,900株)
キリンホールディングス	746,300	2,115.50	1,578,797,650	貸付有価証券 148,800株
宝ホールディングス	112,900	1,048.00	118,319,200	貸付有価証券 2,100株
オエノンホールディングス	49,400	289.00	14,276,600	
養命酒製造	5,400	1,900.00	10,260,000	貸付有価証券 100株 (100株)
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	129,600	1,494.00	193,622,400	貸付有価証券 50,900株
サントリー食品インターナショナル	116,400	5,040.00	586,656,000	
ダイドーグループホールディングス	9,400	5,060.00	47,564,000	貸付有価証券 2,300株
伊藤園	56,000	4,060.00	227,360,000	
キーコーヒー	18,500	2,095.00	38,757,500	

ユニカフェ	4,300	911.00	3,917,300	貸付有価証券 1,200株(100株)
ジャパンフーズ	2,000	1,120.00	2,240,000	貸付有価証券 1,000株
日清オイリオグループ	23,300	3,390.00	78,987,000	
不二製油グループ本社	38,500	2,092.00	80,542,000	
かどや製油	1,500	3,580.00	5,370,000	
J-オイルミルズ	16,800	1,609.00	27,031,200	
キッコーマン	109,600	7,790.00	853,784,000	貸付有価証券 1,700株
味の素	399,300	4,814.00	1,922,230,200	貸付有価証券 10,200株
ブルドックソース	8,800	2,052.00	18,057,600	
キューピー	88,900	2,295.00	204,025,500	貸付有価証券 2,200株
ハウス食品グループ本社	50,600	3,010.00	152,306,000	
カゴメ	77,100	3,415.00	263,296,500	貸付有価証券 9,600株
焼津水産化学工業	5,000	855.00	4,275,000	貸付有価証券 500株(500株)
アリアケジャパン	14,400	5,460.00	78,624,000	
ピエトロ	1,900	1,819.00	3,456,100	貸付有価証券 100株
エバラ食品工業	4,400	3,030.00	13,332,000	
やまみ	1,200	1,410.00	1,692,000	
ニチレイ	75,800	3,010.00	228,158,000	貸付有価証券 3,800株
東洋水産	83,600	6,050.00	505,780,000	
イトアンドホールディングス	7,000	2,256.00	15,792,000	
大冷	1,600	1,941.00	3,105,600	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	10,500	957.00	10,048,500	
日清食品ホールディングス	58,100	12,390.00	719,859,000	
永谷園ホールディングス	8,100	2,160.00	17,496,000	
一正蒲鉾	5,500	793.00	4,361,500	貸付有価証券 1,300株
フジッコ	17,000	1,925.00	32,725,000	
ロック・フィールド	18,500	1,505.00	27,842,500	貸付有価証券 400株
日本たばこ産業	1,088,700	2,985.50	3,250,313,850	貸付有価証券 177,500株

ケンコーマヨネーズ	11,400	1,255.00	14,307,000	貸付有価証券 100株
わらべや日洋ホールディングス	12,200	2,345.00	28,609,000	
なとり	10,400	1,963.00	20,415,200	
イフジ産業	2,200	1,067.00	2,347,400	
ファーマフーズ	23,700	1,763.00	41,783,100	貸付有価証券 7,900株 (1,900株)
ユーグレナ	106,900	891.00	95,247,900	貸付有価証券 21,600株 (100株)
紀文食品	12,900	1,108.00	14,293,200	貸付有価証券 200株 (200株)
ピクルスホールディングス	9,700	1,169.00	11,339,300	
ミヨシ油脂	4,500	1,001.00	4,504,500	
理研ビタミン	14,300	2,017.00	28,843,100	
片倉工業	15,500	1,795.00	27,822,500	
グンゼ	11,900	4,640.00	55,216,000	
東洋紡	72,700	1,052.00	76,480,400	
ユニチカ	50,800	213.00	10,820,400	貸付有価証券 3,000株
富士紡ホールディングス	6,600	3,205.00	21,153,000	
倉敷紡績	12,600	2,495.00	31,437,000	
シキボウ	7,300	1,012.00	7,387,600	貸付有価証券 500株
日本毛織	44,400	1,020.00	45,288,000	貸付有価証券 100株
ダイトウボウ	21,300	93.00	1,980,900	貸付有価証券 6,300株 (2,300株)
トーア紡コーポレーション	5,100	355.00	1,810,500	
ダイドーリミテッド	18,800	285.00	5,358,000	貸付有価証券 300株
帝国繊維	19,000	1,731.00	32,889,000	
帝人	161,600	1,513.00	244,500,800	貸付有価証券 400株
東レ	1,127,200	761.10	857,911,920	
住江織物	2,700	2,314.00	6,247,800	貸付有価証券 1,400株
日本フェルト	7,200	419.00	3,016,800	貸付有価証券 100株
イチカワ	1,600	1,361.00	2,177,600	
日東製網	1,400	1,419.00	1,986,600	

アツギ	7,600	421.00	3,199,600	貸付有価証券 100株
ダイニツク	3,400	721.00	2,451,400	
セーレン	32,500	2,295.00	74,587,500	貸付有価証券 15,200株 (15,000 株)
ソトー	4,100	831.00	3,407,100	
東海染工	1,300	1,125.00	1,462,500	
小松マテーレ	24,400	684.00	16,689,600	
ワコールホールディング ス	32,400	2,700.00	87,480,000	
ホギメディカル	22,600	3,410.00	77,066,000	
クラウドシアホールディ ングス	3,000	553.00	1,659,000	
T S I ホールディングス	56,600	669.00	37,865,400	
マツオカコーポレーショ ン	3,500	1,422.00	4,977,000	貸付有価証券 700株 (700株)
ワールド	21,600	1,527.00	32,983,200	
三陽商会	5,000	1,635.00	8,175,000	貸付有価証券 100株 (100株)
ナイガイ	4,300	266.00	1,143,800	貸付有価証券 100株
オンワードホールディン グス	109,100	380.00	41,458,000	貸付有価証券 300株
ルックホールディングス	3,700	2,240.00	8,288,000	
ゴールドウイン	29,800	11,980.00	357,004,000	
デサント	29,000	4,340.00	125,860,000	貸付有価証券 400株
キング	5,700	572.00	3,260,400	
ヤマトインターナシヨナ ル	10,300	281.00	2,894,300	貸付有価証券 2,900株
特種東海製紙	7,500	3,005.00	22,537,500	貸付有価証券 1,300株
王子ホールディングス	700,800	544.00	381,235,200	
日本製紙	87,600	1,096.00	96,009,600	貸付有価証券 1,200株
三菱製紙	15,700	424.00	6,656,800	貸付有価証券 1,500株
北越コーポレーション	106,300	933.00	99,177,900	貸付有価証券 49,800株
中越パルプ工業	5,300	1,036.00	5,490,800	
巴川製紙所	4,100	685.00	2,808,500	
大王製紙	74,300	1,130.00	83,959,000	貸付有価証券 4,600株

阿波製紙	3,100	570.00	1,767,000	貸付有価証券 1,800株
レンゴー	153,200	875.00	134,050,000	貸付有価証券 3,100株
トーモク	9,700	1,883.00	18,265,100	
ザ・パック	12,500	3,145.00	39,312,500	貸付有価証券 400株
北の達人コーポレーション	70,900	282.00	19,993,800	貸付有価証券 7,800株
クラレ	267,500	1,249.00	334,107,500	貸付有価証券 65,600株
旭化成	1,050,600	1,001.50	1,052,175,900	
共和レザー	7,500	544.00	4,080,000	
レゾナック・ホールディングス	162,600	2,168.00	352,516,800	貸付有価証券 3,600株
住友化学	1,248,000	454.00	566,592,000	貸付有価証券 1,000株
住友精化	7,000	4,485.00	31,395,000	
日産化学	79,900	6,040.00	482,596,000	
ラサ工業	6,500	2,235.00	14,527,500	
クレハ	14,400	8,610.00	123,984,000	
多木化学	6,500	4,355.00	28,307,500	貸付有価証券 1,400株
テイカ	11,300	1,233.00	13,932,900	
石原産業	30,400	1,203.00	36,571,200	
片倉コープアグリ	2,700	1,692.00	4,568,400	貸付有価証券 1,200株(800株)
日本曹達	18,100	4,835.00	87,513,500	
東ソー	224,600	1,815.00	407,649,000	貸付有価証券 700株
トクヤマ	54,300	2,162.00	117,396,600	
セントラル硝子	27,000	2,969.00	80,163,000	
東亜合成	84,400	1,223.00	103,221,200	貸付有価証券 39,200株
大阪ソーダ	10,100	4,390.00	44,339,000	貸付有価証券 2,600株
関東電化工業	32,500	1,030.00	33,475,000	
デンカ	61,200	2,715.00	166,158,000	貸付有価証券 300株
信越化学工業	1,398,400	3,973.00	5,555,843,200	貸付有価証券 14,700株
日本カーバイド工業	5,000	1,346.00	6,730,000	
堺化学工業	12,800	1,878.00	24,038,400	貸付有価証券



				3,500株
第一稀元素化学工業	15,300	1,012.00	15,483,600	貸付有価証券 800株
エア・ウォーター	158,700	1,734.00	275,185,800	
日本酸素ホールディングス	163,200	2,520.00	411,264,000	貸付有価証券 4,400株
日本化学工業	5,600	1,855.00	10,388,000	
東邦アセチレン	2,800	1,380.00	3,864,000	
日本パーカラライジング	83,300	1,061.00	88,381,300	貸付有価証券 400株
高压ガス工業	24,400	774.00	18,885,600	
チタン工業	1,600	1,438.00	2,300,800	
四国化成ホールディングス	20,000	1,440.00	28,800,000	
戸田工業	3,800	2,471.00	9,389,800	貸付有価証券 1,700株(400株)
ステラ ケミファ	10,000	2,838.00	28,380,000	貸付有価証券 1,300株
保土谷化学工業	4,800	3,215.00	15,432,000	
日本触媒	25,600	5,450.00	139,520,000	
大日精化工業	11,700	1,870.00	21,879,000	
カネカ	38,400	3,680.00	141,312,000	
三菱瓦斯化学	125,600	2,013.00	252,832,800	貸付有価証券 500株
三井化学	138,700	3,490.00	484,063,000	貸付有価証券 1,400株
J S R	157,100	3,095.00	486,224,500	貸付有価証券 800株
東京応化工業	29,400	7,350.00	216,090,000	
大阪有機化学工業	12,700	2,080.00	26,416,000	貸付有価証券 100株
三菱ケミカルグループ	1,135,300	799.10	907,218,230	貸付有価証券 11,700株
KHネオケム	28,000	2,387.00	66,836,000	
ダイセル	247,400	1,094.00	270,655,600	
住友ベークライト	24,900	5,120.00	127,488,000	貸付有価証券 1,900株
積水化学工業	344,100	1,879.00	646,563,900	
日本ゼオン	100,900	1,478.00	149,130,200	貸付有価証券 3,800株
アイカ工業	42,500	3,025.00	128,562,500	貸付有価証券 500株
UBE	86,700	2,179.00	188,919,300	貸付有価証券 1,500株

積水樹脂	24,500	2,194.00	53,753,000	貸付有価証券 1,500株
タキロンシーアイ	36,800	527.00	19,393,600	貸付有価証券 3,900株
旭有機材	11,200	3,255.00	36,456,000	
ニチバン	10,400	2,003.00	20,831,200	
リケンテクノス	36,200	605.00	21,901,000	
大倉工業	7,800	2,121.00	16,543,800	
積水化成成品工業	23,600	426.00	10,053,600	
群栄化学工業	4,000	2,663.00	10,652,000	貸付有価証券 100株
タイガースポリマー	6,000	490.00	2,940,000	貸付有価証券 200株
ミライアル	4,000	1,511.00	6,044,000	
ダイキアクシス	4,800	741.00	3,556,800	貸付有価証券 2,600株
ダイキョーニシカワ	37,100	686.00	25,450,600	
竹本容器	4,400	797.00	3,506,800	
森六ホールディングス	8,500	1,962.00	16,677,000	
恵和	10,900	1,356.00	14,780,400	貸付有価証券 5,100株 (100株)
日本化薬	128,500	1,247.00	160,239,500	
カーリットホールディングス	15,100	704.00	10,630,400	
日本精化	9,600	2,564.00	24,614,400	貸付有価証券 400株
扶桑化学工業	15,600	3,735.00	58,266,000	貸付有価証券 800株
トリケミカル研究所	22,500	2,224.00	50,040,000	
ADEKA	58,700	2,320.00	136,184,000	
日油	52,000	6,330.00	329,160,000	貸付有価証券 2,600株
新日本理化	18,000	212.00	3,816,000	貸付有価証券 100株
ハリマ化成グループ	9,200	863.00	7,939,600	
花王	409,700	5,315.00	2,177,555,500	貸付有価証券 73,400株
第一工業製薬	6,000	1,912.00	11,472,000	
石原ケミカル	7,700	1,524.00	11,734,800	
日華化学	5,300	849.00	4,499,700	
ニイタカ	2,400	2,225.00	5,340,000	貸付有価証券 1,000株

三洋化成工業	10,300	4,260.00	43,878,000	
有機合成薬品工業	9,700	295.00	2,861,500	貸付有価証券 1,800株(800株)
大日本塗料	20,500	897.00	18,388,500	
日本ペイントホールディングス	744,400	1,224.00	911,145,600	貸付有価証券 25,100株
関西ペイント	154,100	2,043.00	314,826,300	貸付有価証券 500株
神東塗料	10,900	135.00	1,471,500	貸付有価証券 100株
中国塗料	27,600	1,198.00	33,064,800	
日本特殊塗料	8,300	1,071.00	8,889,300	貸付有価証券 400株
藤倉化成	22,600	436.00	9,853,600	
太陽ホールディングス	25,600	2,604.00	66,662,400	
D I C	65,700	2,527.00	166,023,900	貸付有価証券 12,200株
サカタインクス	37,400	1,111.00	41,551,400	
東洋インキSCホールディングス	32,900	2,201.00	72,412,900	
T&K TOKA	14,900	1,183.00	17,626,700	
富士フイルムホールディングス	323,200	7,234.00	2,338,028,800	
資生堂	351,700	6,597.00	2,320,164,900	貸付有価証券 33,500株
ライオン	202,100	1,417.00	286,375,700	
高砂香料工業	11,400	2,600.00	29,640,000	
マンダム	36,400	1,585.00	57,694,000	
ミルボン	25,000	5,690.00	142,250,000	
ファンケル	73,700	2,301.00	169,583,700	
コーセー	34,300	15,400.00	528,220,000	貸付有価証券 2,000株
コタ	15,500	1,645.00	25,497,500	
シーボン	1,700	1,600.00	2,720,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	86,300	2,078.00	179,331,400	貸付有価証券 8,200株
ノエビアホールディングス	15,000	5,490.00	82,350,000	
アジュバンホールディングス	3,200	925.00	2,960,000	貸付有価証券 1,600株
新日本製薬	9,600	1,379.00	13,238,400	貸付有価証券 400株
アクシージア	8,500	1,183.00	10,055,500	貸付有価証券

				1,300株
エステー	13,000	1,573.00	20,449,000	
アグロ カネショウ	6,700	1,801.00	12,066,700	貸付有価証券 2,300株
コニシ	28,100	2,161.00	60,724,100	
長谷川香料	32,200	3,300.00	106,260,000	貸付有価証券 4,900株
星光PMC	6,700	588.00	3,939,600	
小林製薬	49,000	8,350.00	409,150,000	貸付有価証券 3,700株
荒川化学工業	14,300	1,003.00	14,342,900	
メック	13,900	2,669.00	37,099,100	
日本高純度化学	4,200	2,517.00	10,571,400	
タカラバイオ	45,400	1,731.00	78,587,400	貸付有価証券 800株
JCU	18,800	3,380.00	63,544,000	
新田ゼラチン	8,100	880.00	7,128,000	貸付有価証券 3,600株 (100株)
OATアグリオ	5,400	1,350.00	7,290,000	貸付有価証券 400株
デクセリアルズ	48,700	2,628.00	127,983,600	貸付有価証券 22,600株
アース製薬	15,300	5,080.00	77,724,000	
北興化学工業	16,900	910.00	15,379,000	
大成ラミック	5,300	2,953.00	15,650,900	
クミアイ化学工業	66,900	909.00	60,812,100	貸付有価証券 1,600株
日本農薬	30,900	690.00	21,321,000	貸付有価証券 700株
アキレス	10,600	1,465.00	15,529,000	
有沢製作所	27,400	1,284.00	35,181,600	貸付有価証券 100株
日東電工	122,300	9,130.00	1,116,599,000	
レック	24,000	881.00	21,144,000	
三光合成	21,200	540.00	11,448,000	
きもと	19,300	185.00	3,570,500	貸付有価証券 6,700株
藤森工業	13,300	3,215.00	42,759,500	
前澤化成工業	10,900	1,615.00	17,603,500	貸付有価証券 5,000株
未来工業	6,000	2,316.00	13,896,000	
ウェーブブロックホールデ	3,900	603.00	2,351,700	貸付有価証券

インクス				800株 (800株)
J S P	11,800	1,608.00	18,974,400	
エフピコ	31,900	3,040.00	96,976,000	
天馬	14,300	2,368.00	33,862,400	
信越ポリマー	31,100	1,355.00	42,140,500	
東リ	29,400	312.00	9,172,800	
ニフコ	60,800	3,900.00	237,120,000	貸付有価証券 5,500株
バルカー	14,100	3,520.00	49,632,000	
ユニ・チャーム	350,900	5,176.00	1,816,258,400	貸付有価証券 26,400株 (15,000 株)
ショーエイコーポレーション	3,800	566.00	2,150,800	貸付有価証券 200株 (200株)
協和キリン	203,500	3,010.00	612,535,000	貸付有価証券 11,200株
武田薬品工業	1,490,700	4,575.00	6,819,952,500	貸付有価証券 55,600株
アステラス製薬	1,591,300	2,095.50	3,334,569,150	
住友ファーマ	125,000	802.00	100,250,000	貸付有価証券 1,000株
塩野義製薬	212,400	6,044.00	1,283,745,600	
わかもと製薬	12,300	248.00	3,050,400	貸付有価証券 100株
日本新薬	39,700	6,220.00	246,934,000	
中外製薬	527,300	3,578.00	1,886,679,400	貸付有価証券 142,500株
科研製薬	28,900	3,795.00	109,675,500	貸付有価証券 300株
エーザイ	204,900	8,095.00	1,658,665,500	貸付有価証券 900株
ロート製薬	163,200	2,796.00	456,307,200	
小野薬品工業	325,000	2,604.50	846,462,500	
久光製薬	37,400	3,810.00	142,494,000	貸付有価証券 4,000株
持田製薬	19,300	3,545.00	68,418,500	貸付有価証券 600株
参天製薬	306,900	1,152.00	353,548,800	
扶桑薬品工業	5,300	2,039.00	10,806,700	
日本ケミファ	1,300	1,815.00	2,359,500	
ツムラ	53,000	2,690.00	142,570,000	
キッセイ薬品工業	26,000	2,885.00	75,010,000	貸付有価証券 300株

生化学工業	32,100	841.00	26,996,100	
栄研化学	27,300	1,576.00	43,024,800	
鳥居薬品	9,000	3,355.00	30,195,000	
JCRファーマ	57,000	1,443.00	82,251,000	貸付有価証券 2,000株
東和薬品	25,900	1,941.00	50,271,900	
富士製薬工業	12,400	1,277.00	15,834,800	
ゼリア新薬工業	23,400	2,468.00	57,751,200	貸付有価証券 100株
そーせいグループ	57,900	2,813.00	162,872,700	貸付有価証券 27,000株 (22,600 株)
第一三共	1,467,500	4,432.00	6,503,960,000	貸付有価証券 15,000株
杏林製薬	36,500	1,742.00	63,583,000	貸付有価証券 200株
大幸薬品	30,600	384.00	11,750,400	貸付有価証券 7,900株
ダイト	11,800	2,536.00	29,924,800	
大塚ホールディングス	385,400	4,723.00	1,820,244,200	貸付有価証券 58,800株
大正製薬ホールディング ス	37,400	5,900.00	220,660,000	貸付有価証券 3,800株
ペプチドリーム	81,700	1,865.00	152,370,500	貸付有価証券 18,400株
あすか製薬ホールディン グス	17,300	1,308.00	22,628,400	
サワイグループホールデ ィングス	38,500	3,940.00	151,690,000	
日本コークス工業	151,900	93.00	14,126,700	貸付有価証券 2,400株
ニチレキ	19,900	1,774.00	35,302,600	
ユシロ化学工業	8,700	885.00	7,699,500	
ビーピー・カストロール	5,100	908.00	4,630,800	
富士石油	34,400	259.00	8,909,600	貸付有価証券 2,500株
MORESCO	4,300	1,150.00	4,945,000	
出光興産	187,100	2,904.00	543,338,400	
ENEOSホールディン グス	2,857,300	480.40	1,372,646,920	
コスモエネルギーホール ディングス	66,600	4,350.00	289,710,000	貸付有価証券 100株
横浜ゴム	95,800	2,968.00	284,334,400	貸付有価証券 5,200株

TOYO TIRE	96,800	1,619.00	156,719,200	貸付有価証券 9,800株
ブリヂストン	537,900	5,477.00	2,946,078,300	貸付有価証券 85,800株(7,500株)
住友ゴム工業	165,200	1,272.00	210,134,400	
藤倉コンポジット	9,300	1,038.00	9,653,400	
オカモト	9,300	4,145.00	38,548,500	
フコク	8,800	1,088.00	9,574,400	
ニッタ	17,100	3,150.00	53,865,000	
住友理工	32,700	779.00	25,473,300	
三ツ星ベルト	24,600	3,960.00	97,416,000	貸付有価証券 1,900株
バンドー化学	26,700	1,118.00	29,850,600	
日東紡績	19,000	1,893.00	35,967,000	
AGC	171,400	5,190.00	889,566,000	貸付有価証券 26,500株
日本板硝子	85,900	656.00	56,350,400	貸付有価証券 100株
石塚硝子	2,000	1,559.00	3,118,000	
日本山村硝子	4,900	717.00	3,513,300	
日本電気硝子	68,800	2,518.00	173,238,400	貸付有価証券 200株
オハラ	8,000	1,164.00	9,312,000	貸付有価証券 1,100株(100株)
住友大阪セメント	23,700	3,830.00	90,771,000	貸付有価証券 100株
太平洋セメント	107,300	2,463.00	264,279,900	貸付有価証券 500株
日本ヒューム	14,700	805.00	11,833,500	
日本コンクリート工業	32,700	266.00	8,698,200	貸付有価証券 200株
三谷セキサン	7,100	5,070.00	35,997,000	
アジアパイルホールディングス	26,300	766.00	20,145,800	
東海カーボン	141,300	1,237.00	174,788,100	貸付有価証券 9,400株
日本カーボン	9,700	4,220.00	40,934,000	貸付有価証券 400株
東洋炭素	10,500	4,270.00	44,835,000	
ノリタケカンパニーリミテド	8,400	4,715.00	39,606,000	
TOTO	111,200	4,605.00	512,076,000	貸付有価証券 2,500株

日本碍子	195,900	1,746.00	342,041,400	貸付有価証券 500株
日本特殊陶業	128,200	2,612.00	334,858,400	貸付有価証券 12,500株
ダントーホールディングス	9,200	640.00	5,888,000	貸付有価証券 5,300株
MARUWA	6,200	17,680.00	109,616,000	貸付有価証券 1,500株
品川リフクトリーズ	4,700	4,700.00	22,090,000	
黒崎播磨	3,400	6,430.00	21,862,000	
ヨータイ	11,200	1,487.00	16,654,400	
東京窯業	12,000	351.00	4,212,000	貸付有価証券 100株
ニッカトー	5,900	620.00	3,658,000	貸付有価証券 100株
フジミインコーポレーテッド	13,400	7,410.00	99,294,000	貸付有価証券 1,500株
クミネ工業	3,800	936.00	3,556,800	
エーアンドエーマテリアル	2,400	1,013.00	2,431,200	
ニチアス	42,600	2,759.00	117,533,400	貸付有価証券 200株
ニチハ	21,100	2,950.00	62,245,000	
日本製鉄	775,900	2,825.00	2,191,917,500	貸付有価証券 84,500株
神戸製鋼所	348,500	1,034.00	360,349,000	
中山製鋼所	35,700	855.00	30,523,500	貸付有価証券 15,100株
合同製鐵	8,600	3,210.00	27,606,000	
JFEホールディングス	463,100	1,836.00	850,251,600	
東京製鐵	48,700	1,326.00	64,576,200	貸付有価証券 100株
共英製鋼	19,700	1,815.00	35,755,500	
大和工業	28,600	5,520.00	157,872,000	
東京鐵鋼	8,200	2,587.00	21,213,400	
大阪製鐵	8,000	1,334.00	10,672,000	貸付有価証券 200株
淀川製鋼所	19,700	2,878.00	56,696,600	貸付有価証券 800株
中部鋼鈹	14,200	2,084.00	29,592,800	
丸一鋼管	52,800	3,110.00	164,208,000	
モリ工業	3,100	3,440.00	10,664,000	
大同特殊鋼	21,800	5,220.00	113,796,000	



日本高周波鋼業	4,500	340.00	1,530,000	
日本冶金工業	12,700	4,560.00	57,912,000	貸付有価証券 3,200株
山陽特殊製鋼	17,100	2,672.00	45,691,200	貸付有価証券 100株
愛知製鋼	10,000	2,800.00	28,000,000	
日本金属	2,900	953.00	2,763,700	
大太平洋金属	12,300	1,679.00	20,651,700	貸付有価証券 800株
新日本電工	110,700	350.00	38,745,000	貸付有価証券 2,900株 (600株)
栗本鐵工所	8,200	2,084.00	17,088,800	
虹技	1,600	1,185.00	1,896,000	
日本鑄鉄管	1,300	1,069.00	1,389,700	
三菱製鋼	10,900	1,205.00	13,134,500	
日亜鋼業	13,700	325.00	4,452,500	
日本精線	2,400	4,510.00	10,824,000	
エンビプロ・ホールディングス	9,300	610.00	5,673,000	貸付有価証券 4,400株 (3,000株)
シンニッタン	14,500	248.00	3,596,000	貸付有価証券 100株
新家工業	2,900	2,081.00	6,034,900	貸付有価証券 1,500株 (100株)
大紀アルミニウム工業所	24,700	1,416.00	34,975,200	貸付有価証券 3,700株
日本軽金属ホールディングス	46,700	1,430.00	66,781,000	
三井金属鉱業	50,400	3,280.00	165,312,000	
東邦亜鉛	10,200	1,876.00	19,135,200	貸付有価証券 600株
三菱マテリアル	115,600	2,277.00	263,221,200	
住友金属鉱山	200,900	5,060.00	1,016,554,000	貸付有価証券 7,400株
DOWAホールディングス	38,900	4,520.00	175,828,000	貸付有価証券 800株
古河機械金属	25,400	1,351.00	34,315,400	貸付有価証券 1,100株
大阪チタニウムテクノロジーズ	25,400	2,745.00	69,723,000	貸付有価証券 1,900株
東邦チタニウム	31,300	1,621.00	50,737,300	貸付有価証券 14,200株
UACJ	24,300	2,755.00	66,946,500	
CKサンエツ	4,200	4,320.00	18,144,000	

古河電気工業	57,700	2,542.00	146,673,400	貸付有価証券 1,800株
住友電気工業	598,400	1,749.00	1,046,601,600	貸付有価証券 4,500株
フジクラ	185,800	937.00	174,094,600	
SWCC	19,400	1,786.00	34,648,400	
タツタ電線	35,300	715.00	25,239,500	貸付有価証券 1,900株
カナレ電気	2,100	1,382.00	2,902,200	貸付有価証券 700株 (700株)
平河ヒューテック	10,000	1,505.00	15,050,000	貸付有価証券 4,100株
リョービ	18,500	1,587.00	29,359,500	
アーレスティ	14,900	583.00	8,686,700	貸付有価証券 1,400株 (1,400株)
アサヒホールディングス	70,100	1,996.00	139,919,600	貸付有価証券 5,400株
稲葉製作所	9,000	1,455.00	13,095,000	
宮地エンジニアリンググループ	4,800	3,995.00	19,176,000	
トーカロ	47,600	1,311.00	62,403,600	
アルファC o	4,900	1,034.00	5,066,600	貸付有価証券 900株
SUMCO	329,900	1,905.00	628,459,500	貸付有価証券 17,600株
川田テクノロジーズ	4,100	4,125.00	16,912,500	
RS Technologies	11,600	3,010.00	34,916,000	貸付有価証券 200株
ジェイテックコーポレーション	1,800	2,434.00	4,381,200	貸付有価証券 1,000株 (700株)
信和	7,400	719.00	5,320,600	
東洋製罐グループホールディングス	114,700	1,975.00	226,532,500	
ホッカンホールディングス	9,300	1,390.00	12,927,000	
コロナ	9,700	969.00	9,399,300	
横河ブリッジホールディングス	21,700	2,254.00	48,911,800	
駒井ハルテック	2,200	1,832.00	4,030,400	貸付有価証券 400株
高田機工	1,100	2,688.00	2,956,800	
三和ホールディングス	159,600	1,522.00	242,911,200	貸付有価証券 4,400株
文化シャッター	49,900	1,147.00	57,235,300	貸付有価証券 23,300株 (17,000株)

三協立山	19,800	689.00	13,642,200	
アルインコ	13,200	994.00	13,120,800	
東洋シヤッター	3,100	550.00	1,705,000	
L I X I L	252,500	2,018.00	509,545,000	貸付有価証券 5,700株
日本ファイルコン	8,800	475.00	4,180,000	
ノーリツ	25,500	1,863.00	47,506,500	
長府製作所	17,500	2,521.00	44,117,500	
リンナイ	94,300	3,270.00	308,361,000	
ダイニチ工業	6,700	730.00	4,891,000	
日東精工	25,100	613.00	15,386,300	
三洋工業	1,500	1,939.00	2,908,500	
岡部	27,900	782.00	21,817,800	貸付有価証券 100株
ジーテクト	19,300	1,497.00	28,892,100	
東プレ	30,500	1,412.00	43,066,000	貸付有価証券 2,300株
高周波熱錬	26,700	730.00	19,491,000	
東京製綱	10,200	1,174.00	11,974,800	
サンコール	12,000	580.00	6,960,000	貸付有価証券 500株
モリテック スチール	9,900	299.00	2,960,100	貸付有価証券 2,800株
パイオラックス	23,900	2,137.00	51,074,300	
エイチワン	17,800	662.00	11,783,600	
日本発條	153,300	1,009.00	154,679,700	貸付有価証券 1,400株
中央発條	12,800	715.00	9,152,000	貸付有価証券 500株
アドバネクス	1,600	1,036.00	1,657,600	貸付有価証券 400株
立川ブラインド工業	7,800	1,282.00	9,999,600	貸付有価証券 300株
三益半導体工業	13,400	2,664.00	35,697,600	
日本ドライケミカル	3,200	1,833.00	5,865,600	
日本製鋼所	46,700	2,490.00	116,283,000	
三浦工業	70,800	3,630.00	257,004,000	貸付有価証券 300株
タクマ	52,100	1,459.00	76,013,900	
ツガミ	37,700	1,451.00	54,702,700	
オークマ	17,000	6,200.00	105,400,000	貸付有価証券

				900株
芝浦機械	16,900	3,200.00	54,080,000	
アマダ	270,700	1,292.00	349,744,400	貸付有価証券 6,100株
アイダエンジニアリング	34,900	889.00	31,026,100	
TAKISAWA	3,500	1,328.00	4,648,000	貸付有価証券 500株
FUJI	73,700	2,357.00	173,710,900	貸付有価証券 100株
牧野フライス製作所	18,800	4,870.00	91,556,000	
オーエスジー	81,000	1,945.00	157,545,000	貸付有価証券 34,000株
ダイジェット工業	1,300	875.00	1,137,500	
旭ダイヤモンド工業	47,400	926.00	43,892,400	貸付有価証券 1,200株
DMG森精機	102,800	2,219.00	228,113,200	貸付有価証券 500株(300株)
ソディック	46,800	761.00	35,614,800	
ディスコ	81,600	16,680.00	1,361,088,000	貸付有価証券 4,800株(1,700株)
日東工器	8,200	2,065.00	16,933,000	
日進工具	14,200	1,164.00	16,528,800	
パンチ工業	11,900	574.00	6,830,600	
富士ダイス	6,200	745.00	4,619,000	貸付有価証券 200株
豊和工業	7,200	857.00	6,170,400	
東洋機械金属	9,100	671.00	6,106,100	
津田駒工業	2,400	495.00	1,188,000	貸付有価証券 1,200株(300株)
エンシュウ	2,800	689.00	1,929,200	貸付有価証券 100株(100株)
島精機製作所	27,000	1,840.00	49,680,000	貸付有価証券 3,600株
オプトラン	25,100	2,055.00	51,580,500	
NCホールディングス	2,700	1,976.00	5,335,200	貸付有価証券 100株
イワキポンプ	11,300	1,306.00	14,757,800	
フリュー	17,800	1,159.00	20,630,200	
ヤマシンフィルタ	40,500	336.00	13,608,000	
日阪製作所	16,400	951.00	15,596,400	
やまびこ	27,700	1,368.00	37,893,600	
野村マイクロ・サイエン	5,700	4,475.00	25,507,500	

ス				
平田機工	8,100	6,910.00	55,971,000	貸付有価証券 600株
P E G A S U S	18,700	622.00	11,631,400	貸付有価証券 3,700株 (2,600株)
マルマエ	7,400	1,620.00	11,988,000	貸付有価証券 3,400株
タツモ	9,300	1,860.00	17,298,000	貸付有価証券 100株
ナブテスコ	106,500	3,170.00	337,605,000	
三井海洋開発	21,300	1,466.00	31,225,800	
レオン自動機	17,800	1,286.00	22,890,800	貸付有価証券 200株
SMC	55,000	69,710.00	3,834,050,000	貸付有価証券 400株
ホソカワミクロン	11,900	2,966.00	35,295,400	
ユニオンツール	7,500	3,290.00	24,675,000	貸付有価証券 100株 (100株)
オイレス工業	23,700	1,736.00	41,143,200	貸付有価証券 1,500株
日精エー・エス・ビー機 械	6,700	4,270.00	28,609,000	
サトーホールディングス	24,100	2,298.00	55,381,800	
技研製作所	15,900	2,120.00	33,708,000	貸付有価証券 500株
日本エアータック	8,600	1,111.00	9,554,600	
カワタ	3,800	868.00	3,298,400	
日精樹脂工業	12,600	1,021.00	12,864,600	貸付有価証券 100株
オカダアイヨン	4,100	1,826.00	7,486,600	
ワイエイシイホールディ ングス	5,600	2,918.00	16,340,800	貸付有価証券 1,500株 (300株)
小松製作所	794,800	3,338.00	2,653,042,400	
住友重機械工業	100,400	3,295.00	330,818,000	貸付有価証券 14,000株
日立建機	67,600	3,330.00	225,108,000	
日工	25,100	643.00	16,139,300	
巴工業	7,300	2,443.00	17,833,900	貸付有価証券 1,500株
井関農機	15,900	1,217.00	19,350,300	
T O W A	17,300	2,124.00	36,745,200	貸付有価証券 5,800株
丸山製作所	2,200	1,864.00	4,100,800	
北川鉄工所	6,700	1,223.00	8,194,100	

ローゼ	8,900	9,900.00	88,110,000	貸付有価証券 3,300株(800株)
タカキタ	3,700	450.00	1,665,000	貸付有価証券 1,900株
クボタ	897,700	2,106.00	1,890,556,200	貸付有価証券 248,200株(37,100 株)
荏原実業	8,100	2,990.00	24,219,000	
三菱化工機	5,500	2,456.00	13,508,000	
月島ホールディングス	22,900	1,147.00	26,266,300	貸付有価証券 100株
帝国電機製作所	11,900	2,424.00	28,845,600	
東京機械製作所	3,100	545.00	1,689,500	貸付有価証券 400株(400株)
新東工業	34,300	1,039.00	35,637,700	
澁谷工業	15,900	2,632.00	41,848,800	
アイチ コーポレーショ ン	23,600	842.00	19,871,200	
小森コーポレーション	39,300	1,062.00	41,736,600	
鶴見製作所	13,000	2,359.00	30,667,000	
日本ギア工業	4,400	478.00	2,103,200	
酒井重工業	2,100	4,300.00	9,030,000	
荏原製作所	69,400	6,110.00	424,034,000	貸付有価証券 6,300株
石井鐵工所	1,500	2,306.00	3,459,000	
西島製作所	14,600	1,645.00	24,017,000	
北越工業	17,100	1,300.00	22,230,000	
ダイキン工業	202,500	25,555.00	5,174,887,500	貸付有価証券 2,100株
オルガノ	23,300	3,280.00	76,424,000	貸付有価証券 4,400株
トーヨーカネツ	6,400	2,741.00	17,542,400	
栗田工業	94,900	5,590.00	530,491,000	貸付有価証券 3,100株
椿本チエイン	24,000	3,475.00	83,400,000	
大同工業	5,300	727.00	3,853,100	
木村化工機	12,900	728.00	9,391,200	貸付有価証券 500株
アネスト岩田	28,800	1,047.00	30,153,600	貸付有価証券 500株
ダイフク	262,400	2,589.00	679,353,600	貸付有価証券 9,400株
サムコ	4,500	5,070.00	22,815,000	貸付有価証券

				2,100株(100株)
加藤製作所	6,200	1,315.00	8,153,000	
油研工業	2,000	2,007.00	4,014,000	
タダノ	89,500	1,047.00	93,706,500	貸付有価証券 4,100株
フジテック	59,500	3,680.00	218,960,000	貸付有価証券 11,600株
C K D	46,900	2,117.00	99,287,300	貸付有価証券 1,700株
平和	56,400	2,658.00	149,911,200	
理想科学工業	15,100	2,292.00	34,609,200	貸付有価証券 100株
SANKYO	33,300	5,860.00	195,138,000	
日本金銭機械	18,600	1,251.00	23,268,600	貸付有価証券 2,000株(300株)
マースグループホールディングス	10,000	2,901.00	29,010,000	
フクシマガリレイ	12,500	5,410.00	67,625,000	貸付有価証券 100株
オーイズミ	4,900	581.00	2,846,900	貸付有価証券 1,300株
ダイコク電機	9,300	2,809.00	26,123,700	貸付有価証券 4,300株
竹内製作所	30,800	3,735.00	115,038,000	貸付有価証券 100株
アマノ	48,100	2,873.00	138,191,300	貸付有価証券 8,900株
J U K I	26,300	595.00	15,648,500	貸付有価証券 100株
ジャノメ	17,200	619.00	10,646,800	貸付有価証券 300株
マックス	20,900	2,237.00	46,753,300	
グローリー	40,700	2,801.00	114,000,700	
新晃工業	17,100	1,823.00	31,173,300	貸付有価証券 100株
大和冷機工業	26,000	1,440.00	37,440,000	
セガサミーホールディングス	136,400	2,700.00	368,280,000	貸付有価証券 600株
日本ピストンリング	4,400	1,371.00	6,032,400	貸付有価証券 500株(100株)
リケン	6,700	2,715.00	18,190,500	
T P R	19,400	1,410.00	27,354,000	
ツバキ・ナカシマ	41,800	989.00	41,340,200	貸付有価証券 100株
ホシザキ	109,200	4,930.00	538,356,000	貸付有価証券

				14,300株
大豊工業	14,700	777.00	11,421,900	
日本精工	311,600	783.00	243,982,800	貸付有価証券 800株
NTN	334,400	310.00	103,664,000	貸付有価証券 1,600株
ジェイテクト	150,900	1,162.00	175,345,800	貸付有価証券 400株
不二越	12,500	3,875.00	48,437,500	貸付有価証券 1,400株
日本トムソン	41,500	588.00	24,402,000	
THK	97,900	3,000.00	293,700,000	貸付有価証券 7,200株
ユーシン精機	13,400	721.00	9,661,400	
前澤給装工業	11,900	1,094.00	13,018,600	
イーグル工業	18,800	1,312.00	24,665,600	
前澤工業	7,500	781.00	5,857,500	貸付有価証券 1,100株
日本ピラー工業	15,700	3,725.00	58,482,500	貸付有価証券 2,700株
キッツ	62,500	940.00	58,750,000	貸付有価証券 500株
マキタ	211,000	3,730.00	787,030,000	貸付有価証券 17,300株
三井E&S	78,900	564.00	44,499,600	貸付有価証券 7,900株
日立造船	139,000	845.00	117,455,000	
三菱重工業	296,600	5,508.00	1,633,672,800	
IHI	106,900	3,510.00	375,219,000	貸付有価証券 100株
サノヤスホールディングス	17,700	134.00	2,371,800	
スター精密	32,000	1,774.00	56,768,000	
日清紡ホールディングス	138,100	1,038.00	143,347,800	貸付有価証券 1,900株
イビデン	97,300	6,020.00	585,746,000	貸付有価証券 10,400株
コニカミノルタ	378,900	548.00	207,637,200	貸付有価証券 1,000株
ブラザー工業	226,600	2,021.00	457,958,600	
ミネベアミツミ	295,100	2,591.00	764,604,100	貸付有価証券 15,500株
日立製作所	824,900	7,803.00	6,436,694,700	
東芝	326,500	4,407.00	1,438,885,500	



三菱電機	1,753,200	1,740.50	3,051,444,600	
富士電機	103,100	5,690.00	586,639,000	貸付有価証券 4,700株
東洋電機製造	4,300	1,067.00	4,588,100	
安川電機	201,000	5,690.00	1,143,690,000	貸付有価証券 20,300株(2,900株)
シンフォニアテクノロジー	18,700	1,761.00	32,930,700	
明電舎	25,700	1,904.00	48,932,800	
オリジン	2,900	1,278.00	3,706,200	
山洋電気	7,300	7,080.00	51,684,000	
デンヨー	12,900	1,959.00	25,271,100	
PHCホールディングス	23,700	1,422.00	33,701,400	
ソシオネクスト	23,300	11,650.00	271,445,000	貸付有価証券 9,100株
東芝テック	25,300	3,745.00	94,748,500	
芝浦メカトロニクス	3,300	15,390.00	50,787,000	貸付有価証券 400株
マブチモーター	42,100	3,890.00	163,769,000	貸付有価証券 19,500株(2,600株)
ニデック	412,700	6,874.00	2,836,899,800	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	12,400	508.00	6,299,200	
トレックス・セミコンダクター	8,000	2,292.00	18,336,000	貸付有価証券 3,700株(3,700株)
東光高岳	10,200	2,114.00	21,562,800	貸付有価証券 3,300株
ダブル・スコープ	55,500	1,168.00	64,824,000	貸付有価証券 24,800株(14,600株)
ダイヘン	15,300	4,605.00	70,456,500	
ヤーマン	29,300	1,145.00	33,548,500	貸付有価証券 6,300株(2,000株)
JVCケンウッド	154,500	527.00	81,421,500	
ミマキエンジニアリング	16,100	682.00	10,980,200	
IPEX	9,400	1,478.00	13,893,200	
大崎電気工業	40,200	574.00	23,074,800	
オムロン	155,400	8,157.00	1,267,597,800	貸付有価証券 100株
日東工業	22,900	2,783.00	63,730,700	
IDEC	25,000	3,460.00	86,500,000	
正興電機製作所	5,000	1,018.00	5,090,000	

不二電機工業	2,600	1,116.00	2,901,600	貸付有価証券 100株
ジーエス・ユアサコーポレーション	55,700	2,496.00	139,027,200	貸付有価証券 200株
サクサホールディングス	2,700	2,159.00	5,829,300	
メルコホールディングス	4,300	3,370.00	14,491,000	
テクノメディカ	4,100	1,811.00	7,425,100	
ダイヤモンドエレクトリックホールディング	5,700	923.00	5,261,100	貸付有価証券 2,600株(100株)
日本電気	239,900	6,130.00	1,470,587,000	
富士通	169,000	17,875.00	3,020,875,000	
沖電気工業	76,700	755.00	57,908,500	貸付有価証券 100株
岩崎通信機	5,800	826.00	4,790,800	
電気興業	6,800	2,312.00	15,721,600	
サンケン電気	15,800	10,760.00	170,008,000	
ナカヨ	2,100	1,134.00	2,381,400	
アイホン	10,300	2,223.00	22,896,900	
ルネサスエレクトロニクス	1,106,800	1,866.50	2,065,842,200	貸付有価証券 397,400株
セイコーエプソン	217,600	2,015.00	438,464,000	貸付有価証券 15,900株
ワコム	129,000	732.00	94,428,000	貸付有価証券 28,800株
アルバック	40,300	5,450.00	219,635,000	貸付有価証券 3,000株
アクセル	4,900	1,398.00	6,850,200	
E I Z O	12,400	4,425.00	54,870,000	貸付有価証券 500株
日本信号	38,600	1,156.00	44,621,600	
京三製作所	35,500	428.00	15,194,000	
能美防災	22,900	1,816.00	41,586,400	
ホーチキ	12,700	1,634.00	20,751,800	
星和電機	5,200	482.00	2,506,400	
エレコム	40,500	1,290.00	52,245,000	
パナソニックホールディングス	2,003,700	1,297.00	2,598,798,900	
シャープ	204,300	992.00	202,665,600	貸付有価証券 84,500株(1,200株)
アンリツ	119,500	1,225.00	146,387,500	
富士通ゼネラル	48,100	3,395.00	163,299,500	貸付有価証券 2,100株

ソニーグループ	1,188,100	12,520.00	14,875,012,000	貸付有価証券 7,700株
TDK	268,600	4,875.00	1,309,425,000	貸付有価証券 300株
帝国通信工業	7,600	1,542.00	11,719,200	
タムラ製作所	72,800	802.00	58,385,600	貸付有価証券 10,300株
アルプスアルパイン	151,500	1,214.00	183,921,000	貸付有価証券 16,200株
池上通信機	4,200	588.00	2,469,600	
日本電波工業	20,300	1,184.00	24,035,200	貸付有価証券 7,500株 (1,100株)
鈴木	9,000	1,028.00	9,252,000	
メイコー	18,500	2,665.00	49,302,500	貸付有価証券 400株
日本トリム	3,800	2,994.00	11,377,200	
ローランド ディー. ジー.	9,300	3,495.00	32,503,500	
フォスター電機	15,700	1,232.00	19,342,400	
SMK	4,100	2,408.00	9,872,800	
ヨコオ	13,500	2,050.00	27,675,000	
ティアック	20,400	116.00	2,366,400	貸付有価証券 200株
ホシデン	39,600	1,867.00	73,933,200	
ヒロセ電機	28,100	18,760.00	527,156,000	
日本航空電子工業	34,800	2,484.00	86,443,200	貸付有価証券 10,800株 (9,500株)
TOA	19,300	855.00	16,501,500	貸付有価証券 100株
マクセル	34,300	1,476.00	50,626,800	
古野電気	22,000	949.00	20,878,000	
スミダコーポレーション	15,500	1,667.00	25,838,500	
アイコム	6,500	2,837.00	18,440,500	貸付有価証券 200株
リオン	7,000	1,857.00	12,999,000	
横河電機	185,600	2,472.00	458,803,200	貸付有価証券 2,800株
新電元工業	6,500	3,545.00	23,042,500	貸付有価証券 1,500株
アズビル	117,300	3,900.00	457,470,000	貸付有価証券 3,500株
東亜ディーケーケー	6,100	838.00	5,111,800	貸付有価証券 300株 (300株)

日本光電工業	77,600	3,860.00	299,536,000	貸付有価証券 5,000株
チノー	7,000	2,145.00	15,015,000	貸付有価証券 1,300株
共和電業	12,200	360.00	4,392,000	
日本電子材料	11,100	1,407.00	15,617,700	
堀場製作所	37,400	7,640.00	285,736,000	貸付有価証券 4,100株
アドバンテスト	132,300	11,450.00	1,514,835,000	貸付有価証券 500株
小野測器	4,800	461.00	2,212,800	
エスペック	13,400	2,076.00	27,818,400	
キーエンス	168,000	64,110.00	10,770,480,000	貸付有価証券 19,200株
日置電機	8,800	9,150.00	80,520,000	貸付有価証券 500株
シスメックス	144,900	9,010.00	1,305,549,000	
日本マイクロニクス	27,700	1,269.00	35,151,300	
メガチップス	13,800	3,320.00	45,816,000	
OBARA GROUP	9,200	4,040.00	37,168,000	貸付有価証券 4,000株 (4,000株)
澤藤電機	1,500	1,131.00	1,696,500	
原田工業	5,700	818.00	4,662,600	貸付有価証券 2,600株
コーセル	20,200	1,120.00	22,624,000	貸付有価証券 100株
イリソ電子工業	15,400	4,540.00	69,916,000	貸付有価証券 1,300株
オブテックグループ	30,800	2,100.00	64,680,000	
千代田インテグレ	5,800	2,369.00	13,740,200	
レーザーテック	77,000	17,820.00	1,372,140,000	貸付有価証券 35,300株
スタンレー電気	119,500	2,953.00	352,883,500	
岩崎電気	1,500	4,450.00	6,675,000	
ウシオ電機	85,300	1,743.00	148,677,900	
岡谷電機産業	10,100	312.00	3,151,200	貸付有価証券 500株
ヘリオス テクノ ホールディング	12,000	818.00	9,816,000	貸付有価証券 6,300株 (1,400株)
エノモト	3,300	1,714.00	5,656,200	貸付有価証券 100株
日本セラミック	17,100	2,809.00	48,033,900	
遠藤照明	5,800	1,384.00	8,027,200	貸付有価証券

				300株
古河電池	12,400	1,126.00	13,962,400	貸付有価証券 100株
双信電機	5,300	377.00	1,998,100	
山一電機	14,700	1,839.00	27,033,300	
函研	14,600	3,455.00	50,443,000	貸付有価証券 800株
日本電子	42,100	4,110.00	173,031,000	
カシオ計算機	125,100	1,329.00	166,257,900	貸付有価証券 2,100株
ファナック	824,300	4,646.00	3,829,697,800	貸付有価証券 9,700株
日本シイエムケイ	35,700	480.00	17,136,000	
エンプラス	4,900	4,230.00	20,727,000	
大真空	20,500	694.00	14,227,000	貸付有価証券 5,100株 (4,300株)
ローム	77,600	11,180.00	867,568,000	
浜松ホトニクス	134,800	7,390.00	996,172,000	貸付有価証券 6,200株
三井ハイテック	17,400	8,390.00	145,986,000	貸付有価証券 8,100株
新光電気工業	59,400	4,115.00	244,431,000	貸付有価証券 3,100株
京セラ	260,900	7,210.00	1,881,089,000	貸付有価証券 300株
太陽誘電	81,800	4,050.00	331,290,000	
村田製作所	509,400	7,716.00	3,930,530,400	貸付有価証券 5,600株
双葉電子工業	32,000	525.00	16,800,000	
北陸電気工業	4,900	1,282.00	6,281,800	貸付有価証券 300株
ニチコン	34,300	1,375.00	47,162,500	貸付有価証券 8,900株
日本ケミコン	16,600	2,156.00	35,789,600	
KOA	25,400	1,711.00	43,459,400	貸付有価証券 1,500株
市光工業	24,200	529.00	12,801,800	
小糸製作所	202,000	2,630.00	531,260,000	貸付有価証券 2,600株
ミツバ	31,500	599.00	18,868,500	
S C R E E Nホールディングス	28,700	11,420.00	327,754,000	貸付有価証券 500株
キャノン電子	18,600	1,900.00	35,340,000	
キャノン	921,500	3,219.00	2,966,308,500	貸付有価証券

				233,700株
リコー	421,100	1,043.00	439,207,300	貸付有価証券 30,700株
象印マホービン	50,200	1,788.00	89,757,600	貸付有価証券 500株(100株)
MUTOHホールディングス	1,800	1,717.00	3,090,600	
東京エレクトロン	355,500	15,630.00	5,556,465,000	貸付有価証券 2,900株
イノテック	11,200	1,391.00	15,579,200	
トヨタ紡織	70,700	2,144.00	151,580,800	
芦森工業	2,400	1,495.00	3,588,000	貸付有価証券 100株
ユニプレス	30,100	967.00	29,106,700	
豊田自動織機	122,800	7,960.00	977,488,000	
モリタホールディングス	29,500	1,584.00	46,728,000	
三櫻工業	25,600	676.00	17,305,600	
デンソー	346,400	8,170.00	2,830,088,000	貸付有価証券 4,300株
東海理化電機製作所	47,300	1,897.00	89,728,100	
川崎重工業	126,600	2,874.00	363,848,400	貸付有価証券 4,200株
名村造船所	33,500	422.00	14,137,000	貸付有価証券 15,700株
日本車輛製造	6,500	2,060.00	13,390,000	
三菱ロジスネクスト	26,800	1,162.00	31,141,600	貸付有価証券 100株
近畿車輛	1,800	1,521.00	2,737,800	
日産自動車	2,385,800	507.20	1,210,077,760	貸付有価証券 93,900株
いすゞ自動車	488,300	1,631.00	796,417,300	
トヨタ自動車	9,222,400	1,931.50	17,813,065,600	貸付有価証券 60,800株
日野自動車	216,500	545.00	117,992,500	貸付有価証券 3,500株
三菱自動車工業	655,200	477.00	312,530,400	貸付有価証券 244,500株
エフテック	9,000	767.00	6,903,000	
レシップホールディングス	5,100	478.00	2,437,800	
GMB	2,600	1,882.00	4,893,200	貸付有価証券 1,200株(1,000株)
ファルテック	2,100	615.00	1,291,500	
武蔵精密工業	41,000	1,819.00	74,579,000	貸付有価証券

				6,000株
日産車体	29,600	911.00	26,965,600	貸付有価証券 1,700株
新明和工業	52,800	1,283.00	67,742,400	
極東開発工業	27,700	1,788.00	49,527,600	貸付有価証券 2,800株
トピー工業	13,600	1,960.00	26,656,000	
ティラド	4,200	2,440.00	10,248,000	
タチエス	26,600	1,264.00	33,622,400	
NOK	65,200	1,882.00	122,706,400	貸付有価証券 1,700株
フタバ産業	45,000	461.00	20,745,000	
KYB	16,200	4,340.00	70,308,000	貸付有価証券 1,200株
大同メタル工業	32,800	534.00	17,515,200	
プレス工業	75,000	545.00	40,875,000	
ミクニ	15,000	345.00	5,175,000	貸付有価証券 2,200株
太平洋工業	38,500	1,205.00	46,392,500	貸付有価証券 1,700株
河西工業	17,400	203.00	3,532,200	貸付有価証券 4,300株 (1,500株)
アイシン	129,600	3,960.00	513,216,000	貸付有価証券 4,800株
マツダ	555,600	1,225.00	680,610,000	貸付有価証券 5,600株
今仙電機製作所	8,300	717.00	5,951,100	貸付有価証券 500株 (500株)
本田技研工業	1,365,300	3,653.00	4,987,440,900	
スズキ	308,500	4,843.00	1,494,065,500	貸付有価証券 8,200株
SUBARU	531,400	2,218.00	1,178,645,200	貸付有価証券 3,200株
安永	5,700	1,020.00	5,814,000	貸付有価証券 3,000株 (2,400株)
ヤマハ発動機	264,000	3,455.00	912,120,000	貸付有価証券 63,200株 (8,700株)
TBK	12,900	288.00	3,715,200	貸付有価証券 100株
エクセディ	27,500	2,082.00	57,255,000	
豊田合成	49,000	2,335.00	114,415,000	
愛三工業	27,700	954.00	26,425,800	
盟和産業	1,800	973.00	1,751,400	
日本プラスト	10,200	428.00	4,365,600	貸付有価証券

				500 株
ヨロズ	15,700	889.00	13,957,300	
エフ・シー・シー	29,800	1,732.00	51,613,600	
シマノ	68,700	21,010.00	1,443,387,000	貸付有価証券 3,900 株
テイ・エス テック	76,900	1,872.00	143,956,800	
ジャムコ	7,100	1,427.00	10,131,700	貸付有価証券 900 株 (800 株)
テルモ	516,600	4,138.00	2,137,690,800	貸付有価証券 400 株
クリエートメディック	4,200	903.00	3,792,600	
日機装	39,100	942.00	36,832,200	
日本エム・ディ・エム	10,000	973.00	9,730,000	
島津製作所	204,600	4,190.00	857,274,000	貸付有価証券 5,100 株
JMS	15,500	530.00	8,215,000	貸付有価証券 100 株
クボテック	3,000	207.00	621,000	貸付有価証券 1,400 株 (100 株)
長野計器	12,200	1,298.00	15,835,600	
ブイ・テクノロジー	8,200	3,085.00	25,297,000	貸付有価証券 200 株
東京計器	12,900	1,236.00	15,944,400	貸付有価証券 1,800 株
愛知時計電機	6,500	1,553.00	10,094,500	
インターアクション	8,000	1,339.00	10,712,000	
オーバル	11,500	440.00	5,060,000	貸付有価証券 5,300 株 (2,200 株)
東京精密	36,800	5,150.00	189,520,000	貸付有価証券 2,000 株
マニー	67,200	1,702.00	114,374,400	貸付有価証券 100 株
ニコン	242,800	1,461.00	354,730,800	貸付有価証券 12,500 株
トプコン	88,400	1,973.00	174,413,200	貸付有価証券 2,800 株
オリンパス	1,033,800	2,428.00	2,510,066,400	
理研計器	10,400	5,170.00	53,768,000	
タムロン	12,600	3,465.00	43,659,000	
HOYA	358,700	14,940.00	5,358,978,000	貸付有価証券 5,400 株
シード	6,600	592.00	3,907,200	
ノーリツ鋼機	15,900	2,317.00	36,840,300	貸付有価証券 2,200 株



A&Dホロンホールディングス	24,500	1,331.00	32,609,500	貸付有価証券 1,800株(1,800株)
朝日インテック	187,700	2,522.00	473,379,400	
シチズン時計	184,700	767.00	141,664,900	貸付有価証券 55,000株(5,900株)
リズム	4,100	2,005.00	8,220,500	
大研医器	9,800	498.00	4,880,400	
メニコン	57,700	2,899.00	167,272,300	貸付有価証券 2,700株
シンシア	1,200	600.00	720,000	貸付有価証券 600株(600株)
松風	7,600	2,031.00	15,435,600	貸付有価証券 600株(600株)
セイコーグループ	26,000	2,741.00	71,266,000	
ニプロ	140,000	1,027.00	143,780,000	貸付有価証券 2,100株
KYORITSU	19,400	148.00	2,871,200	
中本パックス	4,000	1,578.00	6,312,000	
スノーピーク	28,700	2,063.00	59,208,100	貸付有価証券 13,400株(1,300株)
パラマウントベッドホールディングス	38,800	2,431.00	94,322,800	貸付有価証券 2,700株
トランザクション	11,100	1,793.00	19,902,300	貸付有価証券 600株
粧美堂	3,500	383.00	1,340,500	貸付有価証券 2,000株
ニホンフラッシュ	15,700	1,075.00	16,877,500	
前田工織	14,200	3,255.00	46,221,000	貸付有価証券 6,600株(6,300株)
永大産業	13,900	222.00	3,085,800	
アートネイチャー	17,300	773.00	13,372,900	
バンダイナムコホールディングス	460,100	3,097.00	1,424,929,700	貸付有価証券 700株
アイフィスジャパン	3,600	619.00	2,228,400	貸付有価証券 200株
SHOEI	38,000	2,531.00	96,178,000	
フランスベッドホールディングス	20,800	1,111.00	23,108,800	
パイロットコーポレーション	26,300	4,540.00	119,402,000	貸付有価証券 200株
萩原工業	11,200	1,271.00	14,235,200	貸付有価証券 5,200株
フジシールインターナショナル	34,000	1,542.00	52,428,000	
タカラトミー	77,600	1,520.00	117,952,000	

広済堂ホールディングス	8,800	2,649.00	23,311,200	貸付有価証券 1,900株 (1,800株)
エステールホールディングス	3,000	608.00	1,824,000	
タカノ	4,800	741.00	3,556,800	貸付有価証券 2,500株
プロネクサス	13,900	993.00	13,802,700	
ホクシン	10,000	136.00	1,360,000	貸付有価証券 4,700株 (1,100株)
ウッドワン	4,300	1,133.00	4,871,900	貸付有価証券 2,000株 (1,500株)
大建工業	10,200	2,411.00	24,592,200	
凸版印刷	219,600	2,873.00	630,910,800	貸付有価証券 1,000株
大日本印刷	183,500	3,935.00	722,072,500	貸付有価証券 800株
共同印刷	4,700	2,838.00	13,338,600	
N I S S H A	31,900	1,892.00	60,354,800	貸付有価証券 600株
光村印刷	1,100	1,251.00	1,376,100	
TAKARA & COMPANY	10,700	2,456.00	26,279,200	貸付有価証券 5,000株
アシックス	155,000	3,875.00	600,625,000	貸付有価証券 11,100株
ツツミ	2,900	2,231.00	6,469,900	
ローランド	12,400	4,275.00	53,010,000	
小松ウオール工業	6,200	2,387.00	14,799,400	
ヤマハ	105,900	5,370.00	568,683,000	貸付有価証券 900株
河合楽器製作所	4,500	3,185.00	14,332,500	
クリナップ	18,800	715.00	13,442,000	
ピジョン	107,000	2,106.00	225,342,000	貸付有価証券 100株
キングジム	14,800	917.00	13,571,600	貸付有価証券 6,900株
リンテック	33,700	2,231.00	75,184,700	
イトーキ	34,400	837.00	28,792,800	
任天堂	1,060,400	5,725.00	6,070,790,000	貸付有価証券 17,000株
三菱鉛筆	23,800	1,797.00	42,768,600	
タカラスタナード	30,900	1,677.00	51,819,300	貸付有価証券 1,100株
コクヨ	80,900	1,999.00	161,719,100	

ナカバヤシ	18,100	481.00	8,706,100	
グローブライド	13,600	2,490.00	33,864,000	
オカムラ	50,600	1,515.00	76,659,000	貸付有価証券 300株
美津濃	16,700	3,380.00	56,446,000	貸付有価証券 400株
東京電力ホールディングス	1,514,000	492.00	744,888,000	貸付有価証券 187,800株
中部電力	618,900	1,573.00	973,529,700	貸付有価証券 6,100株
関西電力	648,600	1,482.00	961,225,200	
中国電力	267,500	728.00	194,740,000	貸付有価証券 700株
北陸電力	158,500	670.00	106,195,000	貸付有価証券 7,100株
東北電力	410,600	726.00	298,095,600	貸付有価証券 900株
四国電力	143,400	826.00	118,448,400	
九州電力	387,200	840.00	325,248,000	
北海道電力	162,300	529.00	85,856,700	
沖縄電力	39,300	1,120.00	44,016,000	貸付有価証券 2,200株
電源開発	126,500	2,225.00	281,462,500	
エフオン	10,900	673.00	7,335,700	
イーレックス	29,800	1,803.00	53,729,400	貸付有価証券 600株
レノバ	44,700	1,626.00	72,682,200	貸付有価証券 5,100株
東京瓦斯	355,100	2,912.00	1,034,051,200	貸付有価証券 700株
大阪瓦斯	340,200	2,248.00	764,769,600	
東邦瓦斯	66,100	2,560.00	169,216,000	
北海道瓦斯	10,000	2,087.00	20,870,000	
広島ガス	35,400	376.00	13,310,400	
西部ガスホールディングス	15,800	1,948.00	30,778,400	
静岡ガス	38,300	1,157.00	44,313,100	貸付有価証券 900株
メタウォーター	21,000	1,799.00	37,779,000	
SBSホールディングス	15,000	3,170.00	47,550,000	貸付有価証券 1,800株
東武鉄道	184,500	3,590.00	662,355,000	貸付有価証券 300株

相鉄ホールディングス	55,500	2,679.00	148,684,500	
東急	471,000	1,955.00	920,805,000	貸付有価証券 32,500株
京浜急行電鉄	190,500	1,341.00	255,460,500	
小田急電鉄	254,600	2,069.00	526,767,400	貸付有価証券 11,500株
京王電鉄	88,800	5,180.00	459,984,000	貸付有価証券 4,800株
京成電鉄	108,300	5,020.00	543,666,000	貸付有価証券 1,100株
富士急行	20,700	5,320.00	110,124,000	貸付有価証券 200株
東日本旅客鉄道	284,800	7,923.00	2,256,470,400	
西日本旅客鉄道	214,600	6,007.00	1,289,102,200	
東海旅客鉄道	129,400	16,785.00	2,171,979,000	貸付有価証券 2,600株
西武ホールディングス	203,200	1,571.00	319,227,200	
鴻池運輸	28,600	1,647.00	47,104,200	
西日本鉄道	44,900	2,516.00	112,968,400	貸付有価証券 3,200株
ハマキョウレックス	13,100	3,545.00	46,439,500	
サカイ引越センター	8,000	4,825.00	38,600,000	
近鉄グループホールディングス	167,700	4,685.00	785,674,500	貸付有価証券 7,000株
阪急阪神ホールディングス	223,600	4,340.00	970,424,000	貸付有価証券 6,800株
南海電気鉄道	80,100	3,250.00	260,325,000	貸付有価証券 600株
京阪ホールディングス	92,400	3,795.00	350,658,000	
神戸電鉄	4,600	3,235.00	14,881,000	
名古屋鉄道	185,300	2,245.00	415,998,500	
山陽電気鉄道	12,600	2,396.00	30,189,600	貸付有価証券 5,800株
アルプス物流	13,400	1,234.00	16,535,600	
ヤマトホールディングス	214,700	2,382.00	511,415,400	貸付有価証券 100株
山九	42,700	5,090.00	217,343,000	
丸運	6,400	243.00	1,555,200	貸付有価証券 1,300株
丸全昭和運輸	10,400	3,460.00	35,984,000	
センコーグループホールディングス	88,800	975.00	86,580,000	
トナミホールディングス	3,700	4,645.00	17,186,500	

ニッコンホールディングス	53,700	2,705.00	145,258,500	貸付有価証券 300株
日本石油輸送	1,300	2,670.00	3,471,000	
福山通運	12,800	3,695.00	47,296,000	
セイノーホールディングス	104,400	1,516.00	158,270,400	貸付有価証券 200株
エスライン	3,700	806.00	2,982,200	
神奈川中央交通	4,700	3,210.00	15,087,000	
AZ-COM丸和ホールディングス	40,500	2,028.00	82,134,000	貸付有価証券 2,200株
C&Fロジホールディングス	16,100	1,225.00	19,722,500	
九州旅客鉄道	118,600	3,090.00	366,474,000	
SGホールディングス	321,800	2,119.00	681,894,200	
NIPPON EXPRESSホールディングス	62,600	8,300.00	519,580,000	貸付有価証券 7,400株
日本郵船	448,600	3,210.00	1,440,006,000	貸付有価証券 26,100株
商船三井	295,600	3,245.00	959,222,000	貸付有価証券 33,800株
川崎汽船	126,000	3,465.00	436,590,000	貸付有価証券 8,000株
NSユナイテッド海運	9,000	3,605.00	32,445,000	貸付有価証券 4,200株
明治海運	12,700	612.00	7,772,400	貸付有価証券 6,700株
飯野海運	61,600	833.00	51,312,800	
共栄タンカー	2,400	915.00	2,196,000	貸付有価証券 100株
乾汽船	21,300	1,648.00	35,102,400	貸付有価証券 9,400株 (1,400株)
日本航空	411,800	2,646.00	1,089,622,800	貸付有価証券 7,000株
ANAホールディングス	456,300	3,014.00	1,375,288,200	貸付有価証券 45,200株
パスコ	2,500	1,568.00	3,920,000	
トランコム	4,900	6,820.00	33,418,000	貸付有価証券 500株
日新	12,700	2,305.00	29,273,500	
三菱倉庫	36,000	3,455.00	124,380,000	貸付有価証券 600株
三井倉庫ホールディングス	15,700	4,075.00	63,977,500	貸付有価証券 400株
住友倉庫	45,200	2,306.00	104,231,200	
澁澤倉庫	6,700	2,365.00	15,845,500	

東陽倉庫	17,300	286.00	4,947,800	
日本トランスシティ	33,700	664.00	22,376,800	
ケイヒン	2,300	1,726.00	3,969,800	
中央倉庫	8,100	1,088.00	8,812,800	
川西倉庫	2,200	1,007.00	2,215,400	貸付有価証券 1,000株
安田倉庫	11,400	985.00	11,229,000	
ファイブホールディングス	2,400	1,517.00	3,640,800	
東洋埠頭	3,700	1,459.00	5,398,300	貸付有価証券 100株
上組	80,400	3,030.00	243,612,000	貸付有価証券 1,700株
サンリツ	2,900	748.00	2,169,200	
キムラユニティー	6,200	1,128.00	6,993,600	
キューソー流通システム	7,800	1,023.00	7,979,400	貸付有価証券 3,800株
東海運	7,600	305.00	2,318,000	貸付有価証券 3,500株 (1,500株)
エーアイティー	10,500	1,615.00	16,957,500	貸付有価証券 3,200株
内外トランスライン	6,000	2,556.00	15,336,000	
日本コンセプト	5,200	1,654.00	8,600,800	
NEC ネットズエスアイ	56,300	1,846.00	103,929,800	
クロスキャット	9,600	1,251.00	12,009,600	貸付有価証券 1,300株
システナ	283,200	291.00	82,411,200	
デジタルアーツ	10,700	5,620.00	60,134,000	
日鉄ソリューションズ	28,700	3,970.00	113,939,000	
キューブシステム	10,000	1,167.00	11,670,000	貸付有価証券 3,400株
コア	7,500	1,711.00	12,832,500	
手間いらず	2,800	4,520.00	12,656,000	
ラクーンホールディングス	14,000	722.00	10,108,000	貸付有価証券 6,500株
ソリトンシステムズ	8,700	1,019.00	8,865,300	
ソフトクリエイトホールディングス	13,800	1,727.00	23,832,600	
T I S	184,200	3,905.00	719,301,000	貸付有価証券 3,900株
J N S ホールディングス	6,000	415.00	2,490,000	貸付有価証券 2,200株

グリー	45,200	714.00	32,272,800	貸付有価証券 200株
GMOペパボ	2,400	1,707.00	4,096,800	
コーエーテクモホールディングス	105,500	2,422.00	255,521,000	貸付有価証券 1,500株
三菱総合研究所	8,300	5,050.00	41,915,000	
ボルテージ	3,700	313.00	1,158,100	貸付有価証券 100株 (100株)
電算	1,500	1,798.00	2,697,000	
AGS	5,500	720.00	3,960,000	
ファインデックス	13,400	645.00	8,643,000	
ブレインパッド	12,600	705.00	8,883,000	貸付有価証券 500株
KL a b	33,600	388.00	13,036,800	貸付有価証券 13,900株 (2,100株)
ポールトゥウィンホールディングス	28,800	934.00	26,899,200	貸付有価証券 900株
ネクソン	436,200	3,005.00	1,310,781,000	貸付有価証券 42,300株
アイスタイル	49,000	517.00	25,333,000	貸付有価証券 22,900株 (3,500株)
エムアップホールディングス	20,600	1,203.00	24,781,800	貸付有価証券 9,500株
エイチーム	9,900	679.00	6,722,100	
エニグモ	21,400	419.00	8,966,600	貸付有価証券 1,600株
テクノスジャパン	10,800	567.00	6,123,600	
e n i s h	9,900	541.00	5,355,900	貸付有価証券 2,000株 (1,100株)
コロプラ	65,300	640.00	41,792,000	貸付有価証券 900株
オルトプラス	10,000	204.00	2,040,000	貸付有価証券 4,100株
ブロードリーフ	98,400	440.00	43,296,000	貸付有価証券 20,000株
クロス・マーケティンググループ	7,900	689.00	5,443,100	貸付有価証券 300株
デジタルハーツホールディングス	10,500	1,501.00	15,760,500	
システム情報	13,400	781.00	10,465,400	
メディアドゥ	6,800	1,367.00	9,295,600	
じげん	49,100	517.00	25,384,700	貸付有価証券 400株
ブイキューブ	20,200	522.00	10,544,400	貸付有価証券 4,300株

エンカレッジ・テクノロジー	3,000	526.00	1,578,000	
サイバーリンクス	4,200	903.00	3,792,600	
ディー・エル・イー	9,300	241.00	2,241,300	貸付有価証券 1,800株
フィックスターズ	19,000	1,406.00	26,714,000	
CARTA HOLDINGS	7,900	1,468.00	11,597,200	貸付有価証券 1,200株
オブティム	13,900	938.00	13,038,200	
セレス	6,800	1,417.00	9,635,600	貸付有価証券 800株
SHIFT	11,200	24,450.00	273,840,000	貸付有価証券 2,000株
ティーガイア	17,600	1,648.00	29,004,800	
セック	1,800	3,245.00	5,841,000	
テクマトリックス	30,800	1,826.00	56,240,800	貸付有価証券 100株
プロシップ	7,400	1,374.00	10,167,600	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	49,300	2,704.00	133,307,200	貸付有価証券 18,000株
GMOペイメントゲートウェイ	33,700	10,690.00	360,253,000	貸付有価証券 200株
ザッパラス	3,600	359.00	1,292,400	貸付有価証券 1,400株 (800株)
システムリサーチ	5,300	2,403.00	12,735,900	
インターネットイニシアティブ	94,000	2,812.00	264,328,000	
さくらインターネット	18,900	665.00	12,568,500	貸付有価証券 600株
ヴィンクス	3,900	1,401.00	5,463,900	貸付有価証券 300株
GMOグローバルサイン・ホールディングス	5,100	4,135.00	21,088,500	貸付有価証券 500株 (100株)
SRAホールディングス	8,600	3,085.00	26,531,000	
システムインテグレータ	3,900	428.00	1,669,200	
朝日ネット	18,100	591.00	10,697,100	
eBASE	23,700	715.00	16,945,500	
アバントグループ	21,300	1,369.00	29,159,700	貸付有価証券 200株
アドソル日進	7,100	1,837.00	13,042,700	
ODKソリューションズ	2,900	597.00	1,731,300	
フリービット	8,800	1,529.00	13,455,200	貸付有価証券 2,400株



コムチュア	22,300	2,045.00	45,603,500	
サイバーコム	2,100	1,568.00	3,292,800	
アステリア	13,200	623.00	8,223,600	貸付有価証券 6,200株 (3,600株)
アイル	7,900	2,760.00	21,804,000	
マークライNZ	9,100	2,311.00	21,030,100	
メディカル・データ・ビ ジョン	25,100	850.00	21,335,000	貸付有価証券 1,300株
g u m i	24,700	729.00	18,006,300	貸付有価証券 8,100株
ショーケース	3,000	310.00	930,000	
モバイルファクトリー	2,700	910.00	2,457,000	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
テラスカイ	7,300	2,607.00	19,031,100	貸付有価証券 100株 (100株)
デジタル・インフォメー ション・テクノロジー	9,700	1,637.00	15,878,900	
P C I ホールディングス	5,000	1,039.00	5,195,000	貸付有価証券 700株 (400株)
アイビーシー	2,000	597.00	1,194,000	貸付有価証券 1,000株 (900株)
ネオジャパン	5,600	926.00	5,185,600	
P R T I M E S	4,200	1,405.00	5,901,000	貸付有価証券 600株
ラクス	79,700	2,066.00	164,660,200	
ランドコンピュータ	3,200	1,122.00	3,590,400	
ダブルスタンダード	6,800	2,098.00	14,266,400	貸付有価証券 1,700株
オープンドア	11,800	1,448.00	17,086,400	貸付有価証券 5,500株 (3,500株)
マイネット	4,200	328.00	1,377,600	
アカツキ	8,000	2,271.00	18,168,000	
ベネフィットジャパン	800	1,293.00	1,034,400	
U b i c o mホールディ ングス	5,200	2,377.00	12,360,400	
カナミックネットワーク	18,100	501.00	9,068,100	
ノムラシステムコーポレ ーション	12,300	113.00	1,389,900	
チェンジホールディング ス	41,200	2,266.00	93,359,200	貸付有価証券 2,000株
シンクロ・フード	8,300	468.00	3,884,400	貸付有価証券 300株 (300株)
オークネット	8,300	1,717.00	14,251,100	貸付有価証券 3,500株

キャピタル・アセット・プランニング	2,500	706.00	1,765,000	
セグエグループ	3,600	807.00	2,905,200	
エイトレッド	2,000	1,456.00	2,912,000	
マクロミル	33,100	900.00	29,790,000	
ビーグリー	2,200	1,232.00	2,710,400	貸付有価証券 100株
オロ	5,100	2,403.00	12,255,300	
ユーザーローカル	6,100	1,877.00	11,449,700	貸付有価証券 2,800株 (1,000株)
テモナ	3,000	285.00	855,000	貸付有価証券 600株
ニーズウェル	3,600	1,086.00	3,909,600	
マネーフォワード	40,600	5,390.00	218,834,000	貸付有価証券 2,500株
サインポスト	5,100	593.00	3,024,300	貸付有価証券 1,800株 (800株)
Sun Asterisk	11,900	994.00	11,828,600	貸付有価証券 200株
電算システムホールディングス	8,100	2,678.00	21,691,800	
Appier Group	63,800	1,435.00	91,553,000	貸付有価証券 300株
ソルクシーズ	10,600	360.00	3,816,000	貸付有価証券 100株
フェイス	3,600	518.00	1,864,800	貸付有価証券 400株
プロトコーポレーション	21,100	1,182.00	24,940,200	
ハイマックス	5,300	1,440.00	7,632,000	
野村総合研究所	335,600	3,485.00	1,169,566,000	貸付有価証券 100株
サイバネットシステム	14,100	879.00	12,393,900	貸付有価証券 2,200株
CEホールディングス	6,700	571.00	3,825,700	貸付有価証券 300株 (200株)
日本システム技術	5,500	2,068.00	11,374,000	
インタージホールディングス	19,000	1,588.00	30,172,000	貸付有価証券 1,300株 (1,300株)
東邦システムサイエンス	3,700	1,124.00	4,158,800	
ソースネクスト	85,600	226.00	19,345,600	貸付有価証券 35,600株 (7,100株)
インフォコム	21,700	2,225.00	48,282,500	貸付有価証券 1,300株
シンプレクス・ホールディングス	28,800	2,433.00	70,070,400	

HEROZ	5,700	1,264.00	7,204,800	貸付有価証券 2,600株 (600株)
ラクスル	40,400	1,345.00	54,338,000	貸付有価証券 18,800株 (10,700 株)
メルカリ	101,400	2,665.00	270,231,000	貸付有価証券 7,900株
I P S	5,500	2,536.00	13,948,000	貸付有価証券 900株 (900株)
F I G	15,100	289.00	4,363,900	貸付有価証券 7,900株
システムサポート	6,500	1,886.00	12,259,000	
イーソル	10,800	989.00	10,681,200	
アルテリア・ネットワー クス	15,700	1,283.00	20,143,100	
東海ソフト	1,900	1,053.00	2,000,700	
ウイングアーク1st	17,400	2,142.00	37,270,800	貸付有価証券 800株
ヒト・コミュニケーション ズ・ホールディング	4,500	1,580.00	7,110,000	
サーバーワークス	3,400	2,010.00	6,834,000	貸付有価証券 300株 (300株)
東名	1,000	2,019.00	2,019,000	貸付有価証券 500株
ヴィッツ	1,300	1,185.00	1,540,500	
トビラシステムズ	3,300	963.00	3,177,900	貸付有価証券 200株 (200株)
S a n s a n	55,100	1,685.00	92,843,500	貸付有価証券 1,000株
L i n k - U	3,100	985.00	3,053,500	
ギフトイ	18,300	2,369.00	43,352,700	貸付有価証券 100株
メドレー	22,600	3,690.00	83,394,000	貸付有価証券 100株
ベース	5,700	6,070.00	34,599,000	
J M D C	27,700	5,500.00	152,350,000	貸付有価証券 2,700株
フォーカスシステムズ	12,300	1,033.00	12,705,900	
クレスコ	13,000	1,798.00	23,374,000	
フジ・メディア・ホール ディングス	161,800	1,321.00	213,737,800	貸付有価証券 500株
オービック	56,300	21,300.00	1,199,190,000	
ジャストシステム	24,200	3,955.00	95,711,000	貸付有価証券 1,600株
T D C ソフト	14,200	1,522.00	21,612,400	

Zホールディングス	2,397,200	355.30	851,725,160	貸付有価証券 209,200株
トレンドマイクロ	97,300	6,610.00	643,153,000	貸付有価証券 10,600株(700株)
IDホールディングス	11,300	1,127.00	12,735,100	
日本オラクル	32,200	10,590.00	340,998,000	貸付有価証券 300株
アルファシステムズ	5,300	4,210.00	22,313,000	
フューチャー	41,900	1,656.00	69,386,400	
CAC Holdings	10,300	1,747.00	17,994,100	
SBテクノロジー	7,100	2,458.00	17,451,800	
トーセ	3,800	742.00	2,819,600	貸付有価証券 100株
オービックビジネスコンサルティング	33,200	5,140.00	170,648,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	90,400	3,485.00	315,044,000	貸付有価証券 100株
アイティフォー	22,200	879.00	19,513,800	
東計電算	2,300	6,180.00	14,214,000	
エックスネット	1,800	1,003.00	1,805,400	
大塚商会	95,500	5,060.00	483,230,000	貸付有価証券 25,700株
サイボウズ	23,200	2,621.00	60,807,200	貸付有価証券 700株
電通国際情報サービス	20,500	4,905.00	100,552,500	
ACCESS	19,900	851.00	16,934,900	
デジタルガレージ	29,900	4,895.00	146,360,500	
EMシステムズ	28,100	791.00	22,227,100	貸付有価証券 1,100株
ウェザーニューズ	5,200	6,860.00	35,672,000	貸付有価証券 1,200株
C I J	28,000	556.00	15,568,000	貸付有価証券 800株
ビジネスエンジニアリング	2,800	3,635.00	10,178,000	貸付有価証券 1,300株(300株)
日本エンタープライズ	13,600	144.00	1,958,400	貸付有価証券 100株
WOWOW	12,700	1,284.00	16,306,800	貸付有価証券 4,300株
スカラ	15,600	762.00	11,887,200	
インテリジェント ウェイブ	6,900	726.00	5,009,400	
WOW WORLD GROUP	1,400	1,497.00	2,095,800	貸付有価証券 400株(100株)

IMAGICA GROUP	14,100	617.00	8,699,700	貸付有価証券 2,800株(800株)
ネットワンシステムズ	62,800	3,315.00	208,182,000	
システムソフト	58,600	81.00	4,746,600	貸付有価証券 300株
アルゴグラフィックス	15,400	3,915.00	60,291,000	
マーベラス	27,400	675.00	18,495,000	
エイベックス	28,600	1,523.00	43,557,800	
BIPROGY	62,000	3,600.00	223,200,000	
都築電気	8,900	1,505.00	13,394,500	
TBSホールディングス	86,200	2,121.00	182,830,200	貸付有価証券 1,900株
日本テレビホールディングス	149,100	1,253.00	186,822,300	貸付有価証券 400株
朝日放送グループホールディングス	15,800	663.00	10,475,400	貸付有価証券 200株
テレビ朝日ホールディングス	40,900	1,579.00	64,581,100	
スカパーJ SATホールディングス	149,400	568.00	84,859,200	
テレビ東京ホールディングス	12,100	2,550.00	30,855,000	
日本BS放送	4,700	890.00	4,183,000	貸付有価証券 1,200株
ビジョン	22,200	1,606.00	35,653,200	
スマートバリュー	3,200	432.00	1,382,400	
USEN-NEXT HOLDINGS	18,900	2,971.00	56,151,900	貸付有価証券 1,300株
ワイヤレスゲート	5,700	234.00	1,333,800	貸付有価証券 500株(500株)
日本通信	155,500	260.00	40,430,000	貸付有価証券 8,000株
クロップス	2,100	1,108.00	2,326,800	
日本電信電話	2,158,400	4,190.00	9,043,696,000	
KDDI	1,301,700	4,221.00	5,494,475,700	貸付有価証券 12,400株
ソフトバンク	2,706,000	1,533.50	4,149,651,000	貸付有価証券 20,100株
光通信	19,800	18,450.00	365,310,000	貸付有価証券 300株
エムティーアイ	11,500	511.00	5,876,500	貸付有価証券 3,100株
GMOインターネットグループ	62,200	2,683.00	166,882,600	貸付有価証券 5,600株
ファイバーゲート	9,100	1,262.00	11,484,200	

アイドママーケティング コミュニケーション	3,000	288.00	864,000	
KADOKAWA	89,100	2,872.00	255,895,200	貸付有価証券 6,700株
学研ホールディングス	28,000	873.00	24,444,000	
ゼンリン	28,800	934.00	26,899,200	
昭文社ホールディングス	5,600	296.00	1,657,600	貸付有価証券 1,000株(500株)
インプレスホールディング ス	11,500	226.00	2,599,000	
アイネット	10,200	1,487.00	15,167,400	
松竹	9,600	12,240.00	117,504,000	
東宝	105,400	5,410.00	570,214,000	貸付有価証券 10,500株
東映	4,600	17,980.00	82,708,000	
エヌ・ティ・ティ・デー タ	528,500	1,878.00	992,523,000	貸付有価証券 6,000株
ピー・シー・エー	9,700	1,127.00	10,931,900	貸付有価証券 700株
ビジネスブレイン太田昭 和	7,200	1,856.00	13,363,200	
D T S	35,900	3,280.00	117,752,000	貸付有価証券 400株
スクウェア・エニックス ・ホールディングス	84,700	6,580.00	557,326,000	
シーイーシー	23,600	1,417.00	33,441,200	
カブコン	167,400	5,270.00	882,198,000	貸付有価証券 5,100株
アイ・エス・ビー	8,600	1,506.00	12,951,600	
ジャステック	10,300	1,238.00	12,751,400	
S C S K	137,500	2,132.00	293,150,000	
N S W	6,600	2,137.00	14,104,200	
アイネス	11,800	1,421.00	16,767,800	
T K C	26,900	3,660.00	98,454,000	
富士ソフト	19,000	8,330.00	158,270,000	
N S D	60,100	2,585.00	155,358,500	貸付有価証券 1,200株
コナミグループ	72,100	6,660.00	480,186,000	貸付有価証券 3,400株
福井コンピュータホール ディングス	11,700	2,654.00	31,051,800	
J B C Cホールディング ス	12,300	2,244.00	27,601,200	

ミロク情報サービス	15,300	1,735.00	26,545,500	貸付有価証券 1,900株
ソフトバンクグループ	830,900	5,182.00	4,305,723,800	貸付有価証券 29,700株
高千穂交易	4,900	2,375.00	11,637,500	貸付有価証券 2,800株
オルバヘルスケアホールディングス	2,100	1,786.00	3,750,600	貸付有価証券 100株
伊藤忠食品	4,000	5,400.00	21,600,000	
エレマテック	15,900	1,878.00	29,860,200	
あらた	13,600	4,360.00	59,296,000	
トーメンデバイス	2,600	5,500.00	14,300,000	貸付有価証券 100株
東京エレクトロン デバイス	6,600	8,040.00	53,064,000	
円谷フィールズホールディングス	30,500	1,737.00	52,978,500	貸付有価証券 6,200株
双日	188,600	2,835.00	534,681,000	貸付有価証券 200株
アルフレッサ ホールディングス	178,400	2,017.00	359,832,800	貸付有価証券 8,600株
横浜冷凍	48,400	1,114.00	53,917,600	貸付有価証券 2,700株
神栄	1,800	1,131.00	2,035,800	貸付有価証券 800株
ラサ商事	6,300	1,475.00	9,292,500	貸付有価証券 300株 (300株)
アルコニックス	23,400	1,423.00	33,298,200	
神戸物産	137,500	3,950.00	543,125,000	
ハイパー	2,600	452.00	1,175,200	
あい ホールディングス	28,400	2,413.00	68,529,200	
ディーブイエックス	3,800	1,010.00	3,838,000	貸付有価証券 1,100株
ダイワボウホールディングス	72,600	2,646.00	192,099,600	
マクニカホールディングス	42,000	4,475.00	187,950,000	
ラクト・ジャパン	6,900	2,046.00	14,117,400	貸付有価証券 2,800株
グリムス	7,400	2,167.00	16,035,800	貸付有価証券 300株
バイタルケーエスケー・ホールディングス	26,000	943.00	24,518,000	
八洲電機	14,400	1,290.00	18,576,000	
メディアスホールディングス	11,400	841.00	9,587,400	貸付有価証券 5,300株 (300株)

レスターホールディングス	17,000	2,199.00	37,383,000	
ジュテックホールディングス	3,200	1,202.00	3,846,400	
大光	5,800	630.00	3,654,000	貸付有価証券 3,100株(400株)
OCHIホールディングス	3,100	1,229.00	3,809,900	
TOKAIホールディングス	87,700	875.00	76,737,500	貸付有価証券 5,300株
黒谷	3,800	605.00	2,299,000	貸付有価証券 1,300株(800株)
Cominix	2,700	779.00	2,103,300	
三洋貿易	20,000	1,309.00	26,180,000	
ビューティガレージ	2,800	3,770.00	10,556,000	
ウイン・パートナーズ	12,900	1,012.00	13,054,800	
ミタチ産業	3,500	1,385.00	4,847,500	
シップヘルスケアホールディングス	63,900	2,438.00	155,788,200	貸付有価証券 200株
明治電機工業	6,600	1,212.00	7,999,200	
デリカフーズホールディングス	5,400	623.00	3,364,200	
スターティアホールディングス	2,700	1,521.00	4,106,700	
コメダホールディングス	43,500	2,618.00	113,883,000	
ピーバンドットコム	1,900	505.00	959,500	
アセンテック	6,000	565.00	3,390,000	
富士興産	3,100	1,193.00	3,698,300	貸付有価証券 400株(400株)
協栄産業	1,300	1,991.00	2,588,300	
フルサト・マルカホールディングス	17,700	2,831.00	50,108,700	
ヤマエグループホールディングス	10,000	2,247.00	22,470,000	
小野建	17,400	1,546.00	26,900,400	貸付有価証券 900株
南陽	2,600	2,321.00	6,034,600	
佐鳥電機	8,700	1,770.00	15,399,000	貸付有価証券 2,700株(2,700株)
エコートレーディング	2,700	769.00	2,076,300	
伯東	10,200	4,570.00	46,614,000	貸付有価証券 1,200株(800株)
コンドーテック	13,700	1,020.00	13,974,000	



中山福	7,300	345.00	2,518,500	貸付有価証券 1,100株(1,000株)
ナガイレーベン	22,400	2,141.00	47,958,400	
三菱食品	16,400	3,520.00	57,728,000	
松田産業	13,500	2,330.00	31,455,000	
第一興商	68,800	2,485.00	170,968,000	貸付有価証券 1,900株
メディopalホールディングス	169,900	2,097.00	356,280,300	
S P K	7,900	1,691.00	13,358,900	
萩原電気ホールディングス	6,800	3,555.00	24,174,000	
アズワン	25,300	5,950.00	150,535,000	貸付有価証券 1,600株
スズデン	6,200	2,233.00	13,844,600	
尾家産業	3,300	1,220.00	4,026,000	
シモジマ	12,200	1,133.00	13,822,600	
ドウシシャ	18,800	2,105.00	39,574,000	貸付有価証券 2,100株
小津産業	3,100	1,788.00	5,542,800	貸付有価証券 1,600株(600株)
高速	9,200	2,176.00	20,019,200	
たけびし	6,800	1,667.00	11,335,600	
リックス	2,800	2,905.00	8,134,000	貸付有価証券 200株(200株)
丸文	15,900	1,270.00	20,193,000	貸付有価証券 1,600株
ハピネット	15,100	1,969.00	29,731,900	
橋本総業ホールディングス	7,000	1,125.00	7,875,000	
日本ライフライン	52,100	946.00	49,286,600	
タカショー	15,500	721.00	11,175,500	貸付有価証券 1,500株
I D O M	53,700	841.00	45,161,700	貸付有価証券 3,600株
進和	10,900	2,124.00	23,151,600	貸付有価証券 300株(300株)
エスケイジャパン	3,400	548.00	1,863,200	
ダイトロン	7,000	2,669.00	18,683,000	
シークス	25,300	1,384.00	35,015,200	貸付有価証券 100株
田中商事	3,900	647.00	2,523,300	
オーハシテクニカ	8,600	1,635.00	14,061,000	

白銅	6,400	2,689.00	17,209,600	
ダイコー通産	1,400	1,258.00	1,761,200	貸付有価証券 100株(100株)
伊藤忠商事	1,095,000	4,671.00	5,114,745,000	
丸紅	1,386,700	1,936.00	2,684,651,200	
高島	2,200	2,930.00	6,446,000	貸付有価証券 200株(200株)
長瀬産業	81,500	2,343.00	190,954,500	
蝶理	9,500	2,660.00	25,270,000	
豊田通商	155,700	5,940.00	924,858,000	貸付有価証券 2,100株
三共生興	25,500	586.00	14,943,000	
兼松	69,000	1,914.00	132,066,000	貸付有価証券 1,900株
ツカモトコーポレーション	2,000	1,539.00	3,078,000	
三井物産	1,261,200	4,311.00	5,437,033,200	
日本紙パルプ商事	9,400	5,490.00	51,606,000	
カメイ	18,900	1,632.00	30,844,800	
東都水産	700	6,610.00	4,627,000	貸付有価証券 400株
OUGホールディングス	2,000	2,469.00	4,938,000	
スターゼン	13,500	2,356.00	31,806,000	
山善	47,900	1,046.00	50,103,400	
椿本興業	2,900	3,985.00	11,556,500	
住友商事	1,100,500	2,602.00	2,863,501,000	
内田洋行	7,200	5,260.00	37,872,000	
三菱商事	1,099,100	5,342.00	5,871,392,200	
第一実業	6,300	5,790.00	36,477,000	
キャノンマーケティング ジャパン	41,200	3,325.00	136,990,000	貸付有価証券 2,200株
西華産業	7,000	2,295.00	16,065,000	
佐藤商事	12,300	1,420.00	17,466,000	
菱洋エレクトロ	15,100	2,550.00	38,505,000	貸付有価証券 100株
東京産業	16,200	912.00	14,774,400	貸付有価証券 500株
ユアサ商事	16,000	4,015.00	64,240,000	貸付有価証券 900株
神鋼商事	4,500	5,920.00	26,640,000	
トルク	7,400	210.00	1,554,000	

阪和興業	31,900	4,345.00	138,605,500	
正栄食品工業	11,800	4,000.00	47,200,000	貸付有価証券 1,000株
カナデン	11,900	1,216.00	14,470,400	
RYODEN	14,300	2,035.00	29,100,500	貸付有価証券 6,600株
岩谷産業	40,500	6,540.00	264,870,000	貸付有価証券 4,400株
ナイス	3,700	1,350.00	4,995,000	
ニチモウ	1,700	3,190.00	5,423,000	貸付有価証券 100株 (100株)
極東貿易	10,600	1,546.00	16,387,600	貸付有価証券 300株 (100株)
アステナホールディングス	30,700	456.00	13,999,200	貸付有価証券 1,900株
三愛オブリ	47,000	1,474.00	69,278,000	
稲畑産業	35,900	2,942.00	105,617,800	
G S I クレオス	10,300	1,932.00	19,899,600	
明和産業	23,600	667.00	15,741,200	貸付有価証券 3,100株
クワザワホールディングス	4,400	476.00	2,094,400	貸付有価証券 1,900株
ワキタ	32,700	1,408.00	46,041,600	
東邦ホールディングス	44,200	2,712.00	119,870,400	貸付有価証券 10,200株
サンゲツ	44,600	2,297.00	102,446,200	
ミツウロコグループホールディングス	22,700	1,345.00	30,531,500	
シナネンホールディングス	5,700	3,780.00	21,546,000	貸付有価証券 100株
伊藤忠エネクス	44,000	1,227.00	53,988,000	
サンリオ	50,300	6,100.00	306,830,000	
サンワテクノス	9,100	2,095.00	19,064,500	
リョーサン	18,800	3,360.00	63,168,000	
新光商事	23,900	1,226.00	29,301,400	
トーヨー	7,600	2,402.00	18,255,200	
三信電気	7,200	2,362.00	17,006,400	貸付有価証券 1,200株
東陽テクニカ	18,000	1,433.00	25,794,000	
モスフードサービス	26,100	3,155.00	82,345,500	貸付有価証券 1,600株
加賀電子	14,400	5,110.00	73,584,000	

ソーダニッカ	10,100	793.00	8,009,300	貸付有価証券 200株
立花エレテック	13,000	2,128.00	27,664,000	
フォーバル	7,000	1,123.00	7,861,000	
PAL TAC	27,900	5,040.00	140,616,000	貸付有価証券 1,500株
三谷産業	31,000	316.00	9,796,000	
太平洋興発	4,800	824.00	3,955,200	貸付有価証券 600株 (600株)
西本Wismettac ホールディングス	4,500	3,990.00	17,955,000	貸付有価証券 100株
ヤマシタヘルスケアホ ールディングス	1,100	2,194.00	2,413,400	貸付有価証券 500株
コア商事ホールディ ングス	10,000	717.00	7,170,000	貸付有価証券 4,600株 (400株)
KPPグループホール ディングス	41,400	660.00	27,324,000	貸付有価証券 11,900株 (1,700株)
ヤマタネ	7,800	1,686.00	13,150,800	
丸紅建材リース	1,200	2,019.00	2,422,800	
日鉄物産	4,100	9,280.00	38,048,000	
泉州電業	8,900	3,115.00	27,723,500	貸付有価証券 3,000株
トラスコ中山	37,300	2,287.00	85,305,100	
オートバックスセブン	61,800	1,535.00	94,863,000	
モリト	12,700	1,088.00	13,817,600	貸付有価証券 100株
加藤産業	22,000	3,795.00	83,490,000	
北恵	3,100	752.00	2,331,200	貸付有価証券 1,600株
イエローハット	31,400	1,882.00	59,094,800	
JKホールディングス	13,600	1,071.00	14,565,600	
日伝	10,500	2,103.00	22,081,500	貸付有価証券 200株
北沢産業	7,300	473.00	3,452,900	貸付有価証券 3,200株 (500株)
杉本商事	7,900	2,001.00	15,807,900	
因幡電機産業	46,100	3,080.00	141,988,000	
東テク	5,900	4,370.00	25,783,000	
ミスミグループ本社	268,200	3,380.00	906,516,000	
アルテック	7,700	262.00	2,017,400	貸付有価証券 500株
タキヒヨー	3,300	1,016.00	3,352,800	貸付有価証券 200株

蔵王産業	2,300	2,271.00	5,223,300	
スズケン	52,000	3,940.00	204,880,000	
ジェコス	10,600	870.00	9,222,000	
グローセル	16,600	415.00	6,889,000	
ローソン	44,100	6,250.00	275,625,000	貸付有価証券 1,300株
サンエー	13,600	4,675.00	63,580,000	
カワチ薬品	13,900	2,177.00	30,260,300	貸付有価証券 300株
エービーシー・マート	25,900	7,760.00	200,984,000	貸付有価証券 300株
ハードオフコーポレーション	5,500	1,386.00	7,623,000	
アスクル	36,700	1,737.00	63,747,900	貸付有価証券 16,500株
ゲオホールディングス	17,400	1,687.00	29,353,800	貸付有価証券 600株
アダストリア	21,500	2,544.00	54,696,000	
ジーフット	9,400	277.00	2,603,800	貸付有価証券 4,100株
シー・ヴィ・エス・ベイ エリア	1,800	484.00	871,200	
くら寿司	20,800	3,205.00	66,664,000	貸付有価証券 9,700株 (1,400株)
キャンドウ	6,300	2,437.00	15,353,100	貸付有価証券 2,100株
I Kホールディングス	4,400	398.00	1,751,200	貸付有価証券 2,000株 (300株)
パルグループホールディングス	17,400	3,175.00	55,245,000	
エディオン	70,300	1,353.00	95,115,900	貸付有価証券 33,000株 (17,300 株)
サーラコーポレーション	37,300	777.00	28,982,100	
ワッツ	6,700	708.00	4,743,600	
ハローズ	8,100	3,220.00	26,082,000	貸付有価証券 800株
フジオフードグループ本 社	19,700	1,456.00	28,683,200	貸付有価証券 3,000株
あみやき亭	4,300	3,690.00	15,867,000	貸付有価証券 2,000株
ひらまつ	29,600	326.00	9,649,600	貸付有価証券 4,700株 (4,400株)
大黒天物産	5,500	5,340.00	29,370,000	貸付有価証券 2,500株 (900株)
ハニーズホールディング	14,000	1,566.00	21,924,000	貸付有価証券

ス				6,500株
ファーマライズホールディングス	3,000	635.00	1,905,000	貸付有価証券 1,600株
アルペン	14,700	2,004.00	29,458,800	貸付有価証券 6,800株
ハブ	4,500	813.00	3,658,500	貸付有価証券 1,000株
クオールホールディングス	24,400	1,234.00	30,109,600	貸付有価証券 1,000株
ジーンズホールディングス	10,500	3,045.00	31,972,500	貸付有価証券 4,800株
ビックカメラ	94,500	1,113.00	105,178,500	貸付有価証券 38,600株 (700株)
DCMホールディングス	108,500	1,342.00	145,607,000	貸付有価証券 5,100株
Monotaro	251,900	2,014.00	507,326,600	貸付有価証券 14,400株
東京一番フーズ	3,200	497.00	1,590,400	
DDホールディングス	8,900	1,184.00	10,537,600	貸付有価証券 3,100株 (100株)
きちりホールディングス	3,200	866.00	2,771,200	貸付有価証券 1,800株
アークランドサービスホールディングス	14,600	2,999.00	43,785,400	貸付有価証券 4,800株
J. フロント リテイリング	220,900	1,401.00	309,480,900	貸付有価証券 1,000株
ドトール・日レスホールディングス	31,500	2,083.00	65,614,500	
マツキヨココカラ&カンパニー	107,800	7,240.00	780,472,000	貸付有価証券 300株
ブロンコビリー	9,500	2,771.00	26,324,500	貸付有価証券 4,400株
ZOZO	117,400	2,915.00	342,221,000	
トレジャー・ファクトリー	8,600	1,658.00	14,258,800	貸付有価証券 1,600株 (1,100株)
物語コーポレーション	29,700	2,918.00	86,664,600	貸付有価証券 11,100株 (300株)
三越伊勢丹ホールディングス	299,200	1,448.00	433,241,600	
Hamee	6,100	1,008.00	6,148,800	貸付有価証券 1,700株 (300株)
マーケットエンタープライズ	1,400	1,336.00	1,870,400	貸付有価証券 400株 (400株)
ウエルシアホールディングス	92,200	2,917.00	268,947,400	貸付有価証券 700株
クリエイイトSDホールディングス	29,400	3,380.00	99,372,000	貸付有価証券 13,600株
丸善CHIホールディングス	16,300	361.00	5,884,300	貸付有価証券

グス				8,100株
ミサワ	2,500	618.00	1,545,000	
ティーライフ	1,900	1,355.00	2,574,500	貸付有価証券 1,000株
エー・ピーホールディングス	2,900	797.00	2,311,300	貸付有価証券 1,500株
チムニー	4,300	1,375.00	5,912,500	貸付有価証券 2,100株
シュッピン	13,200	872.00	11,510,400	貸付有価証券 2,500株 (1,000株)
オイシックス・ラ・大地	23,900	2,593.00	61,972,700	貸付有価証券 8,700株 (3,500株)
ネクステージ	40,600	2,283.00	92,689,800	貸付有価証券 19,000株 (2,800株)
ジョイフル本田	52,800	1,780.00	93,984,000	貸付有価証券 19,300株
鳥貴族ホールディングス	6,600	2,402.00	15,853,200	
ホットランド	13,600	1,604.00	21,814,400	貸付有価証券 6,300株 (600株)
すかいらくホールディングス	242,900	1,837.00	446,207,300	貸付有価証券 114,100株
SFPホールディングス	9,700	2,035.00	19,739,500	
綿半ホールディングス	13,700	1,410.00	19,317,000	
ヨシックスホールディングス	2,700	2,339.00	6,315,300	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	57,900	1,165.00	67,453,500	貸付有価証券 5,900株 (900株)
ゴルフダイジェスト・オンライン	8,000	940.00	7,520,000	貸付有価証券 3,700株 (1,700株)
BEENOS	7,500	1,929.00	14,467,500	貸付有価証券 3,700株
あさひ	14,800	1,300.00	19,240,000	貸付有価証券 800株
日本調剤	12,100	1,115.00	13,491,500	貸付有価証券 3,300株 (2,900株)
コスモス薬品	17,600	13,820.00	243,232,000	貸付有価証券 8,200株
トーエル	6,100	759.00	4,629,900	貸付有価証券 3,400株 (200株)
セブン&アイ・ホールディングス	612,400	6,273.00	3,841,585,200	貸付有価証券 195,700株
クリエイト・レストランツ・ホールディング	133,700	1,002.00	133,967,400	
ツルハホールディングス	37,300	9,110.00	339,803,000	貸付有価証券 17,100株
サンマルクホールディングス	14,300	1,889.00	27,012,700	

フェリシモ	3,100	1,004.00	3,112,400	貸付有価証券 300株(200株)
トリドールホールディングス	44,200	2,950.00	130,390,000	貸付有価証券 17,200株
TOKYO BASE	18,300	418.00	7,649,400	貸付有価証券 8,500株(8,500株)
ウイルプラスホールディングス	2,200	1,074.00	2,362,800	貸付有価証券 500株(500株)
JMホールディングス	13,400	1,989.00	26,652,600	
サツドラホールディングス	6,300	844.00	5,317,200	貸付有価証券 3,300株(1,400株)
アレザホールディングス	13,300	998.00	13,273,400	
串カツ田中ホールディングス	4,700	1,706.00	8,018,200	貸付有価証券 700株
バロックジャパンリミテッド	11,500	860.00	9,890,000	貸付有価証券 1,400株
クスリのアオキホールディングス	15,800	6,670.00	105,386,000	貸付有価証券 7,400株(200株)
力の源ホールディングス	7,900	1,371.00	10,830,900	
FOOD & LIFE COMPANIE	94,800	3,300.00	312,840,000	
メディカルシステムネットワーク	15,400	395.00	6,083,000	
一家ホールディングス	3,100	639.00	1,980,900	
ジャパクラフトホールディングス	4,000	575.00	2,300,000	貸付有価証券 1,800株(100株)
はるやまホールディングス	5,800	525.00	3,045,000	貸付有価証券 3,100株
ノジマ	58,000	1,489.00	86,362,000	貸付有価証券 500株
カッパ・クリエイト	27,900	1,525.00	42,547,500	貸付有価証券 200株(200株)
ライトオン	10,400	578.00	6,011,200	貸付有価証券 1,400株(100株)
良品計画	194,000	1,407.00	272,958,000	
パリティホールディングス	17,300	327.00	5,657,100	貸付有価証券 200株
アドヴァングループ	16,900	962.00	16,257,800	
アルビス	5,800	2,436.00	14,128,800	
コナカ	15,100	358.00	5,405,800	
ハウス オブ ローゼ	1,700	1,609.00	2,735,300	
G-7ホールディングス	22,100	1,417.00	31,315,700	
イオン北海道	26,300	831.00	21,855,300	貸付有価証券 12,100株



コジマ	29,400	559.00	16,434,600	貸付有価証券 14,300株
ヒマラヤ	4,300	955.00	4,106,500	貸付有価証券 600株(300株)
コーナン商事	24,000	3,655.00	87,720,000	
エコス	6,600	1,875.00	12,375,000	
ワタミ	21,400	959.00	20,522,600	貸付有価証券 200株
マルシェ	4,500	432.00	1,944,000	貸付有価証券 1,800株(100株)
パン・パシフィック・イ ンターナショナルホ	358,700	2,547.00	913,608,900	貸付有価証券 12,100株
西松屋チェーン	39,300	1,601.00	62,919,300	貸付有価証券 9,400株
ゼンショーホールディン グス	97,300	4,310.00	419,363,000	貸付有価証券 1,400株
幸楽苑ホールディングス	11,600	1,067.00	12,377,200	貸付有価証券 2,100株
ハークスレイ	4,800	723.00	3,470,400	貸付有価証券 600株(300株)
サイゼリヤ	26,300	3,380.00	88,894,000	貸付有価証券 2,600株
VTホールディングス	67,500	545.00	36,787,500	
魚力	5,500	2,184.00	12,012,000	
ポプラ	3,600	274.00	986,400	貸付有価証券 1,800株
フジ・コーポレーション	10,000	1,322.00	13,220,000	
ユナイテッドアローズ	19,000	1,978.00	37,582,000	
ハイデイ日高	26,400	2,320.00	61,248,000	貸付有価証券 11,100株
YU-WA Creat ion Holdi	8,200	202.00	1,656,400	貸付有価証券 100株
コロワイド	81,900	2,106.00	172,481,400	貸付有価証券 37,900株(4,300株)
ピーシーデポコーポレー ション	19,800	299.00	5,920,200	
壺番屋	14,000	5,250.00	73,500,000	
トップカルチャー	4,500	195.00	877,500	貸付有価証券 100株
PLANT	3,200	725.00	2,320,000	貸付有価証券 200株(200株)
スギホールディングス	35,800	5,790.00	207,282,000	
薬王堂ホールディングス	9,900	2,451.00	24,264,900	貸付有価証券 300株(200株)
スクロール	26,400	890.00	23,496,000	

ヨンドシーホールディングス	15,300	1,774.00	27,142,200	貸付有価証券 300株
木曽路	26,900	2,411.00	64,855,900	貸付有価証券 8,600株
S R Sホールディングス	29,300	1,016.00	29,768,800	
千趣会	32,700	418.00	13,668,600	貸付有価証券 6,100株
タカキュー	9,700	78.00	756,600	貸付有価証券 5,300株
リテールパートナーズ	26,400	1,581.00	41,738,400	貸付有価証券 1,200株
ケーヨー	28,600	823.00	23,537,800	貸付有価証券 100株
上新電機	15,800	1,942.00	30,683,600	
日本瓦斯	95,200	2,018.00	192,113,600	貸付有価証券 500株
ロイヤルホールディングス	34,400	2,801.00	96,354,400	貸付有価証券 16,100株
東天紅	1,000	814.00	814,000	
いなげや	17,300	1,590.00	27,507,000	貸付有価証券 8,000株 (1,300株)
チヨダ	17,000	846.00	14,382,000	貸付有価証券 6,500株
ライフコーポレーション	15,500	2,990.00	46,345,000	貸付有価証券 100株
リンガーハット	22,900	2,392.00	54,776,800	貸付有価証券 8,200株
M r M a x HD	24,900	623.00	15,512,700	貸付有価証券 100株
テンアライド	15,400	265.00	4,081,000	貸付有価証券 8,000株 (1,600株)
A O K Iホールディングス	33,000	900.00	29,700,000	
オークワ	28,400	900.00	25,560,000	貸付有価証券 5,600株
コメリ	27,300	3,065.00	83,674,500	
青山商事	38,000	932.00	35,416,000	貸付有価証券 300株
しまむら	20,900	12,430.00	259,787,000	貸付有価証券 900株
はせがわ	6,600	340.00	2,244,000	
高島屋	134,000	1,960.00	262,640,000	貸付有価証券 7,800株
松屋	30,100	1,159.00	34,885,900	貸付有価証券 6,300株
エイチ・ツー・オー テイリング	86,500	1,583.00	136,929,500	貸付有価証券 600株

近鉄百貨店	7,600	2,493.00	18,946,800	
丸井グループ	131,100	2,496.00	327,225,600	貸付有価証券 2,600株
アクシアル リテイリング	12,100	3,380.00	40,898,000	
井筒屋	6,600	325.00	2,145,000	貸付有価証券 3,300株
イオン	602,400	2,757.00	1,660,816,800	貸付有価証券 13,400株
イズミ	27,000	3,185.00	85,995,000	
平和堂	29,700	2,066.00	61,360,200	貸付有価証券 700株
フジ	27,300	1,771.00	48,348,300	貸付有価証券 1,700株
ヤオコー	20,100	7,200.00	144,720,000	貸付有価証券 3,300株
ゼビオホールディングス	24,100	1,217.00	29,329,700	
ケーズホールディングス	125,600	1,208.00	151,724,800	貸付有価証券 29,200株
O l y m p i c グループ	5,100	537.00	2,738,700	貸付有価証券 400株
日産東京販売ホールディングス	17,600	344.00	6,054,400	
シルバーライフ	3,400	1,277.00	4,341,800	貸付有価証券 1,800株
G e n k y D r u g S t o r e s	7,800	4,005.00	31,239,000	貸付有価証券 3,600株 (900株)
ナルミヤ・インターナシ ョナル	2,200	959.00	2,109,800	貸付有価証券 200株
ブックオフグループホー ルディングス	9,000	1,318.00	11,862,000	貸付有価証券 4,200株 (800株)
ギフトホールディングス	3,800	5,080.00	19,304,000	貸付有価証券 1,700株 (200株)
アインホールディングス	24,500	5,650.00	138,425,000	
元気寿司	5,000	3,410.00	17,050,000	
ヤマダホールディングス	728,600	441.00	321,312,600	貸付有価証券 74,500株
アーケランズ	26,000	1,616.00	42,016,000	貸付有価証券 10,200株 (3,600株)
ニトリホールディングス	71,900	18,240.00	1,311,456,000	
グルメ杵屋	14,400	1,078.00	15,523,200	
愛眼	10,200	168.00	1,713,600	貸付有価証券 100株
ケーユーホールディン グス	10,400	1,465.00	15,236,000	
吉野家ホールディングス	69,500	2,500.00	173,750,000	貸付有価証券

				4,600株(1,600株)
松屋フーズホールディングス	8,400	4,305.00	36,162,000	
サガミホールディングス	28,500	1,345.00	38,332,500	貸付有価証券 10,400株
関西フードマーケット	16,000	1,548.00	24,768,000	貸付有価証券 300株
王将フードサービス	11,700	6,220.00	72,774,000	
ミニストップ	12,900	1,431.00	18,459,900	貸付有価証券 5,700株
アークス	32,600	2,514.00	81,956,400	貸付有価証券 300株
バローホールディングス	33,900	2,104.00	71,325,600	
ベルク	8,800	6,030.00	53,064,000	
大庄	7,500	1,175.00	8,812,500	貸付有価証券 2,200株
ファーストリテイリング	79,900	31,050.00	2,480,895,000	貸付有価証券 9,700株
サンドラッグ	67,500	3,840.00	259,200,000	
サックスパーホールディングス	16,900	891.00	15,057,900	貸付有価証券 700株(700株)
ヤマザワ	2,500	1,301.00	3,252,500	貸付有価証券 1,100株(500株)
やまや	2,900	2,701.00	7,832,900	貸付有価証券 700株
ベルーナ	42,800	751.00	32,142,800	貸付有価証券 2,500株
いよぎんホールディングス	196,800	788.00	155,078,400	貸付有価証券 15,300株
しずおかフィナンシャルグループ	373,800	1,022.00	382,023,600	貸付有価証券 9,800株
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	139,300	903.00	125,787,900	
楽天銀行	27,100	1,845.00	49,999,500	
島根銀行	4,400	483.00	2,125,200	貸付有価証券 100株
じもとホールディングス	11,400	394.00	4,491,600	貸付有価証券 100株
めぶきフィナンシャルグループ	820,800	344.00	282,355,200	貸付有価証券 63,000株
東京きらぼしフィナンシャルグループ	21,200	2,958.00	62,709,600	貸付有価証券 1,100株
九州フィナンシャルグループ	291,000	498.00	144,918,000	貸付有価証券 300株
ゆうちょ銀行	463,500	1,081.00	501,043,500	貸付有価証券 109,100株(38,200株)

富山第一銀行	55,000	676.00	37,180,000	貸付有価証券 20,000株(5,100株)
コンコルディア・フィナンシャルグループ	911,700	517.00	471,348,900	
西日本フィナンシャルホールディングス	102,700	1,110.00	113,997,000	
三十三フィナンシャルグループ	14,800	1,582.00	23,413,600	
第四北越フィナンシャルグループ	26,000	3,020.00	78,520,000	
ひろぎんホールディングス	215,800	679.00	146,528,200	貸付有価証券 12,100株
おきなわフィナンシャルグループ	15,700	2,040.00	32,028,000	
十六フィナンシャルグループ	21,400	2,981.00	63,793,400	貸付有価証券 900株
北國フィナンシャルホールディングス	18,600	4,835.00	89,931,000	貸付有価証券 4,100株
プロクレアホールディングス	20,300	2,160.00	43,848,000	
あいちフィナンシャルグループ	23,100	2,131.00	49,226,100	貸付有価証券 900株
SBI新生銀行	38,600	2,472.00	95,419,200	貸付有価証券 11,000株
あおぞら銀行	104,000	2,479.00	257,816,000	貸付有価証券 48,500株(12,800株)
三菱UFJフィナンシャル・グループ	10,359,500	863.00	8,940,248,500	貸付有価証券 122,400株
りそなホールディングス	2,090,700	672.30	1,405,577,610	貸付有価証券 72,700株
三井住友トラスト・ホールディングス	300,600	5,018.00	1,508,410,800	貸付有価証券 1,600株
三井住友フィナンシャルグループ	1,208,800	5,678.00	6,863,566,400	
千葉銀行	461,000	876.00	403,836,000	貸付有価証券 19,800株
群馬銀行	321,000	462.00	148,302,000	
武蔵野銀行	21,200	2,174.00	46,088,800	貸付有価証券 1,600株
千葉興業銀行	30,100	542.00	16,314,200	貸付有価証券 2,100株
筑波銀行	72,600	208.00	15,100,800	
七十七銀行	53,000	2,235.00	118,455,000	貸付有価証券 2,700株
秋田銀行	11,100	1,747.00	19,391,700	
山形銀行	18,400	1,069.00	19,669,600	

岩手銀行	11,300	2,143.00	24,215,900	
東邦銀行	130,800	224.00	29,299,200	
東北銀行	6,300	981.00	6,180,300	貸付有価証券 200株
ふくおかフィナンシャル グループ	132,100	2,541.00	335,666,100	貸付有価証券 4,400株
スルガ銀行	145,800	526.00	76,690,800	貸付有価証券 800株
八十二銀行	339,300	588.00	199,508,400	貸付有価証券 9,900株
山梨中央銀行	17,000	1,106.00	18,802,000	
大垣共立銀行	31,500	1,834.00	57,771,000	貸付有価証券 500株
福井銀行	14,800	1,464.00	21,667,200	
清水銀行	6,600	1,443.00	9,523,800	
富山銀行	2,000	1,632.00	3,264,000	貸付有価証券 800株
滋賀銀行	27,500	2,815.00	77,412,500	貸付有価証券 500株
南都銀行	24,900	2,442.00	60,805,800	
百五銀行	155,600	389.00	60,528,400	貸付有価証券 1,400株
京都銀行	52,400	6,760.00	354,224,000	貸付有価証券 500株
紀陽銀行	59,200	1,629.00	96,436,800	貸付有価証券 2,600株
ほくほくフィナンシャル グループ	105,100	969.00	101,841,900	貸付有価証券 3,700株
山陰合同銀行	103,500	768.00	79,488,000	貸付有価証券 2,200株
鳥取銀行	4,100	1,169.00	4,792,900	貸付有価証券 1,800株
百十四銀行	15,100	1,838.00	27,753,800	
四国銀行	26,300	860.00	22,618,000	
阿波銀行	23,200	2,015.00	46,748,000	貸付有価証券 3,200株
大分銀行	9,900	2,053.00	20,324,700	
宮崎銀行	10,800	2,403.00	25,952,400	
佐賀銀行	9,700	1,667.00	16,169,900	
琉球銀行	37,900	906.00	34,337,400	
セブン銀行	592,600	282.00	167,113,200	貸付有価証券 27,700株
みずほフィナンシャルグ ループ	2,392,300	2,015.00	4,820,484,500	貸付有価証券 100株

高知銀行	4,400	678.00	2,983,200	貸付有価証券 500株(500株)
山口フィナンシャルグループ	182,600	837.00	152,836,200	貸付有価証券 2,000株
長野銀行	4,000	1,477.00	5,908,000	
名古屋銀行	10,900	3,420.00	37,278,000	
北洋銀行	250,600	284.00	71,170,400	
大光銀行	3,800	1,099.00	4,176,200	
愛媛銀行	22,300	845.00	18,843,500	
トマト銀行	4,200	1,025.00	4,305,000	
京葉銀行	75,700	557.00	42,164,900	貸付有価証券 3,800株
栃木銀行	75,700	269.00	20,363,300	貸付有価証券 1,800株
北日本銀行	5,800	2,051.00	11,895,800	
東和銀行	30,400	548.00	16,659,200	
福島銀行	13,500	224.00	3,024,000	貸付有価証券 1,200株(1,100株)
大東銀行	5,000	643.00	3,215,000	
トモニホールディングス	133,700	366.00	48,934,200	
フィデアホールディングス	17,100	1,328.00	22,708,800	貸付有価証券 400株(400株)
池田泉州ホールディングス	211,800	236.00	49,984,800	貸付有価証券 6,900株
F P G	55,900	1,082.00	60,483,800	貸付有価証券 300株
ジャパンインベストメントアドバイザー	13,500	1,140.00	15,390,000	貸付有価証券 1,600株
マーキュリアホールディングス	7,600	723.00	5,494,800	
S B I ホールディングス	239,500	2,662.00	637,549,000	貸付有価証券 23,700株(900株)
日本アジア投資	10,200	253.00	2,580,600	
ジャフコグループ	55,200	1,747.00	96,434,400	
大和証券グループ本社	1,182,800	632.00	747,529,600	
野村ホールディングス	3,046,400	485.00	1,477,504,000	
岡三証券グループ	145,200	434.00	63,016,800	貸付有価証券 41,300株(17,900株)
丸三証券	55,000	418.00	22,990,000	貸付有価証券 14,800株
東洋証券	54,900	325.00	17,842,500	貸付有価証券 16,000株

東海東京フィナンシャル・ホールディングス	180,000	358.00	64,440,000	貸付有価証券 24,800株
光世証券	2,900	414.00	1,200,600	
水戸証券	44,400	295.00	13,098,000	
いちよし証券	30,500	591.00	18,025,500	
松井証券	97,700	769.00	75,131,300	貸付有価証券 6,800株
マネックスグループ	178,200	512.00	91,238,400	貸付有価証券 2,400株
極東証券	20,600	623.00	12,833,800	
岩井コスモホールディングス	18,900	1,332.00	25,174,800	
アイザワ証券グループ	23,900	746.00	17,829,400	貸付有価証券 300株
マネーパートナーズグループ	13,400	264.00	3,537,600	
スパークス・グループ	18,400	1,490.00	27,416,000	
小林洋行	5,500	240.00	1,320,000	貸付有価証券 1,100株
かんぽ生命保険	200,800	2,236.00	448,988,800	
SOMPOホールディングス	283,900	5,709.00	1,620,785,100	
アニコムホールディングス	56,200	533.00	29,954,600	貸付有価証券 200株
MS&ADインシュアランスグループホール	336,600	4,550.00	1,531,530,000	貸付有価証券 1,000株
第一生命ホールディングス	808,100	2,516.50	2,033,583,650	貸付有価証券 1,600株
東京海上ホールディングス	1,635,000	2,756.50	4,506,877,500	
T&Dホールディングス	443,900	1,717.00	762,176,300	貸付有価証券 4,900株
アドバンスクリエイト	9,600	1,125.00	10,800,000	貸付有価証券 3,200株
全国保証	43,300	4,910.00	212,603,000	貸付有価証券 9,700株
あんしん保証	6,300	263.00	1,656,900	
ジェイリース	4,300	2,005.00	8,621,500	貸付有価証券 2,000株 (1,700株)
イントラスト	4,900	948.00	4,645,200	
日本モーゲージサービス	7,100	604.00	4,288,400	貸付有価証券 3,500株
C a s a	5,000	869.00	4,345,000	貸付有価証券 2,100株
アルヒ	20,400	1,088.00	22,195,200	貸付有価証券 6,900株 (6,700株)



プレミアムグループ	27,900	1,622.00	45,253,800	貸付有価証券 800株(800株)
ネットプロテクションズ ホールディングス	54,700	515.00	28,170,500	貸付有価証券 12,500株(11,000 株)
クレディセゾン	104,800	1,906.00	199,748,800	貸付有価証券 600株
芙蓉総合リース	15,200	9,880.00	150,176,000	貸付有価証券 700株
みずほリース	24,600	3,885.00	95,571,000	
東京センチュリー	30,900	4,660.00	143,994,000	貸付有価証券 4,700株
日本証券金融	66,300	1,072.00	71,073,600	
アイフル	273,900	369.00	101,069,100	貸付有価証券 1,700株
リコーリース	15,700	3,980.00	62,486,000	貸付有価証券 100株
イオンフィナンシャルサ ービス	95,000	1,223.00	116,185,000	貸付有価証券 100株
アコム	295,200	334.00	98,596,800	貸付有価証券 3,600株
ジャックス	17,600	4,630.00	81,488,000	
オリエントコーポレーシ ョン	43,200	1,137.00	49,118,400	貸付有価証券 4,000株
オリックス	1,085,800	2,331.00	2,530,999,800	
三菱HCキャピタル	644,900	713.00	459,813,700	貸付有価証券 2,500株
九州リースサービス	6,000	874.00	5,244,000	貸付有価証券 100株
日本取引所グループ	464,800	2,205.00	1,024,884,000	
イー・ギャランティ	26,800	2,101.00	56,306,800	
アサックス	5,800	621.00	3,601,800	貸付有価証券 500株
NECキャピタルソリュ ーション	8,100	2,724.00	22,064,400	貸付有価証券 800株
大東建託	60,600	13,090.00	793,254,000	
いちご	190,500	252.00	48,006,000	貸付有価証券 38,400株
日本駐車場開発	175,100	241.00	42,199,100	貸付有価証券 42,100株
スター・マイカ・ホール ディングス	14,900	642.00	9,565,800	
SREホールディングス	8,100	3,205.00	25,960,500	貸付有価証券 3,700株(1,500株)
ADワークスグループ	32,400	182.00	5,896,800	貸付有価証券 900株(700株)

ヒューリック	385,800	1,163.00	448,685,400	貸付有価証券 17,700株
三栄建築設計	8,000	1,497.00	11,976,000	貸付有価証券 400株(400株)
野村不動産ホールディングス	103,400	3,345.00	345,873,000	貸付有価証券 6,100株
三重交通グループホールディングス	35,400	593.00	20,992,200	
サムティ	26,300	2,215.00	58,254,500	貸付有価証券 9,900株
ディア・ライフ	28,200	727.00	20,501,400	
コーセーアールイー	4,100	768.00	3,148,800	貸付有価証券 2,300株
地主	12,600	1,954.00	24,620,400	貸付有価証券 5,900株
プレサンスコーポレーション	26,100	2,018.00	52,669,800	
ハウスコム	2,100	1,048.00	2,200,800	
JPMC	8,400	1,149.00	9,651,600	
サンセイランディック	3,800	880.00	3,344,000	
エストラスト	1,600	640.00	1,024,000	
フージャースホールディングス	25,500	859.00	21,904,500	
オープンハウスグループ	60,600	5,700.00	345,420,000	貸付有価証券 1,000株
東急不動産ホールディングス	497,300	679.00	337,666,700	貸付有価証券 2,200株
飯田グループホールディングス	144,900	2,445.00	354,280,500	貸付有価証券 18,900株
イーランド	2,000	1,507.00	3,014,000	
ムゲンエステート	8,600	647.00	5,564,200	
ビーロッド	8,800	611.00	5,376,800	貸付有価証券 100株(100株)
ファーストブラザーズ	2,500	895.00	2,237,500	貸付有価証券 1,300株
And Doホールディングス	9,800	1,051.00	10,299,800	
シーアールイー	9,200	1,272.00	11,702,400	貸付有価証券 100株
プロパティエージェント	1,600	1,128.00	1,804,800	
ケイアイスター不動産	8,000	4,300.00	34,400,000	貸付有価証券 200株
アグレ都市デザイン	2,300	1,556.00	3,578,800	貸付有価証券 100株
グッドコムアセット	15,300	790.00	12,087,000	

ジェイ・エス・ビー	4,100	4,350.00	17,835,000	
ロードスターキャピタル	9,400	1,403.00	13,188,200	貸付有価証券 3,000株
テンポイノベーション	3,900	1,223.00	4,769,700	
グローバル・リンク・マ ネジメント	2,500	1,169.00	2,922,500	貸付有価証券 200株 (200株)
フェイスネットワーク	3,500	811.00	2,838,500	貸付有価証券 100株 (100株)
パーク24	128,900	2,161.00	278,552,900	貸付有価証券 6,800株
パラカ	5,800	2,033.00	11,791,400	
三井不動産	714,800	2,667.00	1,906,371,600	貸付有価証券 3,600株
三菱地所	998,100	1,666.00	1,662,834,600	貸付有価証券 200株
平和不動産	26,800	3,880.00	103,984,000	
東京建物	157,600	1,701.00	268,077,600	貸付有価証券 61,300株
京阪神ビルディング	27,800	1,215.00	33,777,000	
住友不動産	299,000	3,107.00	928,993,000	貸付有価証券 8,200株
テーオーシー	29,900	631.00	18,866,900	貸付有価証券 3,500株
東京楽天地	2,700	4,260.00	11,502,000	
レオパレス21	186,200	387.00	72,059,400	貸付有価証券 16,500株
スターツコーポレーショ ン	23,700	2,589.00	61,359,300	
フジ住宅	23,100	704.00	16,262,400	
空港施設	20,000	574.00	11,480,000	
明和地所	6,200	833.00	5,164,600	
ゴールドクレスト	15,700	1,777.00	27,898,900	
エスリード	7,800	2,223.00	17,339,400	貸付有価証券 400株
日神グループホールディ ングス	26,500	470.00	12,455,000	
日本エスコン	37,100	869.00	32,239,900	
MIRARTHホールデ イングス	83,600	387.00	32,353,200	
AVANTIA	7,200	830.00	5,976,000	貸付有価証券 300株
イオンモール	85,800	1,855.00	159,159,000	
毎日コムネット	4,700	830.00	3,901,000	貸付有価証券 2,200株 (400株)

ファースト住建	5,200	1,100.00	5,720,000	貸付有価証券 900株
カチタス	44,500	2,634.00	117,213,000	
トーセイ	27,500	1,655.00	45,512,500	貸付有価証券 200株
穴吹興産	2,500	2,324.00	5,810,000	貸付有価証券 1,100株
サンフロンティア不動産	27,600	1,334.00	36,818,400	
FJネクストホールディングス	17,400	1,036.00	18,026,400	貸付有価証券 2,600株
インテリックス	3,100	565.00	1,751,500	
ランドビジネス	4,700	283.00	1,330,100	
サンネクスタグループ	3,800	1,008.00	3,830,400	
グランディハウス	10,800	562.00	6,069,600	
日本空港ビルデング	58,500	6,660.00	389,610,000	
明豊ファシリティワークス	6,700	797.00	5,339,900	
日本工営	10,400	3,795.00	39,468,000	
LIFULL	59,000	216.00	12,744,000	貸付有価証券 10,500株 (10,500株)
MIXI	39,300	2,847.00	111,887,100	
ジェイエシーリクルートメント	15,600	2,507.00	39,109,200	
日本M&Aセンターホールディングス	296,300	1,001.00	296,596,300	貸付有価証券 21,900株
メンバーズ	5,000	1,303.00	6,515,000	貸付有価証券 800株
中広	1,900	398.00	756,200	
UTグループ	25,400	2,606.00	66,192,400	
アイティメディア	6,600	1,276.00	8,421,600	
E・Jホールディングス	10,100	1,631.00	16,473,100	貸付有価証券 3,400株
オープンアップグループ	51,800	1,923.00	99,611,400	
コシダカホールディングス	51,700	1,120.00	57,904,000	貸付有価証券 14,200株
アルトナー	3,300	1,410.00	4,653,000	
パソナグループ	20,900	1,867.00	39,020,300	貸付有価証券 2,800株
CDS	3,300	1,830.00	6,039,000	
リンクアンドモチベーション	49,700	481.00	23,905,700	貸付有価証券 4,500株 (4,500株)
エス・エム・エス	65,700	3,045.00	200,056,500	

サニーサイドアップグループ	4,000	732.00	2,928,000	貸付有価証券 300株(300株)
パーソルホールディングス	193,300	2,789.00	539,113,700	
リニカル	7,600	699.00	5,312,400	
クックパッド	47,200	191.00	9,015,200	貸付有価証券 7,800株(5,800株)
エスクリ	5,500	457.00	2,513,500	貸付有価証券 2,600株
アイ・ケイ・ケイホールディングス	6,600	660.00	4,356,000	貸付有価証券 1,700株
学情	7,800	1,616.00	12,604,800	貸付有価証券 2,600株
スタジオアリス	8,600	2,155.00	18,533,000	貸付有価証券 4,100株
シミックホールディングス	8,300	1,983.00	16,458,900	
エプロ	2,900	751.00	2,177,900	貸付有価証券 1,300株(300株)
N J S	3,800	2,298.00	8,732,400	
総合警備保障	64,100	3,855.00	247,105,500	
カカコム	126,700	1,825.00	231,227,500	
セントケア・ホールディング	11,000	781.00	8,591,000	
サイネックス	2,300	573.00	1,317,900	
ルネサンス	12,100	950.00	11,495,000	貸付有価証券 1,000株(600株)
ディップ	30,200	3,380.00	102,076,000	貸付有価証券 900株
デジタルホールディングス	13,500	1,195.00	16,132,500	
新日本科学	18,300	2,230.00	40,809,000	貸付有価証券 6,900株
キャリアデザインセンター	2,800	1,617.00	4,527,600	
ベネフィット・ワン	80,000	1,870.00	149,600,000	貸付有価証券 3,400株
エムスリー	341,200	3,031.00	1,034,177,200	貸付有価証券 900株
ツカダ・グローバルホールディング	8,600	461.00	3,964,600	
ブラス	1,500	1,131.00	1,696,500	
アウトソーシング	102,800	1,428.00	146,798,400	
ウェルネット	10,200	630.00	6,426,000	貸付有価証券 3,600株(3,600株)
ワールドホールディング	7,800	2,766.00	21,574,800	貸付有価証券

ス				700株
ディー・エヌ・エー	69,000	1,947.00	134,343,000	貸付有価証券 200株
博報堂D Yホールディングス	220,200	1,585.00	349,017,000	貸付有価証券 20,800株
ぐるなび	31,700	361.00	11,443,700	貸付有価証券 3,800株
タカミヤ	23,400	449.00	10,506,600	貸付有価証券 100株
ジャパンベストレスキューシステム	8,600	721.00	6,200,600	
ファンコミュニケーションズ	33,800	416.00	14,060,800	
ライク	6,400	1,844.00	11,801,600	貸付有価証券 3,000株
ビジネス・ブレークスルー	5,000	431.00	2,155,000	
エスプール	49,600	613.00	30,404,800	貸付有価証券 2,400株
WDBホールディングス	8,800	2,054.00	18,075,200	
ティア	7,900	455.00	3,594,500	
CDG	1,400	1,359.00	1,902,600	
アドウェイズ	23,700	701.00	16,613,700	貸付有価証券 6,000株 (4,100株)
バリューコマース	13,000	1,339.00	17,407,000	
インフォマート	179,200	297.00	53,222,400	貸付有価証券 8,700株
J Pホールディングス	49,700	318.00	15,804,600	貸付有価証券 4,500株
CLホールディングス	4,800	933.00	4,478,400	貸付有価証券 2,200株
プレステージ・インターナショナル	72,700	593.00	43,111,100	
アミューズ	9,400	1,843.00	17,324,200	
ドリームインキュベータ	5,300	2,752.00	14,585,600	貸付有価証券 100株 (100株)
クイック	13,200	1,985.00	26,202,000	
TAC	6,500	204.00	1,326,000	貸付有価証券 200株
電通グループ	169,700	4,875.00	827,287,500	貸付有価証券 29,100株
テイクアンドギヴ・ニーズ	4,600	1,351.00	6,214,600	貸付有価証券 1,900株 (200株)
ぴあ	5,800	3,410.00	19,778,000	
イオンファンタジー	7,400	3,225.00	23,865,000	貸付有価証券 3,000株

シーティーエス	19,100	739.00	14,114,900	
ネクシィーズグループ	4,100	651.00	2,669,100	
H. U. グループホールディングス	50,500	2,795.00	141,147,500	貸付有価証券 2,900株
アルプス技研	15,000	2,567.00	38,505,000	
日本空調サービス	18,500	737.00	13,634,500	
オリエンタルランド	913,700	4,860.00	4,440,582,000	
ダスキン	38,400	3,330.00	127,872,000	
明光ネットワークジャパン	21,000	651.00	13,671,000	
ファルコホールディングス	7,800	2,019.00	15,748,200	
秀英予備校	3,000	409.00	1,227,000	貸付有価証券 100株
ラウンドワン	144,400	648.00	93,571,200	貸付有価証券 40,200株
リゾートトラスト	68,200	2,252.00	153,586,400	貸付有価証券 1,200株
ビー・エム・エル	21,400	3,090.00	66,126,000	
りらいあコミュニケーションズ	28,200	1,460.00	41,172,000	貸付有価証券 500株 (500株)
リソー教育	78,500	286.00	22,451,000	貸付有価証券 400株
早稲田アカデミー	9,600	1,409.00	13,526,400	貸付有価証券 2,300株
ユー・エス・エス	177,600	2,260.00	401,376,000	貸付有価証券 1,400株
東京個別指導学院	20,500	542.00	11,111,000	貸付有価証券 2,500株 (600株)
サイバーエージェント	381,400	1,130.00	430,982,000	貸付有価証券 26,900株
楽天グループ	800,100	670.00	536,067,000	貸付有価証券 259,900株
クリーク・アンド・リバー社	10,100	2,061.00	20,816,100	貸付有価証券 3,900株 (900株)
SBIグローバルアセットマネジメント	28,200	498.00	14,043,600	
テー・オー・ダブリュー	33,800	332.00	11,221,600	貸付有価証券 300株
山田コンサルティンググループ	8,700	1,975.00	17,182,500	
セントラルスポーツ	6,500	2,558.00	16,627,000	貸付有価証券 2,500株
フルキャストホールディングス	16,500	2,423.00	39,979,500	
エン・ジャパン	31,200	2,396.00	74,755,200	

リゾルホールディングス	1,200	4,850.00	5,820,000	貸付有価証券 600株(200株)
テクノプロ・ホールディングス	102,100	3,430.00	350,203,000	
アトラグループ	3,000	185.00	555,000	
インターワークス	3,400	362.00	1,230,800	
アイ・アールジャパンホールディングス	9,000	2,152.00	19,368,000	貸付有価証券 3,300株
K e e P e r 技研	10,700	5,810.00	62,167,000	貸付有価証券 100株
ファーストロジック	1,600	875.00	1,400,000	貸付有価証券 200株(200株)
三機サービス	2,000	1,153.00	2,306,000	貸付有価証券 1,000株
G u n o s y	13,700	577.00	7,904,900	貸付有価証券 2,900株
デザインワン・ジャパン	3,300	180.00	594,000	貸付有価証券 900株(800株)
イー・ガーディアン	6,500	2,287.00	14,865,500	貸付有価証券 3,000株(500株)
リブセンス	6,200	281.00	1,742,200	貸付有価証券 2,500株(1,200株)
ジャパンマテリアル	52,800	2,065.00	109,032,000	貸付有価証券 2,400株
ベクトル	27,100	1,265.00	34,281,500	
ウチヤマホールディングス	5,700	278.00	1,584,600	貸付有価証券 200株(200株)
チャーム・ケア・コーポレーション	14,400	1,112.00	16,012,800	貸付有価証券 1,400株
キャリアリンク	6,300	2,244.00	14,137,200	貸付有価証券 2,200株(1,200株)
I B J	10,600	640.00	6,784,000	貸付有価証券 4,900株(3,600株)
アサンテ	8,500	1,652.00	14,042,000	
バリューHR	15,100	1,518.00	22,921,800	貸付有価証券 5,200株
M&Aキャピタルパートナーズ	13,900	3,310.00	46,009,000	貸付有価証券 400株
ライドオンエクスプレスホールディングス	6,100	1,088.00	6,636,800	
E R I ホールディングス	3,400	1,415.00	4,811,000	
アビスト	2,100	3,040.00	6,384,000	貸付有価証券 100株(100株)
シグマクシス・ホールディングス	26,200	1,209.00	31,675,800	貸付有価証券 300株
ウィルグループ	14,400	1,098.00	15,811,200	貸付有価証券 800株



エスクロー・エージェン ト・ジャパン	14,100	142.00	2,002,200	
メドピア	15,200	1,114.00	16,932,800	貸付有価証券 3,400株
レアジョブ	2,600	1,492.00	3,879,200	貸付有価証券 100株
リクルートホールディン グス	1,278,200	3,831.00	4,896,784,200	貸付有価証券 18,300株
エラン	22,800	994.00	22,663,200	
土木管理総合試験所	5,600	335.00	1,876,000	
日本郵政	2,262,800	1,130.50	2,558,095,400	
ベルシステム24ホール ディングス	23,100	1,427.00	32,963,700	貸付有価証券 1,800株
鎌倉新書	19,600	907.00	17,777,200	貸付有価証券 2,800株
SMN	3,200	472.00	1,510,400	貸付有価証券 600株
一蔵	1,700	584.00	992,800	
グローバルキッズCOM PANY	2,500	671.00	1,677,500	貸付有価証券 1,200株 (1,200株)
エアトリ	12,600	2,638.00	33,238,800	貸付有価証券 5,800株
アトラエ	10,200	825.00	8,415,000	貸付有価証券 100株
ストライク	7,300	3,475.00	25,367,500	貸付有価証券 1,200株 (800株)
ソラスト	47,600	651.00	30,987,600	
セラク	5,300	1,648.00	8,734,400	貸付有価証券 100株
インソース	37,500	1,252.00	46,950,000	貸付有価証券 800株
ベिकाレント・コンサル ティング	136,700	5,100.00	697,170,000	貸付有価証券 40,700株
Orchestra H oldings	3,700	1,541.00	5,701,700	貸付有価証券 200株 (200株)
アイモバイル	7,700	1,286.00	9,902,200	
キャリアインデックス	4,600	342.00	1,573,200	
MS-Japan	4,400	1,028.00	4,523,200	貸付有価証券 600株
船場	2,300	768.00	1,766,400	
ジャパンエレベーターサ ービスホールディン	61,500	1,977.00	121,585,500	貸付有価証券 2,600株
フルテック	1,900	1,109.00	2,107,100	
グリーンズ	4,500	1,510.00	6,795,000	貸付有価証券 1,000株

ツナググループ・ホールディングス	3,800	712.00	2,705,600	
Game With	4,000	366.00	1,464,000	貸付有価証券 1,900株(100株)
MS&Consulting	1,600	613.00	980,800	
ウェルビー	12,700	696.00	8,839,200	
エル・ティー・エス	2,200	2,589.00	5,695,800	
ミダックホールディングス	10,500	2,004.00	21,042,000	貸付有価証券 500株
日総工産	12,900	795.00	10,255,500	貸付有価証券 1,500株
キュービーネットホールディングス	8,200	1,423.00	11,668,600	
RPAホールディングス	23,400	368.00	8,611,200	貸付有価証券 4,400株(4,400株)
スプリックス	3,900	942.00	3,673,800	
マネジメントソリューションズ	9,500	3,180.00	30,210,000	貸付有価証券 4,400株
プロレド・パートナーズ	4,200	502.00	2,108,400	
and factory	4,000	385.00	1,540,000	
テノ.ホールディングス	1,600	764.00	1,222,400	
フロンティア・マネジメント	5,800	934.00	5,417,200	貸付有価証券 500株(100株)
ピアラ	2,200	530.00	1,166,000	貸付有価証券 100株
コプロ・ホールディングス	2,200	1,491.00	3,280,200	
ギークス	1,900	1,164.00	2,211,600	貸付有価証券 800株
アンビスホールディングス	18,500	2,853.00	52,780,500	貸付有価証券 8,600株
カーブスホールディングス	47,200	775.00	36,580,000	貸付有価証券 500株
フォーラムエンジニアリング	10,100	850.00	8,585,000	
Fast Fitness Japan	5,900	1,793.00	10,578,700	
ダイレクトマーケティングミックス	20,700	1,307.00	27,054,900	貸付有価証券 1,300株
ポピンズ	2,600	1,762.00	4,581,200	
LITALICO	13,400	2,686.00	35,992,400	
アドバンテッジリスクマネジメント	6,100	464.00	2,830,400	
リログループ	96,100	2,085.00	200,368,500	

東祥	12,000	1,365.00	16,380,000	貸付有価証券 700株
ビーウィズ	4,300	1,987.00	8,544,100	
TREホールディングス	36,300	1,215.00	44,104,500	
人・夢・技術グループ	6,500	1,544.00	10,036,000	
大栄環境	43,900	1,891.00	83,014,900	貸付有価証券 200株
日本管財ホールディングス	18,100	2,672.00	48,363,200	
エイチ・アイ・エス	45,100	1,993.00	89,884,300	貸付有価証券 18,000株
ラックランド	7,200	3,250.00	23,400,000	貸付有価証券 1,800株 (1,800株)
共立メンテナンス	29,600	5,420.00	160,432,000	貸付有価証券 13,700株 (9,600株)
イチネンホールディングス	18,300	1,335.00	24,430,500	
建設技術研究所	8,900	3,525.00	31,372,500	
スペース	12,500	955.00	11,937,500	
燦ホールディングス	7,300	2,324.00	16,965,200	
スバル興業	800	9,550.00	7,640,000	
東京テアトル	4,900	1,140.00	5,586,000	貸付有価証券 100株 (100株)
タナベコンサルティンググループ	5,200	910.00	4,732,000	
ナガワ	4,600	6,380.00	29,348,000	貸付有価証券 1,400株
東京都競馬	14,500	4,210.00	61,045,000	
常磐興産	4,600	1,256.00	5,777,600	貸付有価証券 2,600株
カナモト	31,600	2,272.00	71,795,200	貸付有価証券 200株
ニシオホールディングス	16,000	3,310.00	52,960,000	
トランス・コスモス	21,500	3,315.00	71,272,500	貸付有価証券 600株
乃村工藝社	75,300	937.00	70,556,100	
藤田観光	7,700	3,570.00	27,489,000	貸付有価証券 200株 (200株)
KN T-C Tホールディングス	10,300	1,547.00	15,934,100	貸付有価証券 600株
トーカイ	15,300	2,029.00	31,043,700	
白洋舎	1,700	2,200.00	3,740,000	貸付有価証券 700株
セコム	175,800	8,822.00	1,550,907,600	

	セントラル警備保障	9,300	2,806.00	26,095,800	貸付有価証券 100株
	丹青社	33,500	830.00	27,805,000	
	メイテック	67,400	2,251.00	151,717,400	
	応用地質	16,100	2,078.00	33,455,800	
	船井総研ホールディングス	35,900	2,604.00	93,483,600	
	進学会ホールディングス	4,400	296.00	1,302,400	貸付有価証券 2,100株 (200株)
	オオバ	8,300	784.00	6,507,200	貸付有価証券 4,800株 (200株)
	いであ	3,000	1,610.00	4,830,000	貸付有価証券 100株
	学究社	6,900	2,223.00	15,338,700	貸付有価証券 400株 (400株)
	ベネッセホールディングス	64,400	1,970.00	126,868,000	貸付有価証券 2,900株
	イオンディライト	19,100	3,035.00	57,968,500	
	ナック	7,600	959.00	7,288,400	
	ダイセキ	35,200	4,110.00	144,672,000	貸付有価証券 300株
	ステップ	6,300	1,795.00	11,308,500	貸付有価証券 100株 (100株)
	小計 銘柄数：2,143 組入時価比率：98.0%			501,080,719,500 100.0%	
	合計			501,080,719,500	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 備考欄の貸付有価証券の( )内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券(2023年5月10日現在)

該当事項はありません。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年5月10日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	9,407,786,600	—	9,915,625,000	507,603,275
合計	9,407,786,600	—	9,915,625,000	507,603,275

(注) 時価の算定方法

### 1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

#### 【中間財務諸表】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期中間計算期間(2023年5月11日から2023年11月10日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年1月12日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）の2023年5月11日から2023年11月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）の2023年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年5月11日から2023年11月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 22 期 (2023 年 5 月 10 日現在)	第 23 期中間計算期間末 (2023 年 11 月 10 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,527,723	1,908,769
親投資信託受益証券	500,241,115	513,284,150
未収入金	1,420,572	193,437
流動資産合計	503,189,410	515,386,356
資産合計	503,189,410	515,386,356
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	129,898	-
未払解約金	1,227,322	417,210
未払受託者報酬	132,940	141,456
未払委託者報酬	1,249,605	1,329,627
未払利息	2	-
その他未払費用	7,915	8,423
流動負債合計	2,747,682	1,896,716
負債合計	2,747,682	1,896,716
純資産の部		
元本等		
元本	259,797,535	255,384,032
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	240,644,193	258,105,608
(分配準備積立金)	93,002,430	87,121,713
元本等合計	500,441,728	513,489,640
純資産合計	500,441,728	513,489,640
負債純資産合計	503,189,410	515,386,356

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 22 期中間計算期間 自 2022 年 5 月 11 日 至 2022 年 11 月 10 日	第 23 期中間計算期間 自 2023 年 5 月 11 日 至 2023 年 11 月 10 日
営業収益		
有価証券売買等損益	8,124,851	23,159,003
営業収益合計	8,124,851	23,159,003
営業費用		
支払利息	89	151
受託者報酬	133,606	141,456
委託者報酬	1,255,876	1,329,627
その他費用	7,951	8,423
営業費用合計	1,397,522	1,479,657



営業利益又は営業損失（△）	6,727,329	21,679,346
経常利益又は経常損失（△）	6,727,329	21,679,346
中間純利益又は中間純損失（△）	6,727,329	21,679,346
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	226,014	1,009,448
期首剰余金又は期首欠損金（△）	210,897,673	240,644,193
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,712,462	12,329,314
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,712,462	12,329,314
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,212,002	15,537,797
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,212,002	15,537,797
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	220,899,448	258,105,608

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2023年5月11日から2023年11月10日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第22期 2023年5月10日現在	第23期中間計算期間末 2023年11月10日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 259,797,535 口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 255,384,032 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9263円 (10,000口当たり純資産額) (19,263円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.0107円 (10,000口当たり純資産額) (20,107円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第22期 2023年5月10日現在	第23期中間計算期間末 2023年11月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

(その他の注記)

## 1 元本の移動

第22期 自 2022年 5月 11日 至 2023年 5月 10日		第23期中間計算期間 自 2023年 5月 11日 至 2023年 11月 10日	
期首元本額	259,411,345 円	期首元本額	259,797,535 円
期中追加設定元本額	21,446,896 円	期中追加設定元本額	12,337,513 円
期中一部解約元本額	21,060,706 円	期中一部解約元本額	16,751,016 円

## 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

### (参考)

当ファンドは「国内債券マザーファンド」および「国内株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## 国内債券マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(2023年 11月 10日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	144,700,630
国債証券	18,798,799,910
未収入金	52,801,000
未収利息	41,979,297
前払費用	907,908
流動資産合計	19,039,188,745
資産合計	19,039,188,745
負債の部	
流動負債	
未払解約金	16,882,254
未払利息	58
流動負債合計	16,882,312
負債合計	16,882,312
純資産の部	
元本等	
元本	14,921,412,241
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	4,100,894,192
元本等合計	19,022,306,433
純資産合計	19,022,306,433
負債純資産合計	19,039,188,745

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券
--------------------	------

2. 費用・収益の計上基準	原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年11月10日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,2748円
(10,000口当たり純資産額)	(12,748円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年11月10日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年11月10日現在	
期首	2023年5月11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	16,728,022,987円
同期中における追加設定元本額	2,678,659,736円
同期中における一部解約元本額	4,485,270,482円
期末元本額	14,921,412,241円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	601,020,952円
バランスセレクト50	690,113,026円
バランスセレクト70	363,825,429円
ネクストコア	124,062,873円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	247,264,968円
野村国内外マルチアセット(6資産)オープン投信(適格機関投資家専用)	956,034,336円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)	28,435,433円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)	67,627,904円
バランスセレクト70(確定拠出年金向け)	29,634,134円
野村日本国債インデックスファンド(確定拠出年金向け)	4,804,708,000円
国内債券・株式バランスファンド(確定拠出年金向け)	198,911,833円
野村DC運用戦略ファンド	5,362,164,627円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	1,447,608,726円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2023年11月10日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	37,281,245,199
株式	582,832,579,840
派生商品評価勘定	146,720,295
未収配当金	5,376,392,867
未収利息	111,055
その他未収収益	49,436,075
差入委託証拠金	677,369,190
流動資産合計	626,363,854,521
資産合計	626,363,854,521
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	78,430,875
未払金	241,290
未払解約金	375,263,642
未払利息	14,994
有価証券貸借取引受入金	29,442,443,408
流動負債合計	29,896,394,209
負債合計	29,896,394,209
純資産の部	
元本等	
元本	229,463,681,325
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	367,003,778,987
元本等合計	596,467,460,312
純資産合計	596,467,460,312
負債純資産合計	626,363,854,521

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (貸借対照表に関する注記)

2023年11月10日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,5994円
(10,000口当たり純資産額)	(25,994円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	28,367,222,850円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

2023年11月10日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
先物取引	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

## (その他の注記)

## 元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年11月10日現在	
期首	2023年5月11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	222,905,745,135円
同期中における追加設定元本額	23,022,804,411円
同期中における一部解約元本額	16,464,868,221円
期末元本額	229,463,681,325円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	107,343,915円
バランスセレクト50	254,013,625円
バランスセレクト70	406,147,765円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,792,164,283円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,432,580,661円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	9,879,942,794円
野村資産設計ファンド2015	27,208,311円
野村資産設計ファンド2020	30,715,021円
野村資産設計ファンド2025	47,286,674円
野村資産設計ファンド2030	79,398,407円
野村資産設計ファンド2035	78,221,929円
野村資産設計ファンド2040	141,350,726円
野村日本株インデックス(野村投資一任口座向け)	20,600,609,813円
のむラップ・ファンド(保守型)	1,785,092,474円
のむラップ・ファンド(普通型)	14,038,911,997円
のむラップ・ファンド(積極型)	6,415,147,416円
野村資産設計ファンド2045	33,406,273円
野村インデックスファンド・TOPIX	2,135,083,176円
マイ・ロード	2,117,481,438円
ネクストコア	18,772,283円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,161,809,312円
野村TOPIXインデックス(野村SMA・EW向け)	2,669,685,251円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	1,080,491,852円
野村資産設計ファンド2050	36,373,976円

野村ターゲットデートファンド2016	2026-2028年目標型	8,970,670円
野村ターゲットデートファンド2016	2029-2031年目標型	5,657,752円
野村ターゲットデートファンド2016	2032-2034年目標型	4,657,176円
野村ターゲットデートファンド2016	2035-2037年目標型	4,560,546円
のむラップ・ファンド (やや保守型)		326,788,322円
のむラップ・ファンド (やや積極型)		994,187,422円
インデックス・ブレンド (タイプI)		5,670,078円
インデックス・ブレンド (タイプII)		4,360,365円
インデックス・ブレンド (タイプIII)		31,007,935円
インデックス・ブレンド (タイプIV)		11,718,286円
インデックス・ブレンド (タイプV)		39,274,949円
野村6資産均等バランス		4,057,669,053円
世界6資産分散ファンド		90,268,579円
野村資産設計ファンド2060		31,688,596円
はじめてのNISA・日本株式インデックス (TOPIX)		11,550,726円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 日本株式		3,745,609,495円
グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)		187,422,727円
グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)		109,909,468円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)		254,925,646円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)		115,097,447円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)		1,775,796円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)		4,507,034円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)		199,858円
野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)		1,483,261,516円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA (適格機関投資家専用)		965,547円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)		14,757,544円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS (適格機関投資家専用)		32,476,743円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)		8,458,254円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)		71,194,492円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)		131,996,083円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)		3,505,172,652円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)		29,020,009円
ノムラ日本株式インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)		196,963,623円
ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX (適格機関投資家専用)		3,908,256,685円
野村国内外マルチアセット (6資産) ファンド (適格機関投資家専用)		31,165,389円
野村国内外マルチアセット (6資産) オープン投信 (適格機関投資家専用)		120,498,921円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)		1,837,655円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)		5,196,103円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)		24,891,212円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)		33,511,375円
国内債券・株式バランスファンド (確定拠出年金向け)		99,912,036円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)		7,639,246,857円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)		23,403,875,762円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)		30,135,004,424円
野村国内株式インデックスファンド・TOPIX (確定拠出年金向け)		40,047,849,592円
マイバランスDC30		3,340,609,402円
マイバランスDC50		6,125,702,098円
マイバランスDC70		7,242,696,553円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX		13,491,935,114円
野村DC運用戦略ファンド		813,281,755円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)		36,077,357円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)		2,015,816,555円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)		1,879,978,840円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)		1,662,768,767円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース		15,532,366円

野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	7,574,675円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	135,477,080円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	44,806,365円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	47,397,351円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	34,777,381円
マイターゲット2035(確定拠出年金向け)	1,076,296,124円
マイターゲット2045(確定拠出年金向け)	843,975,222円
マイターゲット2055(確定拠出年金向け)	635,549,010円
マイターゲット2060(確定拠出年金向け)	866,131,956円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	28,769,821円
マイターゲット2065(確定拠出年金向け)	337,112,482円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	157,711,938円
みらいバランス・株式10(富士通企業年金基金DC向け)	193,990,077円
野村DCバランスファンド(年金運用戦略タイプ)	87,483,264円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

#### 国内債券・株式バランスファンド(確定拠出年金向け)

2023年11月30日現在

I 資産総額	520,881,840円
II 負債総額	512,413円
III 純資産総額(I-II)	520,369,427円
IV 発行済口数	255,268,705口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	2.0385円

#### (参考)国内債券マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	19,380,966,967円
II 負債総額	349,443,967円
III 純資産総額(I-II)	19,031,523,000円
IV 発行済口数	14,755,955,675口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.2898円

#### (参考)国内株式マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	685,946,797,431円
II 負債総額	78,094,022,780円
III 純資産総額(I-II)	607,852,774,651円
IV 発行済口数	230,045,243,998口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	2.6423円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

##### (5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。



## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

2023年12月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2)会社の機構

###### (a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

###### **株主総会**

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### **取締役会**

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

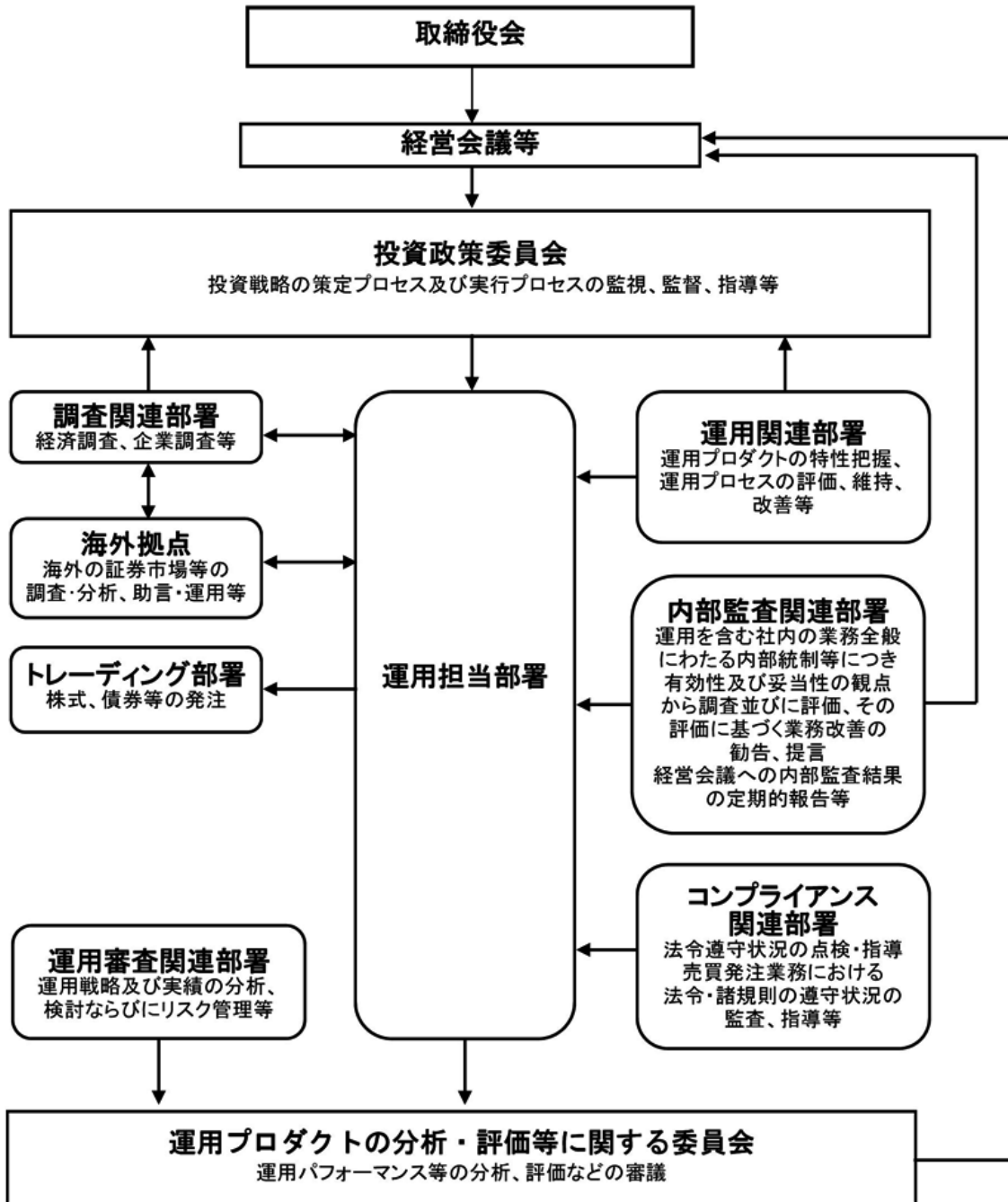
###### **代表取締役・業務執行取締役**

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

###### **監査等委員会**

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2023年11月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	998	46,504,659
単位型株式投資信託	176	662,729
追加型公社債投資信託	14	6,759,998
単位型公社債投資信託	464	957,221
合計	1,652	54,884,607

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財

務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2023年11月24日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成



することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,006		1,865
金銭の信託			35,894		42,108
有価証券			29,300		21,900
前払金			11		11
前払費用			454		775
未収入金			694		1,775
未収委託者報酬			27,176		26,116
未収運用受託報酬			4,002		3,780
短期貸付金			1,835		1,001
未収還付法人税等			-		2,083
その他			57		84
貸倒引当金			△15		△15
流動資産計			101,417		101,486
固定資産					
有形固定資産			1,744		1,335
建物	※2	1,219		906	
器具備品	※2	525		428	
無形固定資産			5,210		5,563
ソフトウェア		5,209		5,562	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,067		16,336
投資有価証券		2,201		1,793	
関係会社株式		9,214		10,025	
長期差入保証金		443		520	
長期前払費用		13		10	
前払年金費用		1,297		1,553	
繰延税金資産		2,784		2,340	
その他		112		92	
固定資産計			23,023		23,235
資産合計			124,440		124,722

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			120		124
未払金			17,615		17,879
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		17		57	
未払手数料		8,357		8,409	
関係会社未払金		8,149		8,911	
その他未払金		1,089		500	
未払費用	※1		9,512		9,682
未払法人税等			1,319		1,024
前受収益			22		22
賞与引当金			4,416		3,635
その他			121		46
流動負債計			33,127		32,414
固定負債					
退職給付引当金			3,194		2,940
時効後支払損引当金			588		595
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,905		4,659
負債合計			38,033		37,074
(純資産の部)					
株主資本			86,232		87,419
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,322		56,509
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,637		55,823	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,030		31,217	
評価・換算差額等			174		229
その他有価証券評価差額金			174		229
純資産合計			86,407		87,648
負債・純資産合計			124,440		124,722

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,733		113,491
運用受託報酬			17,671		18,198
その他営業収益			530		331
営業収益計			133,935		132,021
営業費用					
支払手数料			39,087		38,684
広告宣伝費			804		1,187
公告費			0		0
調査費			26,650		29,050
調査費		4,867		6,045	
委託調査費		21,783		23,004	
委託計算費			1,384		1,363
営業雑経費			3,094		3,302
通信費		72		89	
印刷費		918		903	
協会費		79		83	
諸経費		2,023		2,225	
営業費用計			71,021		73,587
一般管理費					
給料			12,033		11,316
役員報酬		229		226	
給料・手当		7,375		7,752	
賞与		4,427		3,337	
交際費			47		78
寄付金			73		115
旅費交通費			65		283
租税公課			1,049		963
不動産賃借料			1,432		1,232
退職給付費用			1,212		829
固定資産減価償却費			2,525		2,409
諸経費			11,116		12,439
一般管理費計			29,556		29,669
営業利益			33,357		28,763

		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	3,530		7,645	
受取利息		10		45	
為替差益		-		49	
その他		1,268		637	
営業外収益計			4,809		8,377
営業外費用					
金銭の信託運用損		1,387		1,736	
時効後支払損引当金繰入額		12		10	
為替差損		23		-	
その他		266		8	
営業外費用計			1,689		1,755
経常利益			36,477		35,385
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		10	
株式報酬受入益		53		46	
固定資産売却益		9		-	
資産除去債務履行差額		141		-	
特別利益計			230		57
特別損失					
投資有価証券等売却損		0		16	
関係会社株式評価損		727		-	
固定資産除却損	※ 2	374		52	
資産除去債務履行差額		0		-	
事務所移転費用		54		-	
特別損失計			1,158		69
税引前当期純利益			35,549		35,374
法人税、住民税及び事業税			10,474		8,890
法人税等調整額			171		419
当期純利益			24,904		26,064

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当期変動額									
剰余金の配当							△26,268	△26,268	△26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,364	△1,364	△1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剰余金の配当			△26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116	116	116
当期変動額合計	116	116	△1,247
当期末残高	174	174	86,407

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
		別途積立金							
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648



[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券  市場価格のない … 時価法  株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  市場価格のない … 移動平均法による原価法  株式等</p>						
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>						
<p>5. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産  定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="670 929 1037 1030"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産  定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
<p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金  一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金  賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金  従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法  退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。  退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金  時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>						

## 7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

### ① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### ② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

### ③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

## [会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

## [会計方針の変更]

### (時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

## [未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2022年3月31日)	当事業年度末 (2023年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,223 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 589 百万円 器具備品 618 <hr/> 合計 1,207	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 <hr/> 合計 1,559

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,525 百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円
※2. 固定資産除却損 建物 346 百万円 器具備品 28 ソフトウェア - <hr/> 合計 374	※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 <hr/> 合計 52

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

## ◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、当社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2) その他（デリバティブ取引）	121	121	-
負債計	121	121	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）1. 2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、前事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他） （※）	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。



## 1. 金融商品の状況に関する事項

### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2022 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2022 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 315 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,886 百万円）は、記載していません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載していません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	△121	△121

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	△1,521
退職給付の支払額	△904
その他	△14
退職給付債務の期末残高	21,967
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	△258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	△672
年金資産の期末残高	19,687
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	△19,687
	△879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	△489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	△1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	△454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	△45
確定給付制度に係る退職給付費用	959
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。



当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>20,314</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>19,378</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
<u>非積立型制度の退職給付債務</u>	<u>2,927</u>
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,387</u>
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,387</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>653</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
<u>合計</u>	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮

しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率 1.4%

退職一時金制度の割引率 1.1%

長期期待運用収益率 2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2022年3月31日)		当事業年度末 (2023年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,381	賞与引当金	1,138
退職給付引当金	990	退職給付引当金	911
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	285	未払事業税	227
投資有価証券評価減	110	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	272	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	182	時効後支払損引当金	184
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	92	ゴルフ会員権評価減	78
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	114	未払社会保険料	85
その他	84	その他	44
繰延税金資産小計	5,376	繰延税金資産小計	4,878
評価性引当額	△1,795	評価性引当額	△1,696
繰延税金資産合計	3,581	繰延税金資産合計	3,181
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△233	資産除去債務に対応する除去費用	△171
関係会社株式評価益	△81	関係会社株式評価益	△84
その他有価証券評価差額金	△78	その他有価証券評価差額金	△102
前払年金費用	△402	前払年金費用	△481
繰延税金負債合計	△796	繰延税金負債合計	△840
繰延税金資産の純額	2,784	繰延税金資産の純額	2,340
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.5%	外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.4%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%
その他	0.1%	その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 2021年4月1日	至 2022年3月31日	自 2022年4月1日	至 2023年3月31日
期首残高		1,371		1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		48	-	
資産除去債務の履行による減少		△296		-
期末残高		1,123		1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
委託者報酬	115,670 百万円
運用受託報酬	16,675 百万円
成功報酬（注）	1,058 百万円
その他営業収益	530 百万円
合計	133,935 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## ◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

##### ① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息	9	未収利息	4

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	29,119	未払手数料	6,013

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。



当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付 金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*1)	27,180	未払手 数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## ◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額 16,775円81銭 1株当たり当期純利益 4,835円10銭	1株当たり純資産額 17,016円74銭 1株当たり当期純利益 5,060円34銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 24,904百万円 普通株式に係る当期純利益 24,904百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 26,064百万円 普通株式に係る当期純利益 26,064百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株

中間財務諸表

◇ 中間貸借対照表

		2023年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		7,755
金銭の信託		42,741
未収委託者報酬		28,981
未収運用受託報酬		5,565
短期貸付金		747
その他		1,398
貸倒引当金		△17
流動資産計		87,173
固定資産		
有形固定資産	※1	1,140
無形固定資産		5,519
ソフトウェア		5,518
その他		0
投資その他の資産		16,784
投資有価証券		1,862
関係会社株式		10,025
長期差入保証金		519
前払年金費用		1,721
繰延税金資産		1,761
その他		893
固定資産計		23,444
資産合計		110,617

		2023年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		29,900
未払金		12,829
未払収益分配金		1
未払償還金		40
未払手数料		9,305
関係会社未払金		2,395
その他未払金	※2	1,085
未払費用		10,122
未払法人税等		2,521
賞与引当金		1,993
その他		201
流動負債計		57,568
固定負債		
退職給付引当金		2,855
時効後支払損引当金		601
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,579
負債合計		62,148
(純資産の部)		
株主資本		48,142
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		17,232
利益準備金		685
その他利益剰余金		16,547
繰越利益剰余金		16,547
評価・換算差額等		325
その他有価証券評価差額金		325
純資産合計		48,468
負債・純資産合計		110,617

## ◇ 中間損益計算書

		自 2023年4月1日 至 2023年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		59,892
運用受託報酬		10,062
その他営業収益		156
営業収益計		70,111
営業費用		
支払手数料		20,743
調査費		15,670
その他営業費用		2,845
営業費用計		39,259
一般管理費	※1	15,475
営業利益		15,376
営業外収益	※2	7,161
営業外費用	※3	715
経常利益		21,822
特別利益	※4	11
特別損失	※5	10
税引前中間純利益		21,823
法人税、住民税及び事業税		4,781
法人税等調整額		536
中間純利益		16,505

◇ 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当中間期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
中間純利益							16,505	16,505	16,505
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△24,606	△14,669	△39,276	△39,276
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	—	16,547	17,232	48,142

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当中間期変動額			
剰余金の配当			△55,782
中間純利益			16,505
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	96	96	96
当中間期変動額合計	96	96	△39,179
当中間期末残高	325	325	48,468

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等</p>						
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>						
<p>5. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。  <table data-bbox="671 965 1018 1061"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> </p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
<p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、</p>						

## 7. 収益及び費用の計上基準

受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

### ① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### ② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

### ③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。



[注記事項]

◇ 中間貸借対照表関係

2023年9月30日現在	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	1,754百万円
※2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

◇ 中間損益計算書関係

自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	196百万円
無形固定資産	958百万円
※2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	6,692百万円
※3 営業外費用のうち主要なもの	
金銭の信託運用損	627百万円
※4 特別利益の内訳	
株式報酬受入益	11百万円
※5 特別損失の内訳	
固定資産除却損	10百万円

◇ 中間株主資本等変動計算書関係

自 2023年4月1日 至 2023年9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少
	普通株式	5,150,693株	—	—
				当中間会計期間末
				5,150,693株
2 配当に関する事項				
	配当金支払額			
	2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。			
	・普通株式の配当に関する事項			
	(1) 配当金の総額		55,782百万円	
	(2) 1株当たり配当額		10,830円	
	(3) 基準日		2023年3月31日	
	(4) 効力発生日		2023年6月30日	

◇ 金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,741	42,741	-
資産計	42,741	42,741	-
(2) その他 (デリバティブ取引)	60	60	-
負債計	60	60	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等 (※)	10,266
組合出資金等	1,621
合計	11,888

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,741	-	42,741
資産計	-	42,741	-	42,741
デリバティブ取引（通貨関連）	-	60	-	60
負債計	-	60	-	60

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

当中間会計期間末 (2023年9月30日)

1. 売買目的有価証券(2023年9月30日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023年9月30日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023年9月30日)

該当事項はありません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間 (2023年9月30日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	684	-	△60	△60

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
委託者報酬	59,884 百万円
運用受託報酬	9,422 百万円
成功報酬 (注)	646 百万円
その他営業収益	156 百万円
合計	70,111 百万円

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

当中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## ◇ 1 株当たり情報

		自 2023 年 4 月 1 日
		至 2023 年 9 月 30 日
1 株当たり純資産額	9,410 円 05 銭	
1 株当たり中間純利益	3,204 円 61 銭	
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。		
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		
中間純利益	16,505 百万円	
普通株主に帰属しない金額	—	
普通株式に係る中間純利益	16,505 百万円	
期中平均株式数	5,150 千株	

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 約款



(国内債券・株式バランスファンド(確定拠出年金向け))

運用の基本方針

約款第 19 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の公社債および株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内債券マザーファンド受益証券および国内株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債および株式に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① 各マザーファンド受益証券への投資比率は以下を基本とし、原則として 3 ヶ月毎にリバランスを行いません。

国内債券マザーファンド受益証券：50%

国内株式マザーファンド受益証券：50%

② 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の 75%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 70%未満とします。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 23 条の範囲で行いません。

④ スワップ取引は約款第 24 条の範囲で行いません。

⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### 3. 収益分配方針

第 1 計算期末は収益分配を行いません。第 2 計算期間以降の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託  
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）  
約款

**（信託の種類、委託者および受託者）**

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**（信託の目的および金額）**

第2条 委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**（信託金の限度額）**

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

**（信託期間）**

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による解約の日までとします。

**（受益権の取得申込みの勧誘の種類）**

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

**（当初の受益者）**

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**（受益権の分割および再分割）**

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については10億円を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）**

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の

整数倍をもって取得申込に応じることができるものとし、

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③ 前項の規定にかかわらず、受益者が第42条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

#### **(受益権の譲渡に係る記載または記録)**

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとし、

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### **(受益権の譲渡の対抗要件)**

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 （削除）

第16条 （削除）

#### **(投資の対象とする資産の種類)**

第17条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとし、

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条及び第24条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

#### （有価証券および金融商品の指図範囲等）

第18条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内債券マザーファンド受益証券（以下「国内債券マザーファンド」といいます。）および国内株式マザーファンド受益証券（以下「国内株式マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第2号から第6号までの証券または証書の性質を有するもの

8. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

9. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

11. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と国内株式マザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 70 以上となる投資の指図をしません。

④ 前項において国内株式マザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドの時価総額に国内株式マザーファンドの信託財産純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (利害関係人等との取引等)

第 18 条の 2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第 27 条において同じ。）、第 27 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条、第 26 条および第 34 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

#### (運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

#### (投資する株式の範囲)

第 20 条 委託者が投資することを指図する株式は、第 19 条の運用の基本方針の範囲内で、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

#### (同一銘柄の株式への投資制限)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と国内株式マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において国内株式マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドの時価総額に国内株式マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第23条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。



2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社

債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (信託業務の委託等)

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (有価証券の保管)

第28条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (一括登録)

第30条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をす

ることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### **(有価証券売却等の指図)**

第 32 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

#### **(再投資の指図)**

第 33 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### **(資金の借入れ)**

第 34 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### **(損益の帰属)**

第 35 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### **(受託者による資金の立替え)**

第 36 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第 37 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、平成 14 年 4 月 12 日から平成 14 年 5 月 10 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第 38 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用および監査費用)

第 39 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、毎計算期間（第 1 計算期間を除く）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第 40 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 52 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第 1 計算期間を除く）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第 41 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、

当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金の再投資)

第 42 条 収益分配金は、原則として、第 1 計算期間を除く毎計算期間終了日の翌日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、販売会社に交付されます。

② 販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (償還金および一部解約金の支払い)

第 43 条 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

② 一部解約金（第 46 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 46 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前 2 項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (償還金の時効)

第 44 条 受益者が、信託終了による償還金について前条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 45 条 受託者は、収益分配金については第 42 条に規定する交付開始前に、償還金については第 43 条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 43 条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託の一部解約)

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときには、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

#### (信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第 48 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 52 条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 49 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 52 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 50 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 51 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 52 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第 52 条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての

受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第 53 条 第 47 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第 47 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 47 条第 2 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

#### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 53 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### (公告)

第 54 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 54 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第 55 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

#### (付 則)

第 1 条 第 42 条第 3 項および第 43 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条、第 13 条（受益証券の種類）から第 16 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。



上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 4 月 12 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の国債に投資することにより、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資は行ないません。

② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託  
国内債券マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第 2 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、あらかじめ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 32 条第 1 項、第 32 条第 2 項、第 35 条第 1 項、第 36 条第 1 項および第 38 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については、1,000 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいひ、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. (削除)

ロ. 為替手形

ハ. (削除)

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
7. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限る)
8. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
9. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
10. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### (運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券

の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (保管業務の委任)

第 17 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### (有価証券の保管)

第 17 条の 2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混蔵寄託)

第 18 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (一括登録)

第 19 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 20 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第 22 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第 23 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金立替え)

第 24 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第 25 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第 26 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用)

第 27 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第 28 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第 29 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 30 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### (信託の一部解約)



第 31 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第 32 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 33 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第 34 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第 35 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 39 条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第36条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第39条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第37条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第38条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第39条の規定にしたがい、委託者は新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第39条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第40条 第32条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第32条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第32条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

#### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第41条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第42条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第43条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第44条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号

受託者 野村信託銀行株式会社

(国内株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託  
国内株式マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第 2 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 2 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 33 条第 1 項、第 33 条第 2 項、第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項および第 39 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については、1,000 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### (運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (投資する株式の範囲)

第 14 条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

#### (信用取引の指図範囲)

第 15 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

#### **(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)**

第 17 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純



資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### **(有価証券の貸付の指図および範囲)**

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### **(有価証券の保管)**

第 19 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### **(混蔵寄託)**

第 20 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### **(信託財産の登記等および記載等の留保等)**

第 21 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第24条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金立替え)

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第26条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第27条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用)

第28条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第29条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第30条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### (信託の一部解約)

第 32 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第 33 条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 34 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第 35 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第 36 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 40 条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 37 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 40 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 38 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 39 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 40 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第 40 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第 41 条 第 33 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 33 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 33 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第42条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第44条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第45条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社